

# 福島県林政史

—森林・林業のあゆみ—

福島県

## 目次

発刊にあたって

福島県知事 佐藤 栄佐久

## 第I編 総論

|                            |    |
|----------------------------|----|
| 第1章 原始・古墳時代 .....          | 3  |
| 第1節 旧石器・縄文時代 .....         | 4  |
| 1 森林の変遷 .....              | 4  |
| 旧石器時代の森林 縄文時代の森林と遺物 スギ林の変遷 |    |
| 2 木質系遺物 .....              | 6  |
| 木の実 木工品 漆工品 荒屋敷遺跡          |    |
| 3 狩 猟 .....                | 10 |
| 第2節 弥生時代 .....             | 13 |
| 第3節 古墳時代 .....             | 13 |
| 1 木質系遺物 .....              | 13 |
| 2 会津大塚山古墳 .....            | 14 |
| 第2章 古代・中世 .....            | 18 |
| 第1節 奈良・平安時代 .....          | 18 |
| 1 記紀と樹木 .....              | 18 |
| 2 木質系遺物と材種 .....           | 18 |
| 3 御山千軒遺跡 .....             | 18 |
| 4 木炭と古代製鉄 .....            | 19 |
| 木炭のおこり 福島県内の遺跡と木炭 古代製鉄と木炭  |    |
| 5 大宝律令と山林原野 .....          | 21 |
| 第2節 鎌倉・室町時代 .....          | 23 |
| 1 山林原野とその利用 .....          | 23 |
| 所領の配分 山野利用の制約 地頭と農民        |    |
| 2 入会山紛争 .....              | 23 |
| 第3章 近 世 .....              | 25 |
| 第1節 山林を取りまく諸情勢 .....       | 25 |
| 1 開発と山川掟 .....             | 25 |
| 2 各藩の財政と改革 .....           | 27 |

|     |  |    |
|-----|--|----|
| 第2節 | 木材消費の増大と対策                                     | 29 |
| 1   | 木材使用の節約  | 29 |
| 2   | 山林の伐採制限  | 30 |
| 第3節 | 山林の種類と管理                                       | 31 |
| 1   | 藩有林野   | 31 |
|     | 管理と保護 木材の伐採と給付 造林                              |    |
| 2   | 民有林野   | 33 |
|     | 土地に関する制限 伐採に関する制限                              |    |
| 3   | 山林の職制  | 35 |
| 4   | 山論・入会山紛争                                       | 38 |
|     | 入会の村・磐梯 鉄火の神裁 霊山奥山争論 安達太良山の境界紛争<br>板谷村・李平の境界紛争 |    |
| 第4節 | 造林の奨励  | 43 |
| 1   | 造林推進の対策  | 43 |
| 2   | 県内諸藩の造林奨励策                                     | 44 |
| 3   | 立て立て伐り・矮林択伐                                    | 48 |
| 第5節 | 山林の保全  | 50 |
| 1   | 保護林  | 50 |
|     | 風致的林系 衛生的林系 交通的林系 保安的林系 農業的林系 軍事的林系            |    |
| 2   | 山林荒廢の防止  | 53 |
| 3   | 河岸の保護と樹木                                       | 53 |
|     | 河川堤塘の保護 霞堤と水害防備林                               |    |
| 4   | 林野火災の防止  | 56 |
| 5   | 水源涵養に関する建言書                                    | 57 |
| 第6節 | 蠟漆の生産と管理                                       | 58 |
| 1   | 会津藩  | 59 |
| 2   | その他の藩  | 59 |
| 第4章 | 近代Ⅰ（明治・大正期）                                    | 61 |
| 第1節 | 版籍奉還と官林行政                                      | 61 |
| 1   | 明治初年の御林調査                                      | 61 |
| 2   | 官林政策   | 62 |
| 3   | 地所名称区別と官・公有地                                   | 62 |
| 4   | 官有地私下規則の廃止                                     | 64 |

|     |                       |    |
|-----|-----------------------|----|
| 5   | 官林の維持保護               | 64 |
| 第2節 | 公有地制度の創設・展開・廃止        | 65 |
| 1   | 公有地制度の創設              | 65 |
| 2   | 公有地注釈                 | 67 |
| 3   | 公有地の問題点               | 67 |
| 4   | 地所名称区別と公有地            | 70 |
| 5   | 村受公有地                 | 71 |
| 6   | 公有地制度の廃止              | 72 |
| 第3節 | 公有地の官民有区別             | 72 |
| 1   | 太政官達第143号             | 72 |
| 2   | 地租改正事務局達乙第3号          | 73 |
| 3   | 地租改正事務局達乙第11号         | 75 |
| 4   | 地租改正事務局達派出官員心得書       | 75 |
| 5   | 社寺上地官林                | 77 |
| 第4節 | 森林法と治山治水政策            | 78 |
| 1   | 明治8年の大久保内務卿建議         | 78 |
| 2   | 明治15年森林法草案            | 79 |
| 3   | 明治30年森林法（第1次森林法）の制定   | 79 |
| 4   | 明治40年森林法改正（第2次森林法）    | 79 |
| 5   | 治山治水政策と森林組合制度         | 80 |
| 第5節 | 明治前期の山林取締り            | 80 |
| 1   | 火入の取締と伐木停止林の指定        | 81 |
| 2   | 山林の保護・植樹奨励            | 81 |
| 第6節 | 部落有林野統一政策による公有林野の整理開発 | 82 |
| 1   | 部落有林野統一政策の基本方針        | 82 |
| 2   | 部落有林野統一政策の緩和          | 82 |
| 第7節 | 私有林の経営                | 83 |
| 1   | 先進的私有林業経営             | 83 |
| 2   | 福島県の優良私営林業経営          | 84 |
| 第5章 | 近代Ⅱ（昭和戦前・戦中期）         | 85 |
| 第1節 | 農山村の不況対策              | 85 |
| 1   | 農山村の不況救済・時局匡救事業       | 85 |
| 2   | 民有林野造林奨励事業の開始         | 86 |

|     |                          |     |
|-----|--------------------------|-----|
| 第2節 | 木材・木炭の供給体制と統制の強化         | 88  |
| 1   | 木材の供給体制と統制の強化            | 88  |
| 2   | 木炭・薪炭材の統制                | 90  |
| 第3節 | 民有林の施業統制                 | 91  |
| 第6章 | 現代(昭和戦後・平成期)             | 92  |
| 第1節 | 戦後転換・再編期(昭和20~24年)       | 92  |
| 1   | 第3次農地改革(「林野解放」)の流産       | 92  |
| 2   | 戦後木材統制の継続と廃止             | 93  |
| 3   | 森林資源造成                   | 94  |
| 4   | 治山事業                     | 95  |
| 第2節 | 高度成長Ⅰ期(昭和20~30年)         | 97  |
| 1   | 造林臨時措置法の制定               | 97  |
| 2   | 森林法の改正                   | 97  |
| 3   | 保安林の整備                   | 98  |
| 第3節 | 高度成長Ⅱ期(昭和31~40年)         | 98  |
| 1   | 木材需要の増大と薪炭生産の縮小          | 98  |
| 2   | 森林開発公団による奥地未開発林の開発       | 100 |
| 3   | 拡大造林政策の開始と公団造林           | 101 |
| 4   | 林業基本法の制定                 | 102 |
| 第4節 | 高度成長Ⅲ期(昭和41~48年)         | 103 |
| 1   | 公社造林の開始と公的機関造林の役割増大      | 103 |
| 2   | 林業構造改善事業の展開              | 104 |
| 3   | 環境保全への対応に迫られる林野行政        | 105 |
| 第5節 | 低成長Ⅰ期(昭和49~平成2年)         | 106 |
| 1   | 対前年マイナス予算と林業生産活動の大幅縮小    | 106 |
| 2   | 中・下流重視の林業構造改善事業の展開       | 107 |
| 3   | 減速しない林地開発                | 109 |
| 4   | 大規模林業圏林道の開発              | 110 |
| 第6節 | 低成長Ⅱ期(平成3年~)             | 111 |
| 1   | 流域管理システム政策の推進と森林組合の広域合併化 | 111 |
| 2   | 農林水産省の枠を超える森林・山村問題       | 113 |
| 第7章 | 林務行政組織の変遷                | 114 |

## 第Ⅱ編 各論

|     |                                       |     |
|-----|---------------------------------------|-----|
| 第1章 | 森林資源と森林計画制度                           | 125 |
| 第1節 | 営林の監督から森林計画制度へ                        | 125 |
| 1   | 明治30年森林法(1次)の制定と営林監督制度                | 125 |
| 2   | 明治40年森林法(2次)と施業案制度の創設                 | 126 |
| 3   | 昭和14年森林法改正と施業案編成                      | 126 |
| 第2節 | 森林計画制度の発足と制度の変遷                       | 129 |
| 1   | 森林計画制度の発足                             | 129 |
| 2   | 昭和32年森林法改正—森林計画区の再編と伐採許可制度の緩和—        | 135 |
| 3   | 昭和37年森林法改正<br>—地域森林計画制度の創設と伐採許可制度の廃止— | 136 |
| 4   | 昭和43年森林法改正—森林施業計画制度の創設等—              | 138 |
| 5   | 昭和49年森林法改正—地域森林計画対象民有林の線引等—           | 140 |
| 6   | 昭和58年森林法改正—森林整備計画制度の創設—               | 141 |
| 7   | 平成3年森林法改正<br>—流域管理システムの確立と森林計画制度の改正—  | 143 |
| 第3節 | 地域林業の形成                               | 148 |
| 1   | 中核林業振興整備計画制度の創設                       | 148 |
| 2   | 林業振興地域整備計画制度                          | 149 |
| 3   | 森林の流域管理システムの推進                        | 149 |
| 第4節 | 森林資源                                  | 151 |
| 1   | 森林資源の推移                               | 151 |
| 2   | 森林の公益的機能の計量化                          | 154 |
| 第5節 | 森林審議会の変遷                              | 154 |
| 1   | 福島地方森林会                               | 154 |
| 2   | 福島県森林審議会                              | 156 |
| 3   | 福島県森林審議会森林保全部会の設置                     | 158 |
| 第6節 | 福島県の森林植生                              | 158 |
| 1   | 福島県に分布の北限又は南限をもつ植物                    | 158 |
| 2   | 福島県の森林区分                              | 159 |
| 3   | 貴重な森林植生                               | 165 |
| 4   | 福島県にみられるその他の植生                        | 166 |

|   |     |
|---|-----|
| 第2章 公有林野                                  | 169 |
| 第1節 公有林野の成立と沿革                            | 169 |
| 1 明治30年森林法と公有林                            | 169 |
| 2 明治40年森林法と公有林                            | 169 |
| 3 昭和14年及び26年森林法と公有林                       | 170 |
| 第2節 公有林野の整理開発                             | 170 |
| 1 市町村制施行による村落機構の一大変革                      | 170 |
| 2 町村制にともなう「部落有林野」の顕在化                     | 171 |
| 3 町村有林野（公有林）の創出                           | 172 |
| 旧むら（部落）持林野と町村行政との矛盾・対立                    |     |
| 部落有林野の町村有への吸収                             |     |
| 4 部落有林野統一政策による公有林野の整理開発                   | 173 |
| 統一事業の背景 統一政策の基本方針                         |     |
| 統一政策の緩和と新たな資源政策 統一政策の終結                   |     |
| 5 第1期森林治水事業と公有林野造林事業                      | 185 |
| 第3節 戦後の市町村合併と公有林野対策                       | 188 |
| 1 戦後における福島県の公有林野                          | 188 |
| 2 政令第15号「部落会の解散と財産処分」に<br>よって加速された部落有林野整理 | 189 |
| 3 町村合併の促進と部落有林野問題の複雑化                     | 190 |
| 4 地方自治法による部落有林野の財産区化                      | 192 |
| 5 公的機関による公有林野の人工林化                        | 196 |
| 第4節 公有林の管理経営                              | 198 |
| 第5節 県有林の成立と沿革                             | 199 |
| 第3章 入会林野                                  | 209 |
| 第1節 時代別入会林野の変遷                            | 209 |
| 1 近世—入会林野の成立                              | 209 |
| 入会林野の成立 村中入会と村々入会 入会林野の利用内容               |     |
| 2 近代（明治・大正・昭和戦前期）                         | 210 |
| 地租改正、土地官民有区分 町村制施行と部落有林野の統一               |     |
| 3 現代（昭和20年以降）                             | 211 |
| 第2節 入会林野近代化法制定とその背景                       | 212 |
| 1 入会林野近代化法制定の経緯と背景                        | 212 |

|                                |     |
|--------------------------------|-----|
| 2 入会林野近代化法の意義と内容               | 213 |
| 入会林野近代化の意義 入会林野近代化のための措置       |     |
| 入会林野近代化の方向 旧慣使用林野の整備           |     |
| 第3節 入会林野整備事業の実施過程              | 215 |
| 1 入会林野整備の意義                    | 215 |
| 2 福島県の地方別入会林野面積の推移             | 216 |
| 3 福島県の入会林野整備事業                 | 219 |
| 近代化法による入会林野整備事業 入会林野整備事業の個別的事例 |     |
| 下郷町張平地区の事例 未整備入会林野集団の整備に対する意志  |     |
| 第4章 森林の造成                      | 226 |
| 第1節 各時代の造林施策と造林の推移             | 226 |
| 1 藩政期の造林                       | 226 |
| 2 明治・大正期の造林                    | 227 |
| 3 昭和戦前・戦中期の造林                  | 232 |
| 4 昭和戦後の造林                      | 234 |
| 5 戦後の造林施策                      | 245 |
| 第2節 公的機関による分収造林                | 247 |
| 1 公有林野（等）官行造林                  | 247 |
| 2 公団造林                         | 249 |
| 3 県行造林                         | 251 |
| 農村更生治水造林事業 県行造林事業 県行部分林事業      |     |
| 4 林業公社造林                       | 257 |
| 第3節 間伐対策                       | 259 |
| 1 戦後の間伐対策                      | 260 |
| 2 間伐実績                         | 263 |
| 第4節 林業種苗                       | 264 |
| 1 明治・大正期の種苗施策                  | 264 |
| 2 林業種苗法の制定と優良種苗の確保             | 265 |
| 3 県営苗畑の設置                      | 267 |
| 4 樹苗検査                         | 268 |
| 5 苗木の需給                        | 270 |
| 6 林業種苗法の改正                     | 271 |
| 7 福島県農林種苗農業協同組合の設立と組合の活動       | 271 |

|                         |     |                                |     |
|-------------------------|-----|--------------------------------|-----|
| 第5節 林木育種事業              | 273 | 2 県内の主な近年の林道災害について             | 323 |
| 1 林木育種事業の発足             | 273 | 第6節 森林開発公団林道事業                 | 327 |
| 2 林木育種事業指針の制定と精英樹選抜育種   | 273 | 1 特定森林地域開発林道事業（スーパー林道）         | 327 |
| 3 林木の抵抗性育種事業            | 276 | 2 大規模林業圏開発林道事業                 | 328 |
| 4 林木育種事業の見直しと体制の整備      | 278 | <b>第6章 林業構造の改善</b>             | 332 |
| 5 県内の優良樹種               | 278 | 第1節 林業基本法の制定と林業構造改善事業の発足       | 332 |
| <b>第5章 林道の整備</b>        | 281 | 1 林業基本法の制定の背景                  | 332 |
| 第1節 林道行政の沿革             | 281 | 2 林業構造改善事業促進対策の発足              | 333 |
| 1 近世以前                  | 281 | 3 林業構造改善促進対策の特色                | 334 |
| 2 明治期                   | 281 | 4 林業構造改善事業の推移                  | 334 |
| 3 大正期                   | 283 | 第2節 第1次林業構造改善事業（昭和39年度～49年度）   | 335 |
| 4 昭和戦前・戦中期              | 283 | 1 林業構造改善事業の着手                  | 335 |
| 5 昭和戦後期                 | 288 | 2 事業の推進体制                      | 336 |
| 6 平成期                   | 294 | 3 第1次林業構造改善事業の実施状況             | 337 |
| 新たな林道事業の展開 森林整備事業計画     |     | 第3節 第2次林業構造改善事業（昭和47年度～昭和60年度） | 339 |
| 7 地域生活道としての「ふるさと林道」への期待 | 297 | 1 第2次林業構造改善事業の背景               | 339 |
| ふるさと林道緊急整備事業の創設         |     | 2 第2次林業構造改善事業の推進               | 340 |
| 福島県における「ふるさと林道緊急整備事業」   |     | 3 第2次林業構造改善事業の実施状況             | 341 |
| 第2節 林道の法的性格             | 302 | 4 関連事業（特別対策事業）の実施              | 343 |
| 1 林道用地の確保               | 303 | 第4節 新林業構造改善事業（昭和55年度～平成6年度）    | 344 |
| 2 林道の法律上の取扱             | 303 | 1 新林業構造改善事業の背景                 | 344 |
| 3 法律整備の動き・必要性           | 305 | 2 新林業構造改善事業の仕組み                | 345 |
| 4 林道をとりまく情勢             | 306 | 3 新林業構造改善事業の実施状況               | 345 |
| 第3節 林道技術の変遷             | 306 | 4 新林業構造改善特別対策事業                | 348 |
| 1 戦前の林道技術               | 306 | 第5節 林業山村活性化林業構造改善事業（平成2年度～）    | 349 |
| 2 戦後の林道技術（昭和20年～昭和40年）  | 308 | 1 林業山村活性化林業構造改善事業の背景           | 349 |
| 3 近年の林道技術（昭和40年以降）      | 311 | 2 林業山村活性化林業構造改善事業の仕組み          | 350 |
| 4 自然にやさしい林道工法へ（平成期）     | 314 | 3 活性化林業事業の実施状況                 | 351 |
| 第4節 林道事業の実績             | 315 | 第6節 林業構造改善事業で整備された主な施設         | 353 |
| 1 林道の実績                 | 315 | <b>第7章 木材生産と木材産業</b>           | 357 |
| 2 林道の転用編入               | 316 | 第1節 木材生産と木材産業の変遷               | 357 |
| 第5節 林道の災害復旧             | 320 | 1 藩政期                          | 357 |
| 1 林道災害復旧事業              | 320 | 2 明治期                          | 360 |

|     |                                       |     |
|-----|---------------------------------------|-----|
| 3   | 大正期                                   | 363 |
| 4   | 昭和～平成期                                | 364 |
|     | 戦時下の木材生産 戦後の木材発展 戦後の製材工場数の推移 その他の木材工業 |     |
| 第2節 | 木材検査と統制                               | 368 |
| 1   | 国の木材統制                                | 368 |
| 2   | 福島県地方木材株式会社の設立と配給及び生産の統制              | 371 |
| 3   | 木材の供出(供木)                             | 373 |
| 4   | 戦後の木材統制                               | 374 |
|     | 木材統制法の廃止 福島県地方木材株式会社の解散 林業会法の制定       |     |
|     | 福島県木材林産組合 民統統制から官統統制へ                 |     |
| 5   | 県営木材検査                                | 377 |
| 第3節 | 戦後の木材需給と価格の動向                         | 379 |
| 1   | 木材需給の動向                               | 379 |
| 2   | 木材価格の動向                               | 379 |
| 第4節 | 奥会津の広葉樹の開発                            | 381 |
| 1   | 只見川・阿賀野川の木材流送                         | 381 |
| 2   | 福島県広葉樹利用事業所                           | 383 |
|     | 設立の経緯 運営の概況 事業の概況 目立養成事業 事業所の閉所       |     |
| 3   | 民間企業による開発利用                           | 388 |
| 第5節 | 木材市場の開設                               | 388 |
| 第6節 | 外材輸入と外材輸入協同組合、木材倉庫                    | 389 |
| 1   | 小名浜が木材輸入港になるまでの経緯                     | 389 |
| 2   | 相馬港                                   | 390 |
| 3   | 外材入荷の状況                               | 390 |
| 4   | 県外材輸入協同組合                             | 391 |
| 5   | 小名浜木材倉庫株式会社                           | 391 |
| 第7節 | 木材産業の振興対策                             | 393 |
| 1   | 木材業者等登録制度                             | 393 |
| 2   | 組織の整備                                 | 394 |
| 3   | 木工団地の形成                               | 394 |
| 4   | 製材業構造改善の推進                            | 395 |
| 5   | 木材産業の体質強化                             | 396 |
| 6   | 木材規格                                  | 397 |

|     |                         |     |
|-----|-------------------------|-----|
| 7   | 県産木材の利用推進               | 400 |
| 8   | 県産木材の産地形成と供給体制の整備       | 402 |
| 第8章 | 特用林産物                   | 406 |
| 第1節 | 特用林産振興の基本計画             | 406 |
| 第2節 | 食用きのこ類                  | 407 |
| 1   | 栽培の歴史                   | 407 |
| 2   | 国や県における栽培奨励策            | 416 |
| 3   | 福島県きのこ振興センターの設立         | 417 |
| 第3節 | 特用樹                     | 419 |
| 第4節 | 山菜類                     | 429 |
| 第5節 | 山菜加工                    | 433 |
| 1   | 山菜加工の歴史的概観              | 433 |
| 2   | 山菜加工の生産状況               | 433 |
| 第9章 | 木炭と薪                    | 435 |
| 第1節 | 明治前の木炭                  | 435 |
| 1   | 木炭生産のはじまり               | 435 |
| 2   | 木材炭化の方法                 | 435 |
| 第2節 | 明治時代の木炭                 | 436 |
| 1   | 木炭生産の推移                 | 436 |
| 2   | 製炭技術の指導                 | 438 |
| 3   | 製炭者と流通業者の組織化            | 439 |
| 4   | 改良窯の研究                  | 439 |
| 第3節 | 大正時代の木炭                 | 440 |
| 1   | 大正期の木炭生産の推移             | 440 |
| 2   | 大竹窯の誕生と普及               | 441 |
| 3   | 木炭同業組合と民営検査             | 442 |
| 4   | 山村における炭焼きの実態            | 443 |
| 第4節 | 昭和前期(昭和元年から20年まで)における木炭 | 445 |
| 1   | 昭和前期の木炭生産の推移            | 445 |
| 2   | 木炭の検査制度                 | 447 |
|     | 民営検査 県営検査               |     |
| 3   | 関係団体の活動                 | 452 |
| 4   | 木炭の戦時統制                 | 452 |

|                      |     |                                       |     |
|----------------------|-----|---------------------------------------|-----|
| 第5節 昭和戦後の木炭          | 455 | 福島森林組合と自然休養林の管理受託                     |     |
| 1 木炭生産の推移            | 455 | 双葉地方森林組合とふるさと宅配、小径木加工                 |     |
| 2 木炭統制の撤廃            | 456 | 前・浪江町森林組合と山菜加工生産                      |     |
| 3 統制撤廃後の状況           | 457 | 相馬地方森林組合とグリーンマイスター（緑環境整備推進隊）          |     |
| 4 木炭検査の推移            | 459 | 両沼西部森林組合と会津総桐タンス工場                    |     |
| 5 団体の活動              | 461 | 第5節 生産森林組合                            | 500 |
| 6 工業用木炭              | 462 | 1 生産森林組合制度の沿革                         | 500 |
| 7 最近における木炭の情勢        | 466 | 2 福島県が生産森林組合数の推移                      | 501 |
| 第6節 薪                | 468 | 3 生産森林組合（福島県）の事業活動                    | 503 |
| 1 明治期における薪の推移        | 468 | 4 主な生産森林組合の設立と活動の事例                   | 504 |
| 2 大正期の薪の推移           | 469 | 第6節 福島県森林組合連合会                        | 506 |
| 3 昭和期の薪の推移           | 469 | 1 連合会の再建整備（1950年代）                    | 506 |
| 4 昭和戦後の薪の推移          | 471 | 2 森林造成の普及（1950～60年代）                  | 507 |
| 第10章 森林組合            | 474 | 3 木材生産・販売事業の展開（1960～70年代）             | 507 |
| 第1節 森林組合の先駆的形態       | 474 | 4 利用事業の活発化（1980～90年代）                 | 508 |
| 1 民林取締規約と林業組合        | 474 | 第11章 林業金融                             | 510 |
| 2 林業組合規定の削除と明治30年森林法 | 476 | 第1節 林業金融の沿革                           | 510 |
| 第2節 森林組合制度の変遷        | 477 | 1 第2次世界大戦以前                           | 510 |
| 1 森林組合制度の創設と組合の設立    | 477 | 2 第2次世界大戦以降                           | 511 |
| 2 昭和14年森林法改正と組合の設立   | 479 | 第2節 農林中央金庫（大正12年度～）                   | 514 |
| 3 県森林組合連合会の設立        | 482 | 第3節 農林漁業金融公庫（昭和28年度～）                 | 515 |
| 4 戦後、昭和26年森林組合制度の改正  | 482 | 第4節 林業信用基金制度（昭和38年度～）                 | 520 |
| 5 森林組合の強化対策          | 485 | 第5節 林業改善資金（昭和51年度～）                   | 522 |
| 6 森林組合法の制定           | 488 | 第6節 国産材産業振興資金〔現・木材産業等高度化推進資金〕（昭和55年～） | 523 |
| 第3節 森林組合の強化対策と合併の推進  | 489 | 第7節 中山間地域活性化資金利子補給（平成2年度～）            | 526 |
| 1 森林組合の強化対策          | 489 | 第8節 県単独融資制度                           | 528 |
| 2 森林組合数変化の3期区分       | 489 | 1 県単独融資制度の推移                          | 528 |
| 3 森林組合合併の推進          | 490 | 2 現在（平成9年度）運用中の制度の概要                  | 529 |
| 第4節 現段階の森林組合         | 493 | 林業振興資金及び森林組合組織・経営基盤強化資金               |     |
| 1 森林組合執行体制の確立        | 493 | 林産物等生産加工振興資金（昭和61年度～）                 |     |
| 2 森林組合経済事業の発展        | 494 | 第9節 天災融資制度（昭和30年度～）                   | 531 |
| 3 森林組合雇用林業労働の危機      | 497 | 第12章 林業労働                             | 533 |
| 4 森林組合の新たな取り組み       | 497 | 第1節 林業労働力の推移                          | 533 |



|                    |                               |                           |                              |                                   |     |
|--------------------|-------------------------------|---------------------------|------------------------------|-----------------------------------|-----|
| 1                  | 減少する林業就業者                     | 533                       | 2                            | 調査関連事業                            | 567 |
| 2                  | 高齢化の進行                        | 535                       | 3                            | 林木育種事業                            | 567 |
| 3                  | 新規就業の状況                       | 535                       | 4                            | 管理事業等                             | 568 |
| 4                  | 森林組合作業班員の状況                   | 536                       | 5                            | 海外研修生の受け入れ                        | 569 |
| 第2節                | 林業労働の特質                       | 537                       | <b>第14章 林業の普及指導</b>          | 571                               |     |
| 1                  | 林業事業体の経営規模                    | 537                       | 第1節 戦前の普及指導                  | 571                               |     |
| 2                  | 年間就労日数                        | 538                       | 1                            | あ ら ま し                           | 571 |
| 3                  | 雇用条件の告知                       | 539                       | 2                            | 福島県山林会の設立と活動                      | 572 |
| 4                  | 賃 金                           | 540                       | 第2節 戦後の普及指導                  | 575                               |     |
| 5                  | 社会保険等の加入状況                    | 540                       | 1                            | 林業普及指導の発足                         | 575 |
| 6                  | 労働災害の発生状況                     | 541                       | 2                            | 発足当時の普及事業（昭和25年～30年）              | 576 |
| 第3節                | 林業労働対策                        | 542                       | 3                            | 林業改良指導員の誕生と計画的体系的な普及活動（昭和31年～35年） | 577 |
| 1                  | 林業労働力の確保対策                    | 542                       | 4                            | 福島県林業改良普及協会の設立                    | 579 |
|                    | 対策会議の設置 就労条件改善対策 労働者の研修       |                           | 5                            | 高度経済成長期の林業普及（昭和36年～50年）           | 580 |
| 2                  | 林業労働安全衛生対策                    | 545                       | 6                            | 低成長期の林業普及（昭和51年～60年）              | 582 |
|                    | 振動障害対策 作業現場での指導 各種研修 安全衛生推進会議 |                           | 7                            | 21世紀に向けた森林の整備と森林・林業・木材産業の活性化      | 584 |
| 3                  | 森林整備担い手対策基金                   | 549                       | 8                            | 流域管理システムと多様な要請に対応した普及（平成7年～）      | 585 |
|                    | 制度の創設 森林整備担い手対策基金事業           |                           | 第3節 林業青少年の育成                 | 587                               |     |
| 4                  | 林業労働力の確保の促進に関する法律             | 551                       | 1                            | 青少年活動の発祥                          | 587 |
|                    | 林野三法 林業労働力確保法の内容 本県の対応        |                           | 2                            | 林業研究グループの育成（昭和29年～）               | 587 |
| <b>第13章 林業技術開発</b> | 556                           | 3                         | 林業後継者等山村中堅青年の育成（昭和36年～）      | 589                               |     |
| 第1節 林業試験研究機関の沿革    | 556                           | 4                         | 林業後継者等育成関係研修の実績              | 593                               |     |
| 1                  | 林業試験場設置以前                     | 556                       | 5                            | 青年の山の造成                           | 594 |
|                    | 会津山村道場と県林産試験室（県林産指導所） 県林業指導所  |                           | 第4節 森林文化祭・林業祭の変遷             | 595                               |     |
| 2                  | 県林業試験場                        | 557                       | 第5節 普及事業の組織の変遷               | 596                               |     |
|                    | 設置の経過 県林業試験場の発足と経過            |                           | 第6節 林業機械化の展開                 | 598                               |     |
| 第2節 試験研究の経過と成果     | 561                           | <b>第15章 緑化と森林空間の総合的利用</b> | 603                          |                                   |     |
| 1                  | 造林経営部門                        | 561                       | 第1節 緑化運動の沿革                  | 603                               |     |
| 2                  | 緑化保全部門                        | 562                       | 1                            | 運動発祥の背景                           | 603 |
| 3                  | 林産部門                          | 563                       | 2                            | 大正・昭和期（終戦まで）植樹運動                  | 604 |
| 4                  | 育種部門                          | 565                       | 3                            | 戦後の緑化運動                           | 606 |
| 第3節 関連事業           | 566                           |                           | 山林復興大会 緑化推進委員会の発足と経過 緑化運動の展開 |                                   |     |
| 1                  | 教育指導事業                        | 566                       |                              | 緑の少年団の育成 緑化募金                     |     |

|      |                               |     |      |                        |     |
|------|-------------------------------|-----|------|------------------------|-----|
| 4    | 学校植林と学校環境緑化運動                 | 617 | 2    | 災害防止林業施設               | 652 |
| 5    | ゴルフ緑化協力基金（昭和59年度～）            | 622 | 3    | 県営荒廃林地復旧工事臨時出張所の増設     | 653 |
| 6    | 福島県「緑化基金」造成事業（昭和60年～）         | 624 | 4    | 治山事業実績                 | 653 |
|      | 「緑化基金」造成の経緯 「緑化基金」造成の実績と運用益事業 |     | 第4節  | 戦後の治山事業                | 657 |
| 7    | 緑と水の森林基金造成（昭和63年度～）           | 624 | 1    | 水源林造成事業                | 657 |
|      | 発足の背景と経緯 基金の設置及び運営 本県における取り組み |     | 2    | 県治山出張所の新設              | 658 |
|      | 基金実績 基金運用益事業                  |     | 3    | 森林法改正                  | 660 |
| 第2節  | 第21回全国植樹祭                     | 627 | 4    | 経済自立5箇年計画に基づく治山事業5箇年計画 | 662 |
| 第3節  | 緑化基本計画と緑化事業                   | 632 | 5    | 県単事業等                  | 662 |
| 1    | 緑化基本計画                        | 632 | 6    | 地すべり防止区域等の指定           | 662 |
| 2    | 緑化事業                          | 634 | 7    | 山地災害危険地区調査             | 664 |
|      | 緑の文化財の指定と保全対策事業               |     | 8    | 炭鉱離職者緊急就労治山事業          | 664 |
|      | 「文化の森」造成（県立図書館、県立美術館周辺の緑地）    |     | 9    | 調査、設計測量の外注             | 664 |
|      | 野鳥が来る緑のまちづくり事業 地域緑化モデル事業      |     | 10   | 生活環境保全林整備事業の創設         | 665 |
|      | 県立医科大学緑地の整備 ふれあいとやすらぎの森づくり事業  |     | 11   | 地区指定事業                 | 666 |
| 3    | 福島県総合緑化センター設立                 | 637 | 12   | N T T関連事業              | 666 |
| 第4節  | 県民の森等森林レクリエーション施設の整備          | 639 | 第5節  | 治山治水緊急措置法と治山事業計画       | 667 |
| 1    | ふくしま県民の森                      | 639 | 1    | 治山治水緊急措置法の制定           | 667 |
| 2    | 昭和の森                          | 640 | 2    | 治山事業五箇年計画（第1次～第8次）     | 669 |
| 第16章 | 治山治水事業                        | 642 | 第6節  | 本県の治山技術変遷              | 677 |
| 第1節  | 森林治水事業以前の治山治水                 | 642 | 第7節  | 本県の荒廃地                 | 682 |
| 1    | 幕藩期                           | 642 | 1    | 浜通り地方                  | 683 |
| 2    | 明治期                           | 643 | 2    | 中通り地方                  | 684 |
| 第2節  | 第1期森林治水事業（明治44年～昭和10年）        | 645 | 3    | 会津地方                   | 685 |
| 1    | 荒廃地復旧事業                       | 645 | 第8節  | 主な山地災害の記録              | 686 |
| 2    | 護岸竹林造成事業                      | 648 | 1    | 半田山災害                  | 686 |
| 3    | 浜3郡山林災害復旧事業                   | 649 | 2    | 磐梯山麓地すべり災害             | 690 |
| 4    | 時局匡救事業                        | 649 | 3    | 松川流域山林災害復旧事業           | 692 |
| 5    | 県営荒廃林地復旧工事臨時出張所の設置            | 650 | 4    | 会津地方の水害                | 694 |
| 6    | 治山事業実績                        | 650 | 5    | いわき市成沢の地すべり            | 694 |
| 第3節  | 森林治水事業の継続と拡大                  | 651 | 第17章 | 保安林の整備                 | 698 |
| 1    | 第2期森林治水事業（昭11～昭22）            | 651 | 第1節  | 藩政時代の各藩の山林の保護          | 698 |
|      | 荒廃林地復旧事業 水害防備林造成事業 森林治水試験     |     | 1    | 幕府の政策                  | 698 |

|     |  |     |
|-----|--|-----|
| 2   | 各藩の林政に見る森林の保護                                    | 698 |
|     | 居久根 潮除林 水林 川除林 類雪止林等                             |     |
| 第2節 | 明治時代における保安林制度                                    | 700 |
| 1   | 明治30年森林法制定までの森林施策                                | 700 |
|     | 官林における施策 民有林に対する施策 国土保全に関する箇所の実態調査<br>明治初期の県内の水害 |     |
| 2   | 明治30年森林法の制定（保安林制度の発足）                            | 703 |
|     | 森林法の内容 県内の従来保安林 森林法手続の要領<br>保安林及び砂防指定地調査         |     |
| 3   | 明治40年の森林法改正                                      | 705 |
| 4   | 地方森林会  | 707 |
| 第3節 | 保安林の整備強化   | 707 |
| 1   | 自作農創設臨時措置法                                       | 707 |
| 2   | 保安林整備強化事業  | 707 |
| 3   | 保安林制度の改正   | 708 |
| 第4節 | 保安林整備臨時措置法の制度と保安林整備計画                            | 710 |
| 1   | 第1期保安林整備計画（昭和29～38年度 1954～1963）                  | 710 |
| 2   | 第2期保安林整備計画（昭和39～48年度 1964～1973）                  | 711 |
| 3   | 第3期保安林整備計画（昭和49～58年度 1974～1983）                  | 712 |
| 4   | 第4期保安林整備計画（昭和59～平成5年度 1984～1993）                 | 713 |
| 5   | 第5期保安林整備計画（平成6～15年度 1994～2003）                   | 714 |
| 第5節 | 保安林施業の変遷   | 715 |
| 1   | 明治30年以前  | 715 |
| 2   | 明治30年森林法   | 716 |
| 3   | 昭和26年森林法   | 716 |
| 4   | 現行制度   | 717 |
| 第6節 | 現在の保安林制度と動向                                      | 718 |
| 1   | 保安林の指定解除の動向                                      | 718 |
| 2   | 地方分権と保安林制度                                       | 719 |
| 3   | 保安林の管理と保全  | 720 |
|     | 保安林台帳整備 土地登記簿照合調査表の作成と整備 保安林の登記                  |     |
| 4   | 保安林施設整備事業  | 721 |
| 5   | 森林保全管理事業と森林保全巡視制度                                | 722 |

|      |  |     |
|------|--|-----|
| 6    | 保安林損失保障制度                                      | 723 |
| 第7節  | 保安林の種類毎の主な事例                                   | 725 |
| 1    | 荒川流域の水害防備保安林（福島市荒井）                            | 725 |
| 2    | 新舞子の潮害防備保安林（いわき市）                              | 726 |
| 3    | 磐梯山西山麓の水源かん養保安林（耶麻郡磐梯町）                        | 727 |
| 4    | 矢祭山の保健保安林（東白川郡矢祭町）                             | 727 |
| 5    | 半田山の土砂流出防備保安林（伊達郡桑折町）                          | 727 |
| 第18章 | 森林の保全と保護                                       | 729 |
| 第1節  | 林地の保全  | 729 |
| 1    | 林地開発許可制度の沿革                                    | 729 |
|      | 森林の乱開発の増大 許可制度の創設 許可制度の概要                      |     |
| 2    | 林地開発許可制度の変遷                                    | 730 |
| 3    | 林地開発の動向について                                    | 735 |
|      | 許可処分 許可制の適用されない開発行為（連絡調整） 小規模開発行為              |     |
| 第2節  | 森林病虫害等の防除                                      | 739 |
| 1    | 森林病虫害等の防除制度の変遷                                 | 739 |
|      | 防除法制定以前の法制度 防除法の制定と改正<br>松くい虫防除特別措置法の制定及び延長の経過 |     |
| 2    | 松くい虫被害の発生状況                                    | 743 |
| 3    | 松くい虫の被害対策                                      | 747 |
|      | 中・浜通りの被害対策 会津地方の松くい虫被害対策                       |     |
| 4    | その他森林の病虫獣害の発生とその対策                             | 752 |
| 第3節  | 森林災害の変遷と損害のてん補制度                               | 754 |
| 1    | 林野火災   | 754 |
| 2    | 気象災害   | 761 |
| 3    | 損害のてん補制度                                       | 766 |
|      | 森林国営保険制度の発足以前 森林国営保険制度 森林災害共済事業<br>森林共済セット保険制度 |     |
| 第19章 | 鳥獣の保護と狩猟行政                                     | 771 |
| 第1節  | 鳥獣の保護と狩猟行政の沿革                                  | 771 |
| 1    | 前史   | 771 |
| 2    | 明治期  | 771 |
|      | 明治6年鳥獣猟規則の制定 明治25年狩猟規則の制定                      |     |

|                                       |     |
|---------------------------------------|-----|
| 明治28年狩猟法の制定と改正（明治34、43年）              |     |
| 3 大正期                                 | 773 |
| 4 昭和期                                 | 774 |
| 狩猟法の一部改正等（22、25、38年） 環境庁の発足と鳥獣保護行政の移管 |     |
| 鳥獣保護法の一部改正（53年）                       |     |
| 第2節 鳥獣保護事業                            | 777 |
| 1 鳥獣保護事業計画の策定                         | 777 |
| 2 第7次鳥獣保護事業計画終了時における鳥獣保護事業の実績         | 778 |
| 鳥獣保護区、特別保護地区、休猟区の設定と整備 鳥獣の人工増殖及び放鳥    |     |
| 鳥獣保護センターの設置 野鳥の森の整備 愛鳥モデル校の指定         |     |
| 鳥獣保護員の設置 その他                          |     |
| 第3節 希少な野生鳥獣の保護                        | 784 |
| 1 希少な野生鳥獣の保護に係る法体系の整備                 | 784 |
| 背景 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の制定       |     |
| 2 本県における希少な野生鳥獣の保護                    | 785 |
| 博士山のイヌワシの保護 奥只見地域のイヌワシの保護             |     |
| その他の地区でのイヌワシなど猛禽類の保護                  |     |
| 第4節 第50回愛鳥週間「全国野鳥保護のつどい」              | 789 |
| 1 愛鳥週間                                | 789 |
| 2 第50回愛鳥週間「全国野鳥保護のつどい」                | 789 |
| 第20章 本県の代表的優良林業地                      | 793 |
| 第1節 奥久慈林業地域                           | 793 |
| 第2節 鮫川林業地域                            | 803 |
| 第21章 林業団体                             | 807 |
| 第1節 公社等                               | 807 |
| 第2節 公益的団体                             | 811 |
| 第3節 経済団体                              | 818 |
| 第4節 連絡調整的団体                           | 827 |
| 第22章 国有林                              | 833 |
| 第1節 昭和戦前期までの国有林の整備・開発                 | 833 |
| 1 官有林野の整備                             | 833 |
| 2 全国官林の中央直轄化と大小林区署官制の制定               | 833 |
| 3 官有地における入会権の排除                       | 834 |

|                                   |     |
|-----------------------------------|-----|
| 官有地編入の第1段階 官有地編入の第2段階             |     |
| 4 御料林の形成                          | 835 |
| 5 下戻し運動と国有土地森林原野下戻法               | 836 |
| 下戻し運動の発生 再調査の出願許可と委託林制度の採用        |     |
| 官林実況調査と官林主義、囲い込み主義の一層の明確化         |     |
| 国有土地森林原野下戻法の制定と官設の固定化             |     |
| 6 国有林野法の制定と入会権の否認                 | 840 |
| 7 国有林野特別経営事業の開始                   | 841 |
| 8 慣行特売制度と委託林制度                    | 842 |
| 第2節 戦後国有林野政策の展開                   | 843 |
| 1 林政統一と国有林経営の自律化                  | 843 |
| 林政統一 特別会計制度の創設 国有林野経営規程の制定        |     |
| 2 国有林野の整備と活用                      | 845 |
| 国有林野整備臨時措置法による林野払下げ 合併町村への国有林野売払い |     |
| 3 国有林野の増産・「合理化」                   | 846 |
| 北海道風害木の大量処理 国有林生産力増強計画（林力増強計画）の策定 |     |
| 国有林木材増産計画（木増計画）の策定                |     |
| 国有林野解放運動の再燃と国有林野活用法の制定            |     |
| 4 国有林の減量「合理化」                     | 849 |
| 5 国有林の経営破綻と経営改善計画                 | 850 |
| 6 福島営林局新設運動                       | 854 |
| 第3節 国有林野の地元利用                     | 856 |
| 1 部分林                             | 856 |
| 2 委託林・共用林野                        | 857 |
| 3 貸付・使用                           | 859 |
| 4 地元薪炭材供給林                        | 860 |
| 5 保護林・レクリエーションの森                  | 860 |
| 6 国有林野所在市町村交付金制度                  | 861 |

### 第Ⅲ編 森林と木の文化

|               |     |
|---------------|-----|
| 第1章 民家と木造建築   | 865 |
| 第1節 福島県の民家の特徴 | 865 |
| 1 会津厩中門造り     | 865 |

|                             |     |
|-----------------------------|-----|
| 2 県北地方の養蚕の発達と民家             | 865 |
| 第2節 民家の建築と儀礼                | 866 |
| 第3節 文化財指定の建造物               | 867 |
| 1 白水阿弥陀堂                    | 867 |
| 2 喜多方熊野神社長床                 | 867 |
| 3 旧南会津郡役所                   | 868 |
| 4 宿場の面影を残す大内宿               | 868 |
| 5 天鏡閣                       | 869 |
| <b>第2章 木と生活工芸</b>           | 870 |
| 第1節 木地師とその生活                | 870 |
| 1 木地師の発祥とその由緒               | 871 |
| 2 本県の木地師とその活動               | 874 |
| 第2節 会津の桐材                   | 891 |
| 第3節 会津ブナ材の太鼓胴               | 892 |
| 第4節 樹皮織物                    | 893 |
| 1 科                         | 893 |
| 2 苧麻(カラムシ)                  | 893 |
| <b>第3章 漆・蠟と会津漆器</b>         | 895 |
| 第1節 会津の漆と蠟                  | 895 |
| 1 初期藩主と漆・蠟の保護奨励             | 895 |
| 蘆名氏から蒲生時代の漆・蠟 上杉・再蒲生時代の漆・蠟役 |     |
| 加藤氏と漆蠟専売制の促進                |     |
| 2 会津藩保科松平時代の漆蠟制度            | 897 |
| 第2節 会津漆器の伝統                 | 902 |
| 第3節 漆・蠟の採取                  | 904 |
| 1 漆                         | 904 |
| 2 蠟                         | 904 |
| <b>第4章 森林の恵みと生活文化</b>       | 906 |
| 1 森林と食の文化                   | 906 |
| 2 葉草                        | 907 |
| 3 つる細工                      | 908 |
| 4 自然林と水                     | 909 |
| 5 古代製鉄と森林                   | 910 |

|                        |      |
|------------------------|------|
| 6 塩木山と製塩               | 910  |
| <b>第5章 森林環境と信仰</b>     | 911  |
| 第1節 森林環境               | 911  |
| 1 街道並木                 | 911  |
| 2 緑の文化財                | 914  |
| 3 ふくしま緑の百景             | 916  |
| 第2節 森と木の信仰             | 917  |
| 1 山の神信仰                | 917  |
| 2 ハヤマ信仰                | 918  |
| 3 山岳信仰                 | 919  |
| <b>第6章 狩猟文化</b>        | 922  |
| 第1節 狩猟の変遷と狩猟法          | 922  |
| 1 熊狩り                  | 923  |
| 2 カモシカ(アオシシ)狩り         | 925  |
| 3 兎狩り                  | 926  |
| 4 猪狩り                  | 926  |
| 第2節 捕獲の礼儀と狩猟信仰         | 927  |
| <b>付 属 資 料</b>         |      |
| I 福島県林業主要統計            | 931  |
| 1 森林資源の概観              | 931  |
| 2 森林資源の推移              | 932  |
| 3 全国から見た福島県の森林・林業      | 933  |
| II 福島県林務行政組織の変遷        | 934  |
| III 福島県林業関係職員数         | 945  |
| IV 福島県林業関係歳出決算額        | 947  |
| V 歴代知事・林業関係部課長         | 951  |
| VI 林業功労者・各種林業コンクール等受賞者 | 954  |
| 1 叙 勲                  | 954  |
| 2 褒 章                  | 956  |
| 3 林業功労者                | 957  |
| 4 各種林業コンクール入賞者         | 959  |
| <b>森林・林業・木材産業年表</b>    | 965  |
| <b>編 纂 の 概 要</b>       | 1069 |
| あ と が き                | 1079 |

第Ⅲ編 森林と木の文化

## 第1章 民家と木造建築

日本の縄文時代の建物は、このほど話題になった青森の三内丸山遺跡や富山県小矢部遺跡の巨大柱穴の発見から、すでに大きな建築物があったと推定され、高床式の建物も建てられていた。県内でも福島市宮畑遺跡から縄文時代の大きな柱穴が発見された。日本の建築史の原点ともいえるのが縄文時代にすでにあったと考えられる。そして言うまでもなく木造の竪穴式住居は、縄文時代以後庶民の家として平安時代にまで続いている。その後木造の民家は現在でもその主流である。福島県内の民家の特徴について見てみよう。

### 第1節 福島県の民家の特徴

#### 1 会津厩中門造り

豪雪地帯で知られる奥会津地方の民家は、厩中門といわれる曲がり家が多く、母屋に直角に張り出した造りで、この場所は厩と入口になる場合が多い。曲がり家は雪の重みに強く、馬の飼育と広い土間があることは、長い冬を過ごすのに最適であった。豪雪に強い民家として工夫されたものである。

現在猪苗代町会津民俗館にある県指定重要文化財「佐々木家住宅」は、桁行10.5間（19m）、梁行5.0間（9m）の主棟の土間前方に厩中門を付けた造りで、棟高は約9.2mに達し、約35坪の中2階を持つ立派な造りである。この民家はもと大沼郡金山町大字玉梨字居平にあったものを、移築したもので、会津地方でも名主層の住宅としても大規模なものであり、上層農林家屋に入る民家である。

#### 2 県北地方の養蚕の発達と民家

県北地方は、伊達郡を中心に養蚕業が発達し、とくに明治時代に絹糸は輸出品として、全国有数の生産地であった。養蚕農家の家の構造は蚕を飼育する期間には、ほとんど全室が充てられるための構造になっている。

明治16年伊達郡梁川の浅野徳右エ門らの著書『温養蚕事図解』には、養蚕の飼育するための家の構造として、次のようにある。

##### 【温養蚕室之解】

蚕室ヲ構造セント欲セバ地形少シク高クシテ勉メテ乾燥ノ地ヲ撰ミ四方風氣ノ吹貫ク（西ニ樹木アルハ妨ゲナシ）場所ヲ佳シトス方位ハ辰巳又ハ南ニ向ケ室ハ大小アリト雖ドモ大概

建端ハ一丈五六尺計リニシテ間取ハ二間半四方又ハ二間ニ三間計リニシテ幾室ヲモ横ニ連ネテ長クナラベシ又椽ノ高サハ一尺許リ天井ハ松板ニテ張り中程ニハ六尺ニ七尺五寸許リノ空気抜ヲ設ケ尚其四隅ニハ一尺五寸ニ二尺許リノ空気抜ヲ設ケ皆之ニ引戸ヲ附シ常ニ寒暖ノ加減ヲシテ自由ナラシムルノ便ヲ計ルナリ

このように同じぐらいの広さの室をいくつも取り、2階建てで表側に縁がついているが、雨戸を設けない。母屋全体が蚕室になる構造の家が造られた。また母屋と別に蚕屋を設けた家もあった。

## 第2節 民家の建築と儀礼

家を建てる用材の伐り出しは山だしといい、木挽きが山から木材を伐り出した。木挽きは山で木取りを行った。山で柱にする木や、梁にする木を選んで伐採し、その場で木取りをしたという。山小屋で泊まりがけの仕事であった。

木取りの後は敷地の地鎮祭そして土台を固めるどうづきを行った。どうづきが終ると、たてまえ・棟あげになる。まず柱を建て始まるが、はじめに建てる柱は「乾の柱」といって家の北西の角である。柱を次々にたて、桁、梁を渡して棟木を上げる。棟木を上げると、「棟上げ」の儀式を行う。

この上棟式の一例として『桑折町史3民俗』には、「式場には棟木の下束柱の下に板を渡してつくられる。次に板に鶴亀の絵を画き、一間余りの矢竹にあたる角材をうちつけ、青竹に縄を張って矢羽を作る。この矢羽の元には三本の白扇をひろげてしぼり、日輪にみたててつける。これを束柱にしぼるが、矢の方向は、その家の「艮(うしとら)」がその年の鬼門に向かって立てる。次に、藁草履(横緒を切っておく)、麻糸、女の化粧道具(鏡・櫛・紅・白粉)と女の仕事道具(機織りの箆)さらに当家の主婦の髪の毛を水引でつつみ、一括して中央の束にしぼりつける。」

このほか五色の吹き流しを立て、祭壇を設け幣束を切り、神酒ほかを供え、百八個のまき餅と紙につつんだ銅銭を供え、これは式のあとに撒く。また火伏せといわれる木製の男根を祭壇の立てるところもある。

## 第3節 文化財指定の建造物

### 1 白水阿弥陀堂

いわき市内郷白水町にある国宝白水阿弥陀堂は、永暦元(1160)年の建立とされ、平安時代の浄土建築様式を今に残す貴重な建物である。

平安末期貴族に広がった末法思想によって、死後の極楽浄土を願う浄土教の普及から、阿弥陀堂の建立が盛んに行われ、現存するその主なものとして、宇治平等院鳳堂や平泉金色堂等がある。



白水阿弥陀堂(いわき市)

白水阿弥陀堂は、平泉の藤原秀衡の妹で、当時平泉藤原氏の勢力下にあったいわき地方の豪族岩城則道の妻でもあった徳姫の建立と伝えられる。12世紀後半の建立で、同様の浄土建築としては遅い方である。阿弥陀堂の構造は、方3間で単層宝形造で、茅葺き屋根軒が大きく出て、頂に宝珠を上げている。室内は、中央部に1間四方の内陣を設け、四天柱には巻柱を用い、背面には来迎壁をとりつける。内陣の天井には折上小組格天井を組み、外陣にも現在は小組格天井をつくるが、もともと外陣は天井を張らない化粧屋根であったともみられている。内陣の長押などには彩色文様の痕などをうすく残しており、壮健当時は極彩色に飾られていたと考えられる(『いわき市史第六巻文化』)。

### 2 喜多方熊野神社長床

喜多方市慶徳町新宮にある熊野神社長床は、昭和38(1963)年に国の重要文化財に指定され、桁行き9間、梁間4間の寄棟造り、茅葺きの建物である。昭和46年に解体修理が始まり、同49年9月に工事完了し、当初の姿に復元された。



熊野神社長床(喜多方市)

長床の奥にある熊野神社は、創建は明らかではないが、社伝によると前九年の役(平安時代末期陸奥の安倍氏が反乱をおこし、源頼義・義家が朝廷から派遣され鎮圧にあたった。)に陸奥に赴いた源頼義・義家父子が武運を祈願のため、河沼郡に熊野堂を、天喜3(1055)年に勧請鎮座し、その後、後三年の役(平安末期永保3(1083)年から寛治1(1087)年まで、源義家が討伐した奥羽の豪族清原氏の乱)で再度陸奥に下った義家が、応徳2(1085)年に熊野神社を現在の場所に遷宮し、新宮と称し



て寛治3（1089）年に造営したと明和6（1769）年『新宮雑業記』にある。

長床は『新宮雑業記』によると、治承3（1179）年の銘がある鰐口が前殿にあると記され、前殿を長床つまり拝殿と考えられる。しかし単なる拝殿としては、規模が大きすぎることから、ほかに何らかの目的を持ったと考えられる。創建年代については、明確ではないが、鎌倉時代初期とされ、以後慶長の大地震で倒壊したが、同19（1614）年に再建され、その後度々修理が加えられてきた。

### 3 旧南会津郡役所

南会津郡田島町の福島県重要文化財の旧南会津郡役所は、明治18（1885）年に建てられ、明治初期の洋風建築物として貴重な建物であることから、昭和46年移転修理が行われた。

原形の規模は、木造2階建、正面13間奥行15間、閉鎖型の中庭式で、前面棟だけが2階建、実面積820㎡である。玄関ポーチと2階にバルコニーが付いている。



旧南会津郡役所

屋根は、もとは小羽葺き、外回りは白しゅくい仕上げであった。当初の工事は、明治18年5月15日に着工し、同年8月15日に竣工した。本館建築請負人は、安達郡二本松町古川源治、北会津郡若松町貝瀬鉄吉であった。

大正15年7月まで郡役所として使われ、同年8月からは福島県南会津支所となり、昭和18年まで続く。この間、昭和9年5月10日の田島大火があったが、なんとか類焼をまぬがれた。昭和18年2月1日支庁は南会津地方事務所となり、同30年11月には南会津財務事務所となった。その後、南会津事務所、田島地方行政連絡室となって、45年3月に合同庁舎建築のため移転修理され、「奥会津地方歴史民俗資料館」として保存されることになった。（『田島町・田島町教育委員会 福島県重要文化財旧南会津郡役所調査・修理工事報告書』より）

### 4 宿場の面影を残す大内宿

南会津郡下郷町の大内宿は、江戸時代の街道の宿場町の姿を今に残している。昭和45年頃から伝統的建造物として保存運動が高まり、保存地区の国指定を受けている。

大内宿は、下野街道の宿場として、江戸時代初期には大名の参勤交代の休息地でもあった。また会津藩の廻米、産物の輸送で賑わった。天和3（1683）年以後、白河街道へ本街道が移



大内宿（下郷町）

り、再び享保8（1723）年に復活する。

復元された宿場は、街道両側に茅葺き寄棟の家が軒を並べ、かつては道路中央に水路があった。本陣や脇本陣の他の一般の家は屋敷地95坪（314㎡）、家屋の建坪40坪（132㎡）と定められ、同じ間口で奥に細長い形になっている。（『図説福島県の歴史』）

### 5 天鏡閣

明治41（1908）年、有栖川宮威仁親王が東北遊歴の折に、福島県知事平岡定太郎の勧めで、猪苗代湖に近いこの地に建てられた別邸で、翁島御別邸或いは高松宮御別邸、或いは天鏡閣とも呼ばれる。天鏡閣と名付けたのは、同年9月皇太子殿下（大正天皇）が行幸された折、李白の詩に「明湖落天鏡」によるといわれる。



天鏡閣（猪苗代町）

大正12年に高松宮御別邸として引き継がれ、併せて大正11年に有栖川宮の妃殿下が天鏡閣の東南の猪苗代湖を見下ろす景勝の地に建てられた和風の迎賓館も継承された（『猪苗代町史歴史編』）。

建物について『猪苗代町史歴史編』には次のようにある。

この建物は、本館、別館、表門に分けられる。米国オイスターベアの建築を取り入れたものでこれを有栖川宮の独自の考え方も加えて建築されたものといわれる（翁島郷土誌）。

県文化課の資料によると建築物の内容は次のとおりである。

本館はルネサンス風の木造建築である。

2階建て、八角塔屋付き、西側玄関ポーチ（土部露台）を構える。内部は中廊下から南側に主室、北側に付属室を配置して、ホール階段及び裏階段によって2階に上る。

2階も南側に主室をとることは1階と同じである。外観は比較的变化に富み、南側の東西に非対称的な翼部と中央に八稜形状に突出した入口及び2階バルコニーを設け、屋根は東翼部を腰屋根他を寄棟として随所に円形また半円形のドーマウインドーを開き、当所に煙突が立っていた。外壁は目透し横板張り白ペンキ塗り、窓は上げ下げガラス窓としている。内部には各室及びホールにマントルピースがあるがそれらは当初のまま残っており、また電灯のシャンデリアや、天井の漆喰塗りレリーフもかなり残されている。

（執筆者 村川 友彦）

## 第2章 木と生活工芸

### 第1節 木地師とその生活

#### はしがき

古くから山の伝統的な産業の一つに、木地の挽物をつくる木地師と呼ばれる職業があった。木地師・轆轤師とも称され、木地屋・轆轤屋とも称された。すでに鎌倉期には木工から分化していたといわれ、塗師などの漆塗職人の下職となる者や、挽物に簡単な色をつけたり漆を塗ったりしていた者もいた。

山中でミズキ、シラカバ、トチ、ケヤキ、ホオノキなどを材料として、鑿・鉋（かん）な・銚（はかり）などの道具を使用して、椀・盆・杯・玩具・杓子などを作って生活の糧としていた人々である。とくに木地師・木地挽、轆轤師ともいわれるように、挽物の道具はろくろであり、わが国の古い工作道具の一つである。このろくろは横軸で一人挽きの手挽きろくろである。台上の両端に柄（軸受）を立て、水平に軸木を通して、その軸木に巻いた革や紐を右・左交互に引くと、軸木が交互に回転する。このろくろそのものを回転させるには、家族か徒弟であった。明治期以降になってからは、足踏みの一人挽きの前挽きろくろを使うようになり、技術的な進歩がみられた。

ここでは、木地師の由緒、福島県の木地師とその生活を中心に述べるが、本県の木地師に関する最近の研究についての文献を紹介すると、「山に生きる人びと」（宮本常一『日本民衆史』2、未来社、1964.1）、『福島県史』23巻民俗1～24巻民俗2（福島県 昭和39.42）、福島県在住の研究者による木地師の研究書としては、『湯本山郷史』上・下巻（星勝晴著、大盛堂印刷所、昭和48.12）があり、上・下巻で1,850余頁の大著である。とくに現在の岩瀬郡天栄村、その当時の湯本・田良尾・羽鳥の3か村の外、湯小屋・板小屋の木地師の記録であり、また、収録された「奥州白河・会津木地師名簿」は、江州愛智郡君ヶ畑蛭ヶ谷にある木地本山「氏子狩帳」・「氏子駟帳」など本県木地師研究の基本史料である。また、南山御蔵入領を中心に会津地方の木地師の研究に取り組まれた会津民俗研究会名誉会長山口弥一郎氏、同研究会顧問安藤紫香氏がいる。安藤氏は、これまで「南山木地師戸板集落に生きてきた人々」（歴史春秋社、1979）をはじめ、只見町教育委員会刊行した「南山御蔵入布沢山大田・綱木木地師」（昭和56.8）、「奥会津布沢木地師の軌跡～轆轤祖神を守りぬいた人々」（平成4.12）を執筆され、『地方史辞典』（地方史研究協議会編、弘文堂、平成9.4）に「会津の木地師」を執筆し、現在『南郷村史』の民俗編を平成10年3月出版予定で執筆・編集を進めている。

木地師小椋織江家についてまとめた神田賢一氏の『木地師三代』は、木地師の栄枯盛衰が生き生きと描かれ貴重である。

また、近年盛んな自治体編纂の過程でも、主に「民俗編」の中で、生業あるいは諸職で木地師が取り上げられている。木地師に関して記述されている県内の町村史を列挙すると次のとおりである。

『天栄村史』第4巻民俗編（平成1.3、127～129頁）、『田島町史』第4巻民俗編（昭和52.3、79～87頁）、『奥会津南郷の民俗』（昭和46.10、167～173頁）、『下郷町史』第5巻民俗編（昭和57.9、154～157頁）、『館岩村史』第4巻民俗編（平成4.2、235～239頁）、『只見町史』第3巻民俗編（平成5.3、272～273頁）、『猪苗代町史』民俗編（昭和54.3、201～209頁）、『山都町史』第3巻民俗編（昭和61.12、408～417頁）、『西会津町史』第6巻（上）民俗（平成3.3、155～166頁）、『西会津歴史物語』（昭和46.7、30～39頁）などがある。

#### 1 木地師の発祥とその由緒

木地師とは、木地削・轆轤師・杓子師などとも称され、山中で鑿・鉋・銚、また曲がりヨキ・ヨキ・鋸、轆轤などの道具を使用して、椀・盆・鉢・杯・玩具・杓子などを作って生活の糧とした人びとで、近江国（滋賀県）愛智郡小椋荘を本所として定着し、はじめての諸国の木地師支配制度を確立したといわれている。

小椋荘においては、君ヶ畑、大君ヶ畑、蛭ヶ谷の3つに分流して諸国木地師の支配本所を守ったといわれるが、君ヶ畑、蛭ヶ谷の2つが中心となった。

君ヶ畑にあっては、大皇木地祖大明神の年番神主小椋信濃と金龍寺住職とが総支配所高松御所を主宰し、蛭ヶ谷では筒井正八幡宮神主大岩氏が総支配筒井公文所を興し、帰雲庵住職とこれを主宰したといわれる。

君ヶ畑（高松御所）と蛭ヶ谷（筒井公文所）の両所は、それぞれに各地に居住する木地師たちを氏子と称して、その実態調査、すなわち氏子狩（氏子駟）を実施し、氏子狩帳（氏子駟帳）を作成した（『湯本山郷史』下巻 星勝晴著）。

この氏子狩によって、氏子村の保護をはじめ、同族婚姻の仲介をおこない、烏帽子着立会、祖仕修復の寄進奉納などが円滑におこなわれた。

また、木地師たちが、その特権を主張する根拠となった木地屋文書は、菊や桐の紋のある黒塗りの桐箱におさめられ大切に保管されている（『奥会津布沢木地師軌跡～轆轤祖神を守り



近江の国の本社の掛軸の写真  
—会津若松市 安藤紫香氏 提供—

ぬいた人々〜)。その箱の中には、木地師が一番の宝物としている御繪旨と縁起書、御教書、免状などで御墨附きとも称された。

そのうち「承平5年11月9日(935)の轆轤師職頭への御繪旨は、次のとおりである。

「近江国愛智郡小椋庄筒井

轆轤師職頭之事称

四品小野宮製作彼職相勤之所

神妙之由候也 專為器質之統領

諸国令山入之旨西者櫓擢立程

天氣取候也 仍執達如件

承平五年十一月九日 左太弁(丞) (在判)

器李之助

この古文書にもあるように、木地師たちが近江国小椋庄、筒井公文所から全国どの山に入ってもよいというもので、木地師や轆轤師は、霧のかかっている高山の七合目以上の山は、自由に入って木を切っても良いと信じていた。また、木地師らは自分たちが社会的地位の高いものであることを世人に誇示する必要から、小野宮惟喬親王の家来太政大臣小椋実秀の子孫であるとなえた。

また縁起書には、惟喬親王が都を落ち延びてから愛智郡小椋庄に落ち着かれ、轆轤木地を始めて、19年の歳月を小椋庄の山に住まわれた後、筒井神社に祭られるまでが書かれているが、その縁起書は二通りあって、その一つは、惟喬親王は貞観17年(875)3月5日、白馬に乗り東路に旅立たれたことになっており、愛智郡小椋庄の山に19年間住まわれて、元慶3(879)年11月9日、御年34歳にて薨じられたとしており、書いたのは承平2(932)年9月12日であるとされている。

その二は、惟喬親王、貞観元(859)年3月5日、白馬に乗って東路に旅立たれ、元慶3年11月9日、御年33歳にて崩御されたと書いており、大蔵卿雅仲・民部卿頼貞・藤原定勝名であり上部に筒井神社(主)とある。

この2通とも惟喬親王崩御の日は、「元慶三巳亥霜月九日」と同じであるが、後はそれぞれ異なっている。その二の方は、承久2(1220)年9月12日の日付で、惟喬親王没後341年を経て書かれたものだが、その一つの縁起書より288年後に書かれている(『奥会津布沢木地師の軌跡〜轆轤祖神を守りぬいた人々〜』、福島県南会津郡只見町教育委員会12~14頁)。

また、「正親町院御繪旨」と伝えられるものは、元龜3(1572)年10月11日のものとされている。

「正親町院御繪旨

近江国筒井職頭之事

諸国轆轤師杓子師塗物師

挽物師等 其職相勤之族

末代無相違可進退旨定訖

故以為代々器質基本兼亦

諸役可免許全公役可相勤

之由依天氣執達如件

元龜三年十月十一日 左太辨 在判

小野宮社務

」(『田島町史』第4巻 民俗編 80頁)

正親町天皇御繪旨と伝えられ、諸役の免許と公役について規定している。

さらに天正11(1583)年6月、丹羽五郎左衛門長秀から「日本國中轆轤師之事」では、轆轤師に次のような特権を与えている。

「日本國中轆轤師之事

従先規如有來諸役令免

除之条 商売不可異儀

者也 依而如件

天正十一歲六月日 丹羽五郎左衛門 在判

江州筒井 公文所

」(『南山御蔵入布沢山大田・綱木木地師』、5頁)

また、天正15(1587)年11月15日の増田右衛門の免状は次のとおりである。

「從當畑諸商売之事於

惣國中如有來不可有

別儀若違之族在

之者可注進可申付

候也 仍如件

天正十五年十一月五日 増田右衛門 在判

近江国 筒井 公文所

」(『南山御蔵入布沢山大田・綱木木地師』、5頁)

これは増田右衛門長盛の発した商売自由の免許状である。

また、木地師の「往来手形」は、次のようなものである。

「往来手形之事

日本國中木地師之輩者蒙

大皇大明神惟喬親王之御令命永代

相努職兼之条依而當御所支配下

之もの 無相違然処往古より諸国散在

之職業致來候 何国ニ 而も 地木相尽候節

不限何時諸道具兼妻子眷属（みうち）引連罷越

候節者諸国

御関所等無相違御透可被下候 為後証

手形依而如何件

弘化二年巳八月 木地挽惣本山

高松御所 金龍寺 印

諸国 御関所 御役人中 』

（『奥会津布沢木地師の軌跡～轡轡祖神を守りぬいた人々～』、5頁）

このように木地師たちは、文徳天皇の第1皇子である惟喬親王を業祖・祖神として仰ぎ、良材を求めて諸国の山から山へと漂泊を続けた。

江戸時代にも先述したように、蛭谷の筒井公文所（筒井八幡宮）、君ヶ畑の金龍寺高松御所（大皇大明神）が発行せる為文書ともいわれた繪旨の写しや武家棟梁の免状の写しを権威とし、伐採や通行の自由を主張してきた。この間、筒井公文所や高松御所は、全国に散在する木地師をおのおの筒井八幡・大皇大明神の氏子として組織し、繪旨や免状の発行と引きかえに、氏子狩（氏子駈）と称して何かしかの奉加料・初補（尾）料・そのほかの儀式料を集めて各地を回った。また、これを記載した帳面が「氏子狩帳」・「氏子駈帳」と称し、筒井八幡宮には、正保4（1647）年から明治26（1893）年まで35冊、金龍寺には、元禄7（1694）年から明治にかけての53冊が伝わっている。これら木地師の名簿にある「氏子狩帳」・「氏子駈帳」の中から本県の木地師に関するものが、『湯山郷史』下巻、第四部資料篇（星勝晴著）に収録され、本県木地師の研究には欠かせない貴重な史料となっている。

## 2 本県の木地師とその活動

福島県内の木地師については、会津地方を中心に、中通り地方で、旧白河藩領であった岩瀬郡湯湯本村（現天栄村湯本）、安積郡三代村（現郡山市湖南町）、信夫郡土湯村（現福島市土湯）などが知られている。

木地屋は、すでに産業名であるとともに、木地師と呼ばれた職人名でもあり、一般には木地挽と呼ばれていた。時には木地小屋と呼んで住居集落名をさす場合もあった。木地師は木地すなわち椀・盆などの素地を挽く轡轡師のことで、寛文6（1666）年の『会津風土記』には、耶麻郡吾妻村木地小屋（現猪苗代町）の頃には、「作 器皿 者居之俗謂 木地挽 因名」とある。木地師と本県とのかかわりについては、『檜原軍紀』に文明年中（1469～1468）のこととして、「耶麻郡檜木に凶賊がおって、農夫はおらず、木地挽がその非道に困っている」という記述があり、耶麻郡熱塩村（現熱塩加納村）と同村檜木谷地との間の地に凶賊が出没し、困った木地挽らが会津黒川城主の蘆名氏にその非道を訴え討

伐を願い出たもので、すでに蘆名時代に木地師が住居していたことを物語っている（『福島県史』24民俗2、99～100頁参照）。

しかし一般には、天正18（1590）年8月豊臣秀吉の奥羽仕置によって、会津黒川（現会津若松市）には、伊達政宗にかわって蒲生氏郷が入部した。このとき、氏郷の出身地である近江国（現滋賀県）堅田（現大津市）の慈教寺住職の勧めによって、同国愛智郡君ヶ畑より木地頭佐藤和泉、同新助と木地挽5人、それに慈教寺の三男丁性をつれて来たといわれる。氏郷は城下七日町に屋敷を与え、慶山村（現会津若松市）で木地を挽かせたことが『新編会津風土記』にも記されている。

また現在、南会津郡舘岩村高杖原に住む菊地家の場合をみると、菊地家は、祖先が近江日野に住み、天正18（1590）年9月5日蒲生氏郷と会津国替えにより塗師、木地挽も共に下り、会津七日町に屋敷を拝領し、それより勢至堂仁平治山に移り、ここに17年間住み、慶長13（1608）年岩瀬郡湯本村（現岩瀬郡天栄村湯本）に移る。ここに70年間住み、延宝3（1675）年下之小屋に移って19年間住む。元禄6（1693）年岩瀬郡湯小屋村（現天栄村湯本）は、湯本村の端郷で木地師の村にあった。ここに52年住み、延享2（1745）年会津郡針生村戸板山（現南会津郡田島町針生）に移り、11年間住む。宝暦6（1756）年にいたって伊南小屋に移って40年間住み、寛政8（1796）年会津郡森戸村保城（現南会津郡舘岩村森戸）に移った（『会津地方に於ける木地小屋』、山口弥一郎）。

この菊地家は、蒲生氏郷に従って会津に入った木地師で、近江国日野から移り、その後、会津領内各地を移動したことが知られている。

その後、寛永20（1643）年7月、出羽国山形から保科正之が若松城主として入部し23万石を領し、南山御蔵人5万2千石余を私領同様の扱いで預かった。このとき、最上辺から信州高遠より連れてきた木地師がいた（『福島県史』24民俗1、100頁）。また会津藩は文化7（1810）年信濃・飛騨などから木地師を招請したといわれる。

最初、現在の南会津郡舘岩村を振り出しに、会津闇川山に移り、会津藩の御用木地となり、戊辰戦争後、会津藩の崩壊によって、御用木地も解体となったため、闇川山を去った小椋織右衛門の足跡が記録されている（『奥会津布沢木地師の軌跡～轡轡祖神を守りぬいた人々～』36～42頁）。

文化7年当時の会津藩は、物産役所を設置するなど、藩の殖産興業策を推進した時期と合致する。

このように木地師には、系統を異にすることもあって、在来の者を木地師あるいは居木地と呼ばれ、渡来移入の木地屋あるいは木地師を渡木地屋・渡木地師と称したといわれる。しかし、これにも異説があつて、蒲生時代までの者が地木地、保科氏以降が渡木地であるともいわれている。これも現在では渡木地・地木地を明確にすることは困難となつて

いる(『福島県史』24民俗2、100頁)。

以下、本県の木地師・木地小屋などについて、①岩瀬郡天栄村の木地師 ②安積郡の木地師 ③信夫郡土湯の木地師 ④会津の木地師に分けて、とくに会津の木地師に関しては(1)耶麻郡の木地師(2)河沼郡の木地師(3)大沼郡の木地師(4)南会津郡の木地師について述べることにしたい。

#### (1) 岩瀬郡天栄村の木地師

**板小屋村**(天栄村羽鳥)は、羽鳥村の端郷で、白河藩主松平定信の『退閑雑記』にも「湯小屋村・板小屋村などという深き山里」と記され、板小屋川北岸沿いの木地師の集落で、すでに寛永2(1625)年蒲生氏郷に従って江州から会津入の小椋木地師の族裔下ノ小屋・芳野目より板小屋村に住んだといわれる(『湯本山郷史』上巻512頁)。延宝4(1676)年更目木佐藤家祖、板小屋より更目木に移住した。

木地師の支配所蛭谷(現滋賀県永源寺町)より寛保3(1743)年初めて巡回があつて「蛭谷氏子狩帳」(蛭谷12号)によれば、岩瀬郡羽鳥木地屋として23戸、初補氏子狩に応じたことある。その後、寛延2(1749)年28戸(蛭谷13号)、文政10(1827)年14戸(君ヶ畑35・36・37号)、嘉永2(1845)年5戸(蛭谷22号)、個数の減少は、天明(1781~89)・天保(1830~44)の飢饉によるものとみられる。現在は無住であるが、集落跡は墓地には、寛文2(1662)年の墓碑が最も古く、享保10(1725)年の墓碑、板小屋墓碑念仏供養塔などが残る。

**湯小屋村**(天栄村湯本)は、湯本村の端郷で、元禄8(1695)年頃、当地に木地師が居住するようになったという(『天保7年湯本村より水引村へ移住木地挽立帰願』[天栄村史])。

「蛭谷氏子狩帳」によれば、湯小屋木地戸数は、寛保3(1743)年33戸(蛭谷12号)、寛延2(1749)年22戸(蛭谷13号)、明和7(1770)年28戸(君ヶ畑48号)、寛政12(1800)年21戸(君ヶ畑29号)。また文化3(1806)年の「湯本村5人組合高付控帳」(『福島県史』8近世資料1、620頁)によれば、湯小屋には田地を持たない木地師が21名いたが、文政10(1827)年には、1戸に激減、以後、明治中期まで1~3戸の木地師がいた。墓地には天和元(1861)年をはじめとする碑・供養塔約150基が残っている。

**田良尾村**(天栄村田良尾)は、大平・大槻・野中・更目木の4集落からなり、延享3(1746)年「奥羽岩瀬郡白河領更目木木地小屋」(蛭谷13号)によれば、木地師4戸があつた。寛保3(1743)年より1戸増えた。

#### (2) 安積郡の木地師

**三代村**(郡山市湖南町三代)は、江戸時代白河街道(会津本街道)の宿駅、『新編会津風土記』によれば、家数は本村63戸、ほかに小名の中入(中ノ入)新田5、北沢4、端郷の唐沢(切仏)6とある。中ノ入新田は、天明6(1786)年大沼郡東尾岐村(現

大沼郡会津高田町)から移住した木地師集落といわれる。一説には河沼郡琵琶首村(現河沼郡柳津町)から移住した木地師で、「寛政12年奥州会津安積郡福良組三代」(君ヶ畑29号)による氏子狩帳では、5戸の木地師が全て小椋姓で御宿木地首小椋吉左衛門とある。

#### (3) 信夫郡土湯の木地師

**土湯村**(現福島市土湯温泉)は、すでに文禄4年の雑税帳に「老貫百文 信夫郡湯銭 土湯・ぬる湯・高湯」とある(『福島市史』2)。天明8(1788)年の土湯村の家数59軒。人数295人とある(『福島市史』3)。宝永7(1710)年土湯村と荒井村など24か村との山論がおきている。正徳元(1711)年の山論済口証文(土湯村近世文書)から土湯木地師の存在が知られ轆轤を使った木地細工が湯治客に販売され、これらがもととなって「土湯系こけし」が創出された。また文政10年(君ヶ畑35・36・37号)の木地師人別改帳、御初補帳によると「奥羽信夫土湯元」では、戸数が4戸、人数が男5人・女4人合計9人であった。

#### (4) 会津の木地師

##### イ 耶麻郡の木地師

**入田付村**(喜多方市岩月町入田付)は、田付川上流の山間部に位置し、大峠越えの米沢街道が通じ、藩境の要所として制札場も置かれた。本村は家数12(竈数51)、木地小屋の沼原は、家数11戸あつたが、寛文5(1665)年用木がなくなったため、檜原村(現北檜原村)の早稲小屋に移住した。この沼原の木地小屋については、『木地師三代』(神田賢一著)の「沼ノ原時代」に詳述されている。

**小田村**(猪苗代町蚕養)は、『新編会津風土記』によると、本村68戸・樋之口13戸・達沢17戸があつた。酸川支流達沢川流域の山間にあつた達沢集落は、母成峠(石筵峠)越えの道筋にあつて木地小屋集落であつた。享保3(1718)年檜原村(現北檜原村)雄子沢の木地師が移り住んで成立した集落といわれている(『新編会津風土記』)。

延享3年(1746)6月29日「奥州会津耶麻郡猪苗代川東組達沢木地小屋」(蛭谷13号)には、木地挽頭藤次之助以下19名が記され、寛政12(1800)年3月21日「奥州会津耶麻郡達沢小屋木地師」(君ヶ畑29号)では木地首小椋六左衛門をはじめ16名が記されている。また嘉永2(1849)年6月9日「奥州会津耶麻郡猪苗代川東組達沢木地屋」(蛭谷22号)には14名の木地師が書き上げられ、木地師頭は古川三之助であつた。明治期に入ってから「岩代国耶麻郡蚕養村達沢木地師」として19名が記されている。小田村が蚕養村になるのが明治8(1875)年8月、蚕養村が若宮村と合併して吾妻村となるのが明治22(1889)年4月のことである。

**木地小屋村**(猪苗代町若宮)は、猪苗代から土湯峠を越えて福島に通じる福島街

道の駅所で掟条目を掲げた制札所も設けられていた。『新編会津風土記』によれば、元龜2（1571）年耶麻郡檜原村から備後・縫殿助という2名の木地師が来住し、当初は木地挽を業とし、のち田畑を開いて一村をなした。享保3（1718）年村高326石余、家数49、男111・女99、馬21、天明6（1786）年では、家数23、男49、女46、馬11（『留帳』小林家文書）とあって、高冷地であったことから天明3（1783）年夏より冷気甚だしく、猪苗代地方は土用前に降雪があつて収穫皆無の村々が続出した。

一方、文化年中（1804～18）のものと思われる「清兵衛覚書」（薄家文書）によれば、元龜2年檜原村から備後之丞源光秀が来住し、木地を職としたのを皮切りに、同年大塩村（現北塩原村）鈴木縫殿之助清長、文禄4（1595）年には、出羽国板谷村（現山形県米沢市）から四郎右衛門、慶町4（1599）年には、会津郡戸石小屋（現南会津郡下郷町）から惣兵衛・惣左衛門の兄弟が移って来た。その後も河沼郡上田（上田谷地）村（現河沼郡湯川村）から市右衛門ら3名が移住し、木地小屋村は方々からの転入者によって成立した村といえた。この村の木地業については、いつ頃まで続けられたか判然としないが、吾妻山系に点在する木地師集落で生産された木地物の集荷地であったとの説もある（『福島県の地名』『日本歴史地名体系』784頁）。

**酸川野村**（現猪苗代町若宮）は、木地小屋村の南西に位置し、福島街道の宿駅で、土湯峠の麓にあつたことから口留番所が置かれた。本村の南西に名家、北東に田茂沢（多茂沢）の端村があり、田茂沢のさらに北東には、高森山の南麓に木地小屋の高森があつた（『新編会津風土記』）。田茂沢は昔、凶作のとき、達沢から他村へ移住しようとした小椋兄弟を説得し、田茂沢に帰農させて開かれた集落と伝えられる（『猪苗代町史』）。高森は福島街道沿い土湯峠麓の信夫郡境に位置する。三方を安達太良山・吾妻山に囲まれ、『新編会津風土記』によると、享保3（1718）年に檜原村の小野川集落からの移住によって開かれたとするが、実際には、文政8、9（1825～26）年頃、岩瀬郡湯本村（現天栄村湯本）の山中から移った人々によって開かれた木地師集落とみられる（『猪苗代町史』）。延享3（1746）年7月3日「奥州会津耶麻郡猪苗代河東組高森小屋」（姪谷13号）によれば、氏子狩・初尾（穂）を上納した木地師19名が記されている。また寛政12（1800）年「四国同領高森木地師」（君ヶ畑29号）では、9名、文政10（1821）年「同国猪苗代高森木地師」（君ヶ畑35・36・37号）では、15戸で木地師頭佐藤彦左衛門であつた。人数は95人で内男49人・女46人であつた。おそらく飛・渡りの木地挽を業とする人達が吾妻山中に定住したためとみられる。高森集落の鎮守は惟喬親王を祀る大皇神社と如意輪観音を祀る観音堂がある。

**大塩村**（現北塩原村大塩）は、大塩川上流域の山間部にあつて旧米沢街道沿いに位置する。「新編会津風土記」によれば、本村88軒、端村には2沢2軒、遅沢7軒、

大窪24軒、原14軒とある。木地小屋には松手小屋、原（滝に原）があつた。原は明暦年間（1655～58）頃に、日中村（現熱塩加納村）から木地師が移り住んで成立した集落といわれる。宝暦12（1762）年5月、同地内居平の木地挽10人（家内妻子合わせると66人）が欠落し、出羽国最上郡大滝村（現山形県真室川町）から引き戻されている。

文政10（1827）年「君ヶ畑氏子狩帳」（君ヶ畑35・36・37号）には、「会津耶麻郡滝野原木地師」として、木地首赤城金次郎を筆頭に15人が記され、弘化2（1845）年4月には「滝野原村」（君ヶ畑39号）として10人が記され、嘉永2（1849）年「会津大塩村領原小屋木地師」（姪谷22号）の氏子駈には10人が記載され、安政4（1857）年「奥州会津原小屋」（姪谷25号）には5人の名が記され、ほかに「一貳百五拾銅 女五人」とある。

**檜原村**（現北塩原村檜原）は、檜原峠を越え米沢領綱木（現米沢市）に通ずる米沢街道の宿駅であつたが、明治21（1888）年磐梯山の噴火で湖となり、もとの檜原・雄子沢・細野などの集落が湖底に沈んだ。

『新編会津風土記』によると、檜原村のうち戸倉は万治年中（1658～61）に本村檜原から、戸倉山へは年月は不詳だが、戸倉より木地師が移り、万治3年（1660）耶麻郡一ノ戸村（現山都町）から雄子沢に、細野へは安永4（1775）年に入田付村（現喜多方市）の小屋からそれぞれ木地師が移り住んで集落ができあがつたといわれる。

『新編会津風土記』に記載された家数では、本村（檜原）59、戸倉10、戸倉山3、雄子沢13、細野7とある。また文政年間（1818～30）に入ると、秋元川沿いの秋元原の開墾が進められ、新たに集落が形成されたといわれる。

現滋賀県永源寺町君ヶ畑の金龍寺や同町姪ヶ谷の筒井神社に伝存している氏子狩（氏子駈）帳によって、檜原村の各集落の木地師数みると、延享3（1746）年「姪谷氏子狩帳」によると、檜原3、早稲沢1、小野川2、小沢1、寛政12（1800）年「君ヶ畑氏子狩帳」（君ヶ畑29号）では、檜原26、雄子沢13、細野9、小野川3、早稲沢9。文政10（1821）年「君ヶ畑氏子狩帳」（君ヶ畑35・36・37号）では、小野川6、雄子沢15、細野8、早稲沢8、檜原36。弘化2（1845）年4月「君ヶ畑氏子狩帳」（君ヶ畑39号）では、小野川7、雄子沢12、細野5、早稲沢7、檜原29とある。

嘉永2（1846）年「姪谷氏子狩帳」（姪谷22号）では、小野川8、雄子沢12、細野4、早稲沢6、檜原32とあって各木地師が書き上げられている。

**五目村**（現熱塩加納村）は濁川上流の山間の村で、『新編会津風土記』によると家数は、本村39、添田5、蕨原7、大平13、黒岩13、木地小屋5とある。木地小屋

は木地師集落で全戸が小椋姓である。延享3(1746)年「黒岩木地小屋」(蛭谷13号)では、「一、百文 氏子かり や と 利右衛門 寅、6月9日」とあって、1名が載せられている。また寛政12(1800)年4月「五目組黒岩」(君ヶ畑29号)4名の木地師が記されている。文政10(1821)年会津耶麻郡黒岩小屋」(君ヶ畑35・36・37号)では、寛政12年と同じく4名が記され、いずれも小椋姓である。

現在、郡山市湖南町の小椋家に残る「小椋氏系図」によると、天正18(1590)年蒲生氏郷が会津に入部したとき、氏郷について近江木地師の一部が会津に入り、翌19年同治に入って村を開いたといわれる。しかし昭和48(1973)年にいたって、全戸が平野部に移転した。

**山岩尾村**(現熱塩加納村宮川)は、岩尾村の北東、五枚沢川左岸の聳える二ノ倉山(752m)から南にのびる尾根の山腹に位置する。『新編会津風土記』によると、家数は誌村14、五枚沢7、与内畑9、塩沢4とある。この五枚沢は当村領分で、五枚沢川の上流域に木地師集落五枚沢小屋があった。家数6、人数21、うち木地師5人、全戸小椋姓で、伝承によると西隣の一ノ戸村(現山都町一ノ木)北端の川入から山越えに移住し、同所より5つ目の沢を越えた地を居所としたことが地名の由来となっている。

延享3(1746)年6月8日「会津五枚沢木地小屋」(蛭谷13号)によれば7人の木地師が記され、寛政12(1800)年4月3日「五目組五枚沢木地師」(君ヶ畑29号)にも同じく7人、嘉永2(1849)年6月29日「奥州会津耶麻郡五枚沢木地師」(蛭谷22号)の氏子駈では、木地師8名、総人数41名であったことが知られる。さらに安政(1857)「会津耶麻郡五目組五枚沢」(蛭谷25号)では9名となっている。

**一ノ戸村**(現山都町一ノ木)は、一ノ戸川の最上流にあつて、北方に聳える飯豊山への登山口の一つ、『新編会津風土記』によれば、家数は本村60、高野原18、橋爪16、廻渡5、藤巻5、村杉沢9とある。本村の北西にある橋郷藤巻および北にある村杉沢の2集落は、いずれも木地小屋であった。村人の多くが農業のほか、杣取、桶結、柄杓作りなどに従事した。

延享3(1746)年6月の「蛭谷氏子狩帳」では、藤巻木地屋6名、村杉沢木地屋7名とある。寛政12(1746)年6月の「君ヶ畑氏子狩帳」では、川入小屋木地師8名、藤巻木地師6名が記され、文政10(1827)年「君ヶ畑氏子狩帳」(君ヶ畑35・36・37号)では、川入村10名、藤巻6名とある。

**梨平村**(現西会津町奥川飯沢)は、奥川の流域にあつて近世には耶麻郡吉田組に属した。村の北東部に位置する大沢山には木地小屋9軒(男63、女64)があつて木地挽を生業としていた。寛永20(1643)年の飢饉によって、やむなく南山大沼郡大

芦村畑小屋を引き払って、ここに移ったといわれ、寛文3(1663)年から寛文8年にかけて、大沢山から極入村の弥平四郎に移って定着した(『矢部家系図』矢部家文書)。大沢に移ってから、小椋彦右衛門、同沖平、同徳兵衛、同喜兵衛、同喜之丞、同忠三郎、同作右衛門、同利右衛門らで、現在その子孫で残っているのは、吉之助(沖平)、定衛(作右衛門)、光男(徳兵衛)、栄喜(利右衛門)、佐一(忠三郎)の家々で、小椋姓を名乗り、彦右衛門は名跡はあるが赤城姓となり、他は絶家した(『西会津町史』第6巻上・民俗157~158頁)。

**極入村**(現西会津町飯根)は、奥川最上流の山間の村で、耶麻郡吉田組に属した。本村から北1里8丁(約4.8km)ほどに小名弥平四郎がある。「谷平代」とも書かれていた。同所は木地師集落で、「矢部家系図」(矢部家文書)等によると、寛文3(1663)年梨平村大沢山の木地師らが移住して開いた地といわれる。弥平四郎は飯豊山登拝口野一つで、会津藩領内西部からの登拝者が多く利用したことから、俗に飯豊山裏街道とも呼ばれた。貞享5(1688)年の「村鑑」(矢部家文書)では、極入村の本村家数36、男119、女103、馬22とあり、弥平四郎は家数16、男79、女59、馬2とある。

また『新編会津風土記』によると、家数本村42、弥平四郎19とある。

近江国(滋賀県)小椋谷の蛭ヶ谷と君ヶ谷の2か所から派遣され、木地師集落をめぐり「氏子狩」・「氏子駈」といわれた木地師の氏名、男女別人数、初穂と称して上納金を徴収した。

この「氏子狩帳」によって弥平四郎の木地師についてみると、延享3(1736)年の「蛭谷氏子狩」(蛭谷13号)では、「谷平代木地屋之内くろ沢木地屋」5名、「谷平代木地屋」1名が記されている。明和7(1770)年「大皇大明神宮社造堂募縁簿」(君ヶ畑48号)には、「弥平四郎木地挽共」として23名が書き上げられている。また寛政12(1800)年4月「君ヶ畑氏子狩帳」(君ヶ畑29号)では、「会津弥平四郎木地師」として、木地首小椋藤重郎はじめ19名、文政10(1827)年「君ヶ畑氏子狩帳」(君ヶ畑35・36・37号)には、「会津耶麻郡弥平代」として木地首小椋彦右衛門はじめ19名が記されている。

弘化2(1845)年4月の「君ヶ畑氏子狩帳」(君ヶ畑39号)では、「弥平城小屋」として木地頭小椋彦右衛門をはじめ13名が記されている。また嘉永2(1849)年7月「蛭ヶ谷氏子駈帳」(蛭谷22号)では、「奥州会津耶麻郡吉田組弥平代村」とあつて、小椋彦右衛門ら17名が記されている。

この弥平四郎では、『新編会津風土記』に、「木地を挽て産業とする」とあり、「飛」と呼ばれ、あるいは渡木地師といわれた移住の生活から、田畑を起して定住生活にはいった。明治期に入ると陶磁器の普及などで木地業も急減した。弥平四郎

の木地業は、終戦を境に産業する人が多く、炭焼きやきのご栽培へと転業した。弥平四郎で荒型どりが行われていたのは、昭和45、6年頃までのことである（『西会津町史』第6巻(上)民俗159頁）。

#### イ 河沼郡の木地師

**高森村**（現柳津町四ツ谷）は、大向山と岳の山の鞍部に位置する高地の村で、寛永20年（1643）からは、南山御蔵入領で滝谷組に属した。麻の生産を主とした若松城下などへも出荷した。「琵琶首村木地師一件」（三島町、河越柳家文書）によると弘化～嘉永（1844～54）にかけて、大谷組より木地師が移住し木羽を生産したことが知られる。

**琵琶首村**（現柳津町琵琶首）は、滝谷川上流、博士山（1,482m）の西麓に位置する。寛永20（1643）年からは南山御蔵入領大谷組に属す。村内を小野川村（現昭和村）へ通じる道がある。地内の下平は木地小屋で、村民の半数が木地師でナラ・ブナを鴨居、戸ぶちなどに仕立て若松城下へ出荷していた。『新編会津風土記』によると化政期（文化文政時代）の家数は、本村20軒、下平5軒とある。

**冨中村**（現柳津町冨中）は、蕪中・田中・かぶ中とも書かれ、滝谷川東岸に位置したが、昭和30（1965）年から河沼郡柳津町となる。古くは金山郷に属した。寛永20（1643）年から南山御蔵入領大谷組に属した。『新編会津風土記』には家数23とある。安政4（1857）年「蛭谷氏子狩帳」（蛭谷25号）には、「金山谷大谷組冨中山木地師」として、小椋源助はじめ5名がおり、すべて小椋姓であった。

#### ウ 大沼郡の木地師

**観音村**（現会津高田町宮川）は、宮川の上流、支流松倉川が合流する地点に位置し、寛永20（1643）年から南山御蔵入領冨組に属した。もと当村は観音村とあったが、寛文年中（1661～73）から堂の字を略いた。『新編会津風土記』によると、家数は本村18、端郷倉谷1、同じく松倉6であった。松倉には小椋氏を称する木地師が居住していたが、明治初年耶麻郡に移住したといわれる（『福島県の地名』953頁）。寛政12（1800）年「会津御蔵入松倉木屋」（君ヶ畑25号）には、木地挽6軒が記されている。

**下谷ヶ村**（現会津高田町松坂）は、博士山の天狗岩を源流とする博士川と宮川の合流点にあり、『新編会津風土記』には家数16、明治8（1875）年中在家村・中村・入谷ヶ池村および本村の4か村が合併し、松坂村となった。凍豆腐の名山地として知られ、博士峠への道沿いの桑沢で小椋氏が木地師として活躍していたが、明治2（1869）年耶麻郡などに移ったといわれ、墓石だけ残ったが、昭和59（1984）年新宮川ダム建設により全戸移住した。

**入谷ヶ村**（現会津高田町松坂）は、宮川の最上流の左岸段丘にあって、寛永20

（1643）年以降南山御蔵入領冨組に属した。『新編会津風土記』では、家数本数8、木地小屋集落の土倉が15とある。明和7（1770）年「<sup>おおきみ</sup>大皇大明神宮社造営募縁簿」（君ヶ畑48号）には、「土倉小屋」として11名が書き上げられている。また寛政12（1800）年「会津大沼郡御蔵入土倉小屋木地師」（君ヶ畑29号）の氏子狩帳では、13名が記され、文政10（1827）年「谷地入土倉木屋」（君ヶ畑35・36・37号）では14名の木地師が記されている。

弘化2（1845）年4月「谷ヶ地入土倉木地師頭」（君ヶ畑39号）では5名が記されている。

嘉永2（1849）年「冨組土倉木地師」（蛭谷22号）として4名が記されている。

**東尾岐村**（現会津高田町東尾岐）は、東尾岐川と源田（源太）沢流域の山間部に小集落が点在する。寛永20（1643）年以降、南山御蔵入領東尾岐組に属した。『新編会津風土記』によると、家数は本村（田中）は8、宮2、地頭方9、馬場8、水沢6、戦場23、勝負沢10、大神沢5、台6、遅沢18、関根3、茗荷平9、中屋敷3、檜皮7、唯能10、清水3、西沢9、源太谷1、大平9、中白5、東入14とある。また、東入・<sup>たか</sup>袴平・大平には木地小屋があり、いずれも小椋姓を名乗っていた。木地小屋の東入は、宝暦年中（1751～64）小野川村（現昭和村小野川）から移住したといわれる。これらの人々は、明治末期に安積郡三代村（現郡山湖南町）と北海道空知郡に移住した。現在は林の中に石祠・墓石・住居跡が残っている。文政10（1827）年「東尾岐村入」（君ヶ畑35・36・37号）では16名が書き上げられ、唯能の木地師小椋庄五郎の名が弘化2（1845）年4月（君ヶ畑39号）・安政4（1857）年（蛭谷25号）の氏子狩帳にも記載されている。

**小野川村**（現昭和村小野川）は、滝谷川の源流部に位置し、金山郷街道の駅所で下坪には制札場が置かれていた。享保9（1724）年の「組中手鑑」（渡部家文書）には竈数47とある。さらに家数44のうち24は木地師と記されている。『新編会津風土記』によると化政期の家数は上坪9、下坪11、端村大岐7のほか木地小屋岩下3とある。

寛永20年以降、南山御蔵入領野尻組に属した。寛政12（1800）年「会津御蔵入小ノ川木地師」（君ヶ畑29号）では5名、文政10（1827）年「金山谷小野川岩下」（君ヶ畑35・36・37号）では、10名の木地師が記されている。弘化2（1845）年4月「小ノ川木地師岩下」（君ヶ畑39号）では木地頭小椋吉兵衛ら5名が記載されている。

**両原村**（現昭和村両原）は、野川流域に位置する。もとは佐倉村の出作地原村と喰丸村の端村原村で、2つの原村が合わさって両原村となった。寛永20年南山御蔵入領野尻組に属した。『新編会津風土記』では、化政期の家数は27軒、本村の北東一里四丁（約4.36km）にある木賊平、滝ノ岐に木地小屋あり、文政7（1824）年7軒、



43人が移住した(『居所系図覚書』小椋文書)。また明治14(1881)年「両原村地誌」(昭和村史資料集)に「木地製ヲ業トスルモノ五戸」の記述がある。貞享5(1688)年には、下中津川(現昭和村)柳ヶ沢より喰丸・両原村の入会山に移住した赤倉木屋頭与右衛門・作兵衛・小左衛門との定住約定証文(昭和村史資料集)がある。また舟鼻山・三引山・博士山・志津倉山に木地小屋が存在したことが知られる。

延享3(1746)年5月「奥州会津金山谷之内野尻組赤倉木地屋」(姪谷13号)14名の氏子狩・初尾料の上納が記されている。また嘉永2(1849)年「会津御蔵入同国大沼郡野尻組喰丸山木地師」(姪谷22)10名、安政4(1857)年「会津御蔵入大沼郡喰丸山木地師」(姪谷25号)では、木賊平の木地師11名、同じく「会津御蔵入大沼郡小中津川山柳沢木地」2名が記されている。

大蘆村(現昭和村大芦)は、喰丸村の西21町(約2.3km)に位置し、御前ヶ岳(1,233m)から流れる見沢川・和の沢川・畑沢川の氾濫原に本村ほかに中見沢・山崎・大向・中組・赤田の集落が点在し、本村の南一里八丁(4.8km)の山中には、木地小屋松沢があった。大足とも記された。寛政12(1800)年「同国大芦畑木屋木地師」(君ヶ畑29号)では4名が記され、文政10(1827)年「金山谷大芦木地師」(君ヶ畑35・36・37号)では5名が記されている。

また嘉永2(1849)年「会津御蔵入大芦畑木屋木地師」(姪谷22号)では6名、安政4(1857)年「奥州会津金山谷大芦山膳木地師」(姪谷25号)では1名、「会津金山谷大芦山金石川木地師」(姪谷25号)には8名が記された。

#### 浅岐村(現三島町浅岐)

大谷村の南に位置し、銀山街道に沿い、村に中央を大谷川が北流し、支流入山沢川が合流する。『新編会津風土記』によると家数26とある。嘉永3(1850)年には、隣村間方村との間で山論が発生した。琵琶首村(現柳津町)の木地師7軒を大清水山に移住させ、山年貢のほか木地荷駄運送で現金を得たが、移住期間が長引き隣村の境界線深くまで伐採したのが原因といわれる(『三島町史』)。

#### エ 南会津郡の木地師

針生村(現田島町針生)は、阿賀川(大川)の支流桧沢川の水源地に位置し、入小屋村(現南郷村)から駒止峠越で本村を経由し、小檜峠越で下野街道に合流する道があり、また伊南村古町から戸板峠越で本村に入る道もある。寛永20(1643)年から南山御蔵入領高野組に属した。延享3(1746)年の「御廻国使様御案内帳」(田島町史資料)では、家数78、人数380、馬61とあり、ほかに黒森山に木地師が住み、家数25、人数152とある。黒森山および北条山一帯は御巢鷹場であった。

天明8(1788)年「御廻国使様御案内帳」では、木地挽小屋7、人数24とあり、

『新編会津風土記』では、木地小屋4と記されている。延享3(1746)年「奥州会津南山針生村木地屋」(姪谷13号)では、氏子駈・御穂を上納したが、5月18日9名、5月20日4名で、「奥州会津南山針生村前沢木地屋」(姪谷13号)では、15名が記載されている。また寛延2(1749)年「陸奥国南山針生之小屋」(姪谷13号)では8名が記され、270文を上納し、「右此所木地師不景気付御初穂斗指上申候、氏子狩之儀ハ御用捨可被下候以上」とあって、おそらく寛延1~2年の悪天候による不作続きで、木地師の生活困窮の状況を如実に示されている。また同年の「会津郡針生木地屋」3名、「奥羽会津郡南山針生前沢小屋」2名が記載されている。

明和7(1770)年「大皇大明神宮社造営募縁簿」(君ヶ畑48号)でも、「針生小屋」は8名が上納している。安永4(1775)年10月5日「会津針生木地師」(君ヶ畑23号)では9名が名を連ねている。また寛政12(1800)年「会津御蔵入高野組針生木地師」(君ヶ畑29号)、文政10(1827)年「高野組針生村木地師」(君ヶ畑35・36・37号)7名、弘化2(1845)年4月「針生山雑木」(君ヶ畑39号)2名、同「同針生山」(君ヶ畑39号)4名が記されている。

嘉永2(1849)年「会津御蔵入針生山木地師」(姪谷22号)9名、安政4(1857)年「針生山二沢口・清水平」(姪谷25号)3名が記されている。

#### 黒沢新田村(現田島町静川)

大豆渡村の西、檜沢川南岸に集落がある。大豆渡村から転石峠越で大蘆村(現昭和村)へ通じる道がある。寛文年間初めに大豆渡村から分離独立した。安政4(1857)年「奥羽会津御蔵入高野組黒沢木地師」(姪谷25号)には、小椋喜内・小椋左衛門・小椋初五郎と3名の木地師が書き上げられている。

高野村(現田島町高野)は、『新編会津風土記』によれば、本村の西1里4町の所に船鼻山があり、山の北を踰て大芦村に往く路があり、文政10(1827)年(君ヶ畑35・36・37号)に収録されている。「江州渡木地師人別払」によると、「高野山舟花木地師」7名が記載されている。

藤生村(現田島町藤生)は、『新編会津風土記』によると、家数は、本村27、端村の上野16、上小塩3、下小塩10とある。文政10(1827)年「会津御蔵入川島組藤生山木地師」(君ヶ畑35・36・37号)には、村の西の1里(約3.9km)の山奥に木地小屋があり、小椋源左衛門ら5名の木地師の名があげられている。

滝原村(現田島町滝原)は、糸沢村の南西に位置する荒海川源流域の山村、『新編会津風土記』によれば、家数55、ほかに山中に木地小屋があり家数4とある。寛政12(1800)年「御蔵入滝ノ原山木地師」(君ヶ畑29号)として6名が記され、文政10(1827)年「滝ノ原山木地師」(君ヶ畑35・36・37号)では9名が記されている。また同

じく文政10(1827)年「奥州会津滝ノ原山内」(姪谷21号)には22名の名が記され、氏子かり・御初尾・烏帽子着の上納金が記されている。山林が多く、生計は槇材の伐り出しなどに依存していた。

**栗生沢村**(現田島町栗生沢)は、『新編会津風土記』によると家数29、深山の奥にあって水田がなく、野猪が多く菜園を害するため、おもに材木を伐り出して生計をたてた。文政10(1827)年「会津南山栗生沢渡木地師」(君ヶ畑35・36・37号)には8名が記載されている。

**関本村**(現田島町関本)では、弘化2(1845)年4月君ヶ畑39号によると、「川島組関本村」として木地師小椋久四郎など4名が記されている。また嘉永2(1849)年「奥州会津南山関本山木地師」(姪谷22号)では6名が記され、氏子駈・初穂の上納金が明示されている。

**音金村**(現下郷町音金)は、阿賀川(大川)支流加藤谷川の上流部に位置し、寛永20年から南山御蔵入領松川組に属した。宝暦8(1758)年「会津大沼郡人別牛馬改帳」(阿久津家文書)では、家数63、人数307、馬16、ほかに家数11、人数53の木地集落があった。産物としてトリモチ及びヒバ木の皮で製する火縄製造でも知られた。

**桑取火村**(現下郷町桑取火)は、戸石川支流桑取火川沿岸の山間の村、南山御蔵入領檜原組に属する。貞享2(1685)年の「檜原郷地下風俗覽書」には、村民は主にかやの実取りや用材の伐り出しで稼いだ。『新編会津風土記』では家数12とある。また延享3(1746)年5月の「奥州会津南山桑取火木地屋」(姪谷13号)の氏子狩帳には14名の木地師が記されている。寛政12(1800)年(君ヶ畑29号)の氏子狩では、「檜原組安張木屋桑取火」として4名、弘化2(1845)年4月(君ヶ畑39号)に「桑取火小椋佐吉」が記され、嘉永2(1849)年(姪谷22号)の「会津御蔵入桑取火村木地師」1名が記されている。

**磯上村**(現下郷町磯上・荒石)は、阿賀川(大川)支流戸石川南岸の段丘上に位置する。

宝暦8(1758)年の「会津郡大沼郡人別牛馬改帳」(阿久津家文書)によれば家数13、人数44、馬2、また村内に木地師がおり、木地小屋数10、人数52とある。延享3(1746)年5月(姪谷13号)には、「奥州会津南山荒石小屋」として5名が記されている。また寛延2(1749)年には「奥州会津南山赤倉小屋」に7名が記されている。

**戸石村**(現下郷町戸赤)は、阿賀川(大川)支流戸石川左岸と同川と井戸沢との合流点、村の西方の木地小屋を通り、土羅入沢沿いに舟鼻峠を越えると大沼郡野尻村(現昭和村)に至る道がある。元禄4(1691)年の「万覚帳」(下郷町史資料)によれば、家数15、竈数25、人数90、馬8、木地小屋は戸石川の支流、倉骨沢と土羅入沢

との合流点にある。延享3(1746)年の家数17、竈数18、人数80(「大内峠より上郷境迄道筋御案内覚書」、下郷町史資料)とあって、木地師が来往したのは、元禄から延享の間と推定される。宝暦8(1758)年の家数22、人数106、馬10、木地小屋の家数19、人数59、戸石倉新田の家数19、人数81(「会津郡大沼郡人別牛馬改帳」阿久津家文書)、『新編会津風土記』によれば、家数本村19、木地小屋10、戸石倉新田も木地師集落であったが、この地の木地師は、これ以前に移住していた。村民は8月から11月までは炭焼きを行い、4月から10月までは仲付業に従事した(文化4年下郷四箇組風俗帳)。延享3(1746)年5月「奥州会津南山之内戸石小屋中」(姪谷13号)には、「氏子かり 御はつ 宿儀兵衛」とある。寛政12(1800)年「御蔵入戸石山木地師」(君ヶ畑29号)には8名の木地師が記されている。文政10(1827)年「南山御蔵入檜原組戸石村木地師」(君ヶ畑35・36・37号)には8名の木地師名が記されている。

弘化2(1845)年4月「戸石木地」(君ヶ畑39号)には7名の木地師名が記されている。

嘉永2(1849)年「奥州会津御蔵入同所戸石村木地師」(姪谷22号)では9七が記されている。

**日影村**(現下郷町日影)は、阿賀川(大川)支流石川右岸の山間部に立地、南山御蔵入領檜原組に属する。安永4(1775)年10月「会津南山日影領分満喜沢木屋」(君ヶ畑23号)では9名の木地師名が記され、『新編会津風土記』によると、日影村西にある「みちき沢山」にある。

**南倉沢村**(現下郷町南倉沢)は、観音川上流域の高倉山南麓に立地、『新編会津風土記』では家数18とある。文政10(1827)年「松川組南倉沢木地師」(君ヶ畑35・36・37号)に4名が記され、弘化2(1845)年4月「南倉沢小や」(君ヶ畑39号)には3名が記されている。嘉永2(1849)年5月「松川組(南)名倉沢木地師」(4名)、「同山」(3名)、「(南)名倉沢山木地師」(2名)(姪谷22号)とある。

**原村**(現下郷町原)は、阿賀川(大川)支流戸石川左岸に位置し、周囲を高山で囲まれた山村、『新編会津風土記』によれば家数5とあり、嘉永2(1849)年「会津御蔵入戸石郷原村木地師」(姪谷22号)によれば、木地師小椋伊兵衛の名が記されている。

**桜山村**(現下郷町中山)は、阿賀川(大川)の支流大沢川上流域の山村、南山御蔵入領檜原組に属する。嘉永2(1849)年「桜山村木地師」(姪谷22号)には、木地師伝十郎の名が記され、御初尾(穂)50文、氏子かり6分を上納している。

**野際新田村**(現下郷町野際新田)は、下野国那須郡三斗小屋に通じる大峠の麓にある宿駅村、弘化2(1845)年4月「野際木地師」(君ヶ畑39号)には2名、嘉永2(1849)年5月21日「松川組野際木地師」(姪谷22号)に小椋庄八・小椋庄之丞の名が

記されている。

入小屋村（現南郷村東）は、伊南川の支流小屋川上流の南岸、駒止峠の登り口に位置し、駒止峠を越えると針生村（現田島町）に通じ、村を下ると中小屋村（現南郷村）を通り山口村（現南郷村）に達する。寛永20（1643）年から南山御蔵入領古町組に属した。「天明8年御廻国使案内手鑑」（馬場家文書）によると、家数26軒、ほかに木地小屋10軒、人数100とある。また『新編会津風土記』では、家数27軒、ほかに木地小屋駒戸6軒がある。

この木地小屋駒戸は、駒止峠の山麓、小屋川の支流戸板川のそばにあったことから戸板と呼ばれていた。現館岩村の菊地家蔵の「系図」によると、宝暦6（1756）年に針生村（現田島町）から戸板に移り、その後39年間木地の生産を続けた。寛政7（1795）年にいたって、保城（現館岩村）に移住したといわれるが、先述した天明8（1788）年の廻国使案内手鑑では10軒、『新編会津風土記』には6軒が住居しているので、完全な移住はその後とも考えられる。「南山木地師戸板集落に生きた人たち」（安藤紫香著）によれば、戸板木地師の集落跡は、国道289号の線路に一部かかるが神社跡とともに残されている。その東、駒止トンネル入口近くには、寛延3（1750）年から文化8（1811）年までの墓碑およそ46基、谷を隔てて対岸の山腹には3基が残っている。また明和7（1770）年6月「大皇大明神宮社造営募縁簿」（君ヶ畑48号）には、「会津南山伊南駒止峠木地師」として惣頭庄治郎・下頭吉右衛門など12名の木地師が記されている。安永4（1775）年10月「奥州会津郡駒戸山木地師」（君ヶ畑23号）では、14名の木地師が書き上げられている。また寛政12（1800）年4月「会津郡伊南入小屋木地師」（君ヶ畑29号）には、木地頭小椋吉之丞をはじめ5名の木地師が記されている。文政10（1827）年「伊南古町組谷町木地師」（君ヶ畑35・36・37号）によると、小椋庄之丞・吉之丞・武八・善助の4戸家族27人が依然として戸板に残っていたことが知られる。

布沢村（現只見町布沢）は、布沢川上流の谷間の狭い平地と斜面に位置し、本村から北東へ吉尾峠を越えて野尻組へ向かう道と北へ松坂峠を越えて大塩組の大岐村（現金山町）への道の分岐点であった。天明8年御廻国使に随行した地理学者古川古松軒が、布沢の辺が嶮山であったことがその著『東遊雑記』に記されている。『新編会津風土記』には、家数本村19、小名浮島5、田沢3、水無2、夕沢9、大田3、毘沙沢5、川和具1、端村吉尾3、木地小屋田沢8とある。吉尾は木地師集落であったが、昭和44（1969）年8月の水害で移転し、現在集落はない。

「南山御蔵入布沢山大田・綱木木地師」（『布沢木地師集落調査報告書』只見町教育委員会、昭和5.6.8）によると、「この布沢村のうち太田、夕沢、吉尾地区に、天明年代（1780

年代）から木地師が入り轆轤木地をはじめ、そのうち太田地区には天明時代から、吉尾地区（綱木）には弘化年代（1840年代）らか、夕沢地区（熊の沢）には明治中期（1880年代）から木地師たちが木地を挽いた」とある。近江国（現滋賀県）愛智郡小椋莊君ヶ畑の「高松御所」系による氏子狩帳と蛭ヶ谷の「筒井君文書」系の氏子駈帳によると、布沢村で木地の仕事をしてきた木地師は、記録の上ですべて布沢木地師として取り扱われていたが、綱木木地師について、安政4（1857）年蛭ヶ谷氏子駈帳では、布沢木地と綱木木地と別々に記帳されている。

寛政12（1800）年「同国布沢木屋木地師」（君ヶ畑29号）には、布沢村端村木地小屋田沢、家数8軒で3名の木地師が記載されている。また文政10（1827）年「伊北和泉田組布沢木地師」（君ヶ畑35・36・37号）には、9名の木地師が記されている。弘化2（1845）年4月「布沢木地組頭」（君ヶ畑39号）には、7名の木地師が記帳されている。安政4（1857）年（蛭谷25号）の「蛭谷氏子駈帳」には、「会津御蔵入会津郡布沢山木地師」として11名の木地師が記され、同じく「同山綱木木地師」として4名が記され、全木地師が小椋姓であった。

多々石村（現伊南村多々石）は、伊南川支流の小滝川右岸に位置する。「只石」・「唯石」などとも記され、『新編会津風土記』では家数16戸とある。本村南部には木地小屋があったと伝えられ墓石だけが残っている。

岩下村（館岩村岩下・番屋）は、現館岩村の東端に位置し、集落は館岩川上流の東岸に位置する。寛永10（1643）年から南山御蔵入領鬮斗戸組に属す。『新編会津風土記』によれば、家数は本村10のほか東に1軒あり、木地小屋上沢3とある。文政10（1827）年「岩下山戸倉沢」（君ヶ畑35・36・37号）には、6名の岩下木地師が記帳されている。また弘化2（1845）年4月「岩下山かずま」（君ヶ畑29号）には、小椋儀左衛門・小椋織右衛門・小椋藤太ら3名の木地師が記載されている。この「かずま（数馬）」は、『新編会津風土記』に記されている岩下村数馬沢をさしている。嘉永2（1849）年「同郡岩下山木地師」（君ヶ畑39号）の氏子駈帳だが3名が記載されている。安政4（1857）年「会津御蔵入岩下山木地師」（蛭谷25号）7名が記されている。

八総村（現館岩村八総・高杖原）は、番屋川と中山沢の合流点の右岸、中山峠の麓にある。八相とも書かれ、館岩川北岸、旧中山峠の登り口に位置する。寛永20（1643）年から南山御蔵入領鬮斗戸組に属す。文政10（1827）年「八総山木地師」（君ヶ畑35・36・37号）には、5戸総人数41名が記されている。また同じく文政10（1827）年「立岩弥総（八総）山木地師」（蛭谷21号）では6名、「八総熊倉山」では5名が記載されている。弘化2（1845）年4月「八総紫倉」4名・「八総山手取」3名の木地師が書き上げられている（君ヶ畑39号）。嘉永2（1849）年「奥州会津郡立岩八

総村山手取木地師」(蛭谷22号)では5名、「会津御蔵入立岩郷八総山紫蔵木地師」では8名の木地師が記されている。

昭和25(1950)年から同28(1953)年にかけて、保城集落(現館岩村森戸)の木地師たちが、地内東部の高杖原(八総)の開拓を許可され、移住して集落を形成した。

**森戸村**(現館岩村森戸)は館岩川の北岸で同川に合流する保城川流域に位置した。寛永20(1643)年からは南山御蔵入領熨斗戸組に属した。木地小屋保土(保城)は、本村より1里(約3.9km)ほどある。『新編会津風土記』には、家数本村31、ほかに木地小屋保上9とある。保上は、寛政7(1795)年に北方の戸板(現南郷村東)から移住したことが、「寛政7年4月村定和談証文」(『福島県史』10(上)543頁)でも知られる。木地師たちは製造した椀の荒形などを北東の保城峠を越え、田島(現田島町)や若松城下に出荷した。昭和28(1953)年保城の木地師は高杖原に移住し、現在は農業に従事している。高杖原の菊地家には<sup>うぐいす</sup>繪旨・免状写し・諸種の手形・系図などが保存されている(『館岩村史』第2巻資料編1 第4巻民俗編)。

寛政12(1827)年「会津郡熨斗戸組森戸木地師」(君ヶ畑29号)では7名の木地師が記帳され、文政10(1827)年「熨斗戸組森戸保城木地師」(君ヶ畑35・36・37号)では、家数10軒、総人数56名が記されている。弘化2(1845)年4月「森戸山大内沢」5名、「森戸保城木地師」では10名の木地師が記されている(君ヶ畑39号)。嘉永2(1849)年「会津御蔵入立岩郷保城木地師」(蛭谷22号)では、14名の木地師が記帳されている。安政4年「森戸保城木地師」(蛭谷25号)には13名の木地師が記帳されている。

**熨斗戸村**(現館岩村熨斗戸・新田原)は、館岩川の右岸に位置する。文政10(1827)年(君ヶ畑35・36・37号)「江州渡木地師人別扣・奥州会津郡立岩熨斗戸山木地師」として、木地師4戸と総人数30名(男16・女14)が記されている。文政10(1827)年「立岩乃しど山」(蛭谷21号)の「氏子駈帳」には木地師8名が記帳されている。弘化2(1845)年「熨斗戸山矢竹」(君ヶ畑39号)には2名の木地師が記されている。嘉永2(1849)年「立岩野志戸山木地師」(君ヶ畑22号)では2名の木地師が記されている。

**水引村**(現館岩村水引)は、水引川(湯の岐川)左岸の標高およそ800mにある。寛永20(1643)年から南山御蔵入領熨斗戸組に属す。『新編会津風土記』では家数15軒、文政10(1827)年「奥州会津水引山木地師」(君ヶ畑35・36・37号)は、木地師2名、総人数16名(男9・女7)、嘉永2(1849)年「同郡水引山木地師」(蛭谷22号)には木地師2名が記帳されている。安政4(1857)年「水引山木地師」(蛭谷25号)には木地師2名が記されている。

**木賊村**(現館岩村宮里)は、小高林村の南、西根川左岸にあり、東西とも山に挟まれ

た谷間の村で、標高750m前後に位置する。文政10(1827)年「同国同郡木賊山木地師」(君ヶ畑35・36・37号)に4名が記帳されている。文政10(1837)年「奥州会津立岩郷木賊山(飛驒より移り木地師)」(蛭谷21号)には4名の木地師が記帳されている。

<sup>かわかみ</sup>**川衣村**(現館岩村宮里)は、木賊村の南、西根川左岸にあって、同川最上流部に位置する高冷地の集落、『新編会津風土記』には家数18とある。嘉永2(1849)年5月「奥州会津御蔵入河衣山木地師」(蛭谷22号)に2名が記帳されている。

(執筆 菅田 宏)

## 第2節 会津の桐材

会津地方の只見川や阿賀川流域は、桐の生育に適した良質の会津桐の産地である。この地方では、女の子が生まれたら桐を植えるという風習があり、娘の成長とともに嫁入りの時、タンスや長持を作る材料や換金作物として大切に栽培されてきた。会津では桐の木を「きんのき(金に木)」と呼ばれ、桐畑にはむやみに足を踏み入れることを忌む風習があった。桐栽培は藩の重要産業として増産を試み、天保13(1842)年耶麻郡笹川村(西会津町)の連沼重左衛門に命じて実生による苗木づくりを試みたが、成功しなかった。しかし幕末滝谷組西方村(三島町)の小松中正と佐久間忠吉が考案したといわれる分根法育苗が成功し、以後苗木の移植が進み会津桐の基礎となった。

桐苗木づくりについて、昭和45年5月の広報紙「みしま」に苗木づくり一筋という取材記事があり、要約すると次のようである。

三島町といえば会津桐、その中でも宮下は地味の関係でか育ち素性が良く、1本30万円、50万円という木ができる。良い桐は太く、丸く、まっすぐに伸びた幹と、四方八方に張った根の力強さがあり、直根がなくしかも幹が真っ直ぐでなければならない。

この時の取材相手であった三島町の酒井源佐さん(当時77歳)は、苗木の仕立てについて年間70本位で、自家用に作るが最近では譲ってくれという人が多いという。苗木仕立てのコツについては、別にコツはないが、まず根伏せを斜めにすること、以前人の指導で真っ直ぐにすると根張りが良いといわれたが、うまくいかなかったという。苗木にする仕込み根は1~2年生から取り、畑は肥えた排水の良い土地で日照が良い所に限定される。土地は時々替える。肥料は桑用の配合肥料と、人糞尿を使う。本畑に植える時の注意は、まず苗木は根回しを良くして、なるべく根をそっくり掘ること、労力はかかっても根を痛めないようにすることで、そうするとその後の生長が早い。植え付ける時は、根に丁寧に土をかけて空間ができないようにする。

植え畑は完熟堆肥を入れて良く耕しておく。植えた年は二度肥料をやる。金肥と人糞尿が堆肥

が良い。育ち始めたらこの3つを適当に追肥する。成木になったら、堆肥を多くする。桐の育つ条件は、肥料を多く土がふくらんでいて、日当たり排水の良い所といえる。簡単に言えば、畑を歩いて足の裏が、ふわっとめり込むような所が良い。それと根周りは草を取って、耕さずに日当たり風通しを良くしておく、虫や病気になる土をふくらますには、木の葉、枝草、ゴミ等を入れて良く耕す。これが一番良い。三島町は、会津桐が多く植えられるようになったが、このへんは桐の育ちは他地方に比して遅く、材がかたく、木目が美しいので高価なものが出る。そのかわり、換金するまで20年から30年かかる。一方ではラクダ桐のように早く育てて木目にかまわず、枝下は3m位で太らせるやり方もあるが、この辺では育ちが遅いので、会津桐のメモノ（目のこんだ硬い）を作った方が良い。

以上、広報「みしま」に会津桐栽培についての実際が記されている。会津桐の品質は、特有の気候と土壌により、高品質の桐材として珍重されている。会津桐は、年輪が明瞭で光沢があり、材質が緻密で割れにくい特質を持っている。このような会津桐は多くの生活用品や工芸品として利用されている。

その一つに桐下駄がある。桐下駄は軽く割れにくい、それに減りにくい特長があり、生活必需品の一つでもあった。桐下駄作りは、丸太を長さ八寸位に輪切りにする玉切りをし、下駄・あしだなどの木取りをし、墨かけをする。これを挽き割って木片をつくる。これを地といい、1足分の素材となる。木片に墨を入れ、下駄の形に切ると戸外に高く積み上げ1～2か月間自然乾燥を行う。乾燥を終えると型をあてて、男物・女物・子供物等分けて大きさや歯の寸法をとりノミやカンナで形を整える。仕上げに花緒の穴を開け磨いてできあがる。



桐下駄の自然乾燥

### 第3節 会津ブナ材の太鼓胴

太鼓桐は奥会津地方の豊富なブナの自然林の大木から作られる。胴作りは荒胴と呼ばれる太鼓屋へ売る製品作りが中心で、昔は冬に山へ入って泊まり込みで作られた。ブナは冬は生長が止まっているので水分が少なく、この時に伐採する。3～4人で山に入り簡単な小屋を掛け、1か月位現場に泊まり込んで胴作りをする。

胴作りはブナの原木を伐採し、寸法を測って印をつけ、その場で玉切りをする。クサビを打ちながら慎重に切る。切り口にブンマワシというコンパスの要領で円状に線を書き、

中彫りを行う。ホリヨキという斧で切り口の両面から内側を彫り抜く。その後荒作りといって外側を丸みをつけて削る。次に切り落としといて、内側に丸みをつけるように削る。木口の寸法を測りながら、木口を削って直す。これを木口直しという。さらに木口の内側をブッカキというノミで仕上げる。仕上げとして外側をチョウナや鉤で削り、内側を見ながら身の厚さが平均かを確認しながら内側を削り、荒胴ができあがる。これを東京などの太鼓屋へ売る（『図説福島県史』）。

### 第4節 樹皮織物

植物の皮から繊維をとり、衣類を作るのは、古くから人々のの中に行われ、巧みに利用されてきた。自然の樹木から採取したり、あるいは栽培し材料の取得に工夫をしながら繊維として利用してきた。主なものには、科、藤、苧麻、麻などがある。

#### 1 科

科の木はシナノキ科の落葉高木で全国に自生する。材は彫刻・下駄・鉛筆等に利用され、樹皮は繊維として布・ロープ等に利用される。科の木皮は、福島市周辺でマダ、会津山地方ではモウダという。衣服の繊維は樹皮の内側のアマカワといわれる部分を使う。樹皮の採取法は科の木を根元から切り倒し、樹皮を剥ぎ取るが、その時期は木に水分が多い6月頃が適しているという。若木は樹皮も柔らかく布にできるが、老木は藁やハバキ（足のすね当て）等にする。採取したアマカワをマダカワといい、灰汁かで半日ほど煮る。これを川で約2週間晒して、天日乾燥すると糸にできるようになる。これを薄く剥ぎ細く割く、これを数本撚りあわせて糸にする。撚りあわせた糸を輪にして、吊し下にも棒をさし重りをして、縮むのを防ぎながら乾かす。

科の糸は地機や科機といわれる機織機で、織った布をシナダ織といわれ、作業衣や蒸籠の敷布等を織る。

#### 2 苧麻（カラムシ）

カラムシは、イラクサ科の多年生草木で、自生するが一部栽培されて繊維の材料とした。近年、昭和村で村おこしのため栽培と織りに力を入れ、全国から募集した織り姫は人気を集めている。昭和村及び会津地方のカラムシは、古くはそのほとんどが越後縮みの原料として、売り渡したもので、栽培が中心である。

栽培法は、5月に肥えた畑に約15cmの根を約7cm間隔で置き、その上に土をかけ、畑全体に植える。その年は芽が出て雑草を取りそのままにし、繁茂したままにする。翌年春に雑草を取り芽を畑一面に敷いて、火を付け「カラムシ焼き」を行う。表土を焼いて雑

草を退治し、また肥料にするという昔ながらの農法でもある。安全のため夕方に付ける。盛んな頃（大正時代以前）はあちこちで焼く火は夜空を焦がし壮観であったという。「カラムシ焼き」が終わると翌日に糞尿肥料を畑一面にかけ、さらに堆肥を散らしておく。畑の周囲に杭を立てて茅をめぐらせて風よけのため垣根をつくる。

カラムシの製糸の方法は、7月末には高さ2m位に伸び、これを刈り取り葉をしごき落とし、太さや長さによって振り分けをするが、「おやそ」・「かげそ」・「したそ」の3段階に分ける。「おやそ」は4尺8寸、「かげそ」は4尺6寸、「したそ」は4尺6寸に満たないもの。これをそれぞれ藁で束ね清水に浸す。1時間から1時間半で水からあげ、皮をむく。これを「カラムシはぎ」という。束ねて水につけた後表皮をとる「カラムシ引き」を行う。「カラムシ引き」は、主に女の人の作業で板の上に金具で引いて表皮を取り除く。この時水をつけながらカラムシの青水や表皮の残りをきれいに取り除く。この「カラムシ引き」は、熟練が必要で子供のうちから練習をする。上手に引くと銀色になり、青白い美しい色になる。畑で強い風にあてると茶色の斑点がでてしまい、引くとき選別しておく。引き終わったものを「からそ」といい束ねて座敷に竿に通して2日位陰干ししてから貯蔵する。買人が来たときその年のをまとめて売る。（昭和村産業課編『からむしについて』）

「からむし」の栽培法は、江戸時代に会津幕内村（現会津若松市）の佐藤与次右衛門が貞享元年（1684）に著した『会津農書』にすでに出ている。それには次のようにある。

芋作様 山畑里畑共に芋は秋中より春へかけて馬糞其外塵り芥の類をかけて置いて春になりカラムシ七八寸余に生べたる時に散し置たる糞を天気を見て掻き<sup>15</sup>干して焼くべし初<sup>16</sup>畑の表土を成程薄く削<sup>17</sup>べし若し畑堅くは<sup>18</sup>椀を散してよし。

芋苧は六月土用の内刈り即ち菜をもぎり捨て其俣川へ浸し跡より取上て剥き夫より直に引くべし刈<sup>19</sup>共に一度究む物なれば一日も刈置事は不<sup>20</sup>二番ホキは其俣置て八月節稲刈時刈るべしカラムシ畑焼を火耕と云ふ也

とあり、江戸時代中期にはカラムシ栽培が会津地方に普及していたと考えられる。カラムシは前述のように古くは糸の材料の生産がほとんどで、製糸と織りは越後（新潟県）小千谷地方で麻と同様織られ製品化された。

（執筆者 村川 友彦）

## 第3章 漆・蠟と会津漆器

会津の伝統産業の一つである会津漆器の生産は、中世末の蘆名時代の宝徳年中（1449～51）から始まり、近世に入ると、天正18（1590）年豊臣秀吉の奥羽仕置と蒲生氏郷の入りによって、京上方の産業と文化が根をおろした。また氏郷は、日野から連れてきた町人や職人、とくに日野椀の職人、塗師、それに近江国（滋賀県）の君ヶ畑からの木地頭と木地師たちなどが移住した。また歴代領主たちが漆木栽培の奨励と漆・蠟の買い上げなどをおこなった。

この稿では、会津の漆木・蠟についておよび会津漆器については、初期の会津漆器、北方の漆器業および若松城下の漆器業について、藩政の推移との関連で述べてみたい。

### 第1節 会津の漆と蠟

#### 1 初期領主と漆・蠟の保護奨励

##### (1) 蘆名氏から蒲生時代の漆と蠟

会津の特産品としての漆と蠟について、「蠟漆旧記」（『喜多方市史』5（下）334頁）・「漆木始及分限抜方関係書」（前掲同書18頁）によって、とくに漆木の植樹や育苗、漆汁の採取、木の実の拾集や蠟絞りは、蘆名盛信の宝徳年中（1449～51）から始まったといわれる。当時は漆・蠟の販売は自由で、御用蠟入用のときは時の相場値によって買上げていた。しかし野武士や給人（領主から恩給を与えられ家臣化した在地武士）のなかには、農民から年貢として取り立てて売っていたようだが、品位も厳しい格付けもなかった（『喜多方市史』2近世50頁）。

また轆轤挽木地に赤黒漆をぬって椀・盆・鉢などをつくらせていたことが知られている。しかも高田伊佐美神社の朱塗神輿は、大永6（1526）年蘆名氏が献上したといわれ、この他にも漆工芸品が伝存しているが、これらの遺作が会津でつくられたものかは確証はない。天正17（1589）年6月、蘆名義広が磐梯山麓の摺上原で伊達政宗に敗れ、翌18年8月、豊臣秀吉が会津黒川に入部して奥羽仕置をおこない、会津の領主に蒲生氏郷を配した。同年8月9日に出された「奥州会津検地条々」（『白河市史』6近世1、12頁）によると、そのなかの一条に「一漆木見計、年貢可相究事」とあって、漆木に年貢を賦課されることになった。

蒲生氏郷の会津黒川入部と七層の天守を構えた大規模な築城と城下町づくり、黒川を若松と改めた。氏郷は前任地である近江国（滋賀県）の日野から町人や職人を移住させ、日野町（のちの甲賀町）に屋敷を割り当てたといわれる。また近江国の君ヶ畑から木頭佐藤和泉、新助と木地師5人を呼んで屋敷をあたえ、同国愛智郡島村からは古川和泉守を頭とする塗師46人を招いて、城下若松、小荒井、<sup>きたかた</sup>北方に分住させた。

大町三ノ町東隅には、間口6間、奥行15間、総2階建てで通称、漆大屋敷と呼ばれ、そこで日野椀製法が伝習されたといわれる（『大系日本福島』産業と経済255頁）。

このように蒲生氏の日野漆器の移植によって漆・蠟の需要が高まったこともあって、氏郷が文禄3（1594）年に実施した検地でも、「文禄3年10月大沼郡中津川くい丸検地帳」には、漆木をはじめ桑の本数が記されている。

## (2) 上杉・再蒲生時代の漆・蠟役

慶長3（1598）年1月、越後国（新潟県）春日山城主上杉景勝は、120万石で会津若松城主となり、入部と同時に年貢の平均率を大幅に引き上げ、慶長4（1599）年6月には、会津4郡中の漆木の本数を、目通り4尺回りのもので、19万8,624本を数え、漆木役として漆木1本から木の実1升5合、蠟にすると150匁を納めることを定め、その余りは農民が自由にしてもよいとされた。慶長6（1601）年5月には、役木1本に対して年貢蠟21匁を納めることとなったといわれる（『喜多方市史』2近世18頁）。これによって従前の15匁に較べ6匁の増徴となった。さらに年貢外の農民手持蠟（余蠟）は、藩が買上げ、値段をきめるにあたっては、蒲生氏以来の買値を平均し、銀15匁に6貫400匁の値段で買い上げることし、慶長4年より低価格となった。これを大買蠟と称し、蠟の年貢増徴と大買蠟の制度化がおこなわれるようになった（庄司吉之助「会津の漆と蠟」『日本産業史大系』3東北地方篇160～176頁）。

このように領内から漆・蠟の増加にともない、上杉氏は領内村々の検地と同時に漆・蠟などの調査もおこなった。「慶長4年出戸村検地帳」では、現在の耶麻郡西会津町出戸の検地帳だが、漆6盃（1盃=250匁）、漆木6本、蠟4貫200匁、枯木40本、若木30本、桑の木80本など詳細に記載されている。

上杉景勝は、慶長5年の関ヶ原の戦いに石田三成らの豊臣方に味方して敗れ、120万石のうち90万石没収されて、米沢30万石となった。かわって会津には、蒲生秀行が下野国（栃木県）宇都宮18万石から60万石に加増され、再び会津に入部した。

しかし慶長17（1612）年蒲生秀行が没し、忠郷が跡を継ぐと、慶長19年10月には、中木100本役を基準として、上々30本、上50本、下130本、下々160本の5段階に分けた。これを田畑における石盛の仕方の適用と思われる。

その後、元和6（1620）年にいたって、農民側からは6匁増徴は加重な負担だとし

て、大買蠟値段が安すぎるとして訴訟となった。藩側は、これを許さずかえって、漆蠟年貢の固定化と蠟買上制の定着化をはかった。元和8年には、さらに漆・蠟買上制の強化をはかったといわれる。

## (3) 加藤氏と漆蠟専売制の促進

寛永4（1627）年1月蒲生（松平）忠郷の死去によって蒲生家は廃絶し、同年2月加藤嘉明が40万石で会津若松城主となったが、嘉明は、同8（1631）年9月に没し、その子明成が襲封した。明成はただちに小買蠟の値段を定め、役木1本に蠟8匁、金1分に2貫目値段と定め、木の実の不作の年は金納とすることを定め、また漆奉行、蠟燭奉行などの分限ができ、大買蠟については、農民の願いによって役木1本から定役として納めることとし、御年貢蠟21匁と小買蠟8匁を合算し、29匁の半分、即ち14匁5分の5分を切り捨て、14匁として年々納めることを定め、農民が納める役蠟は、こうして御年貢21匁、小買蠟8匁、大買蠟14匁と定められた（『喜多方市史』2近世19頁）。さらに余蠟のある場合には、6段階を設け、金1分に上蠟1貫825匁、中蠟1貫900匁、下蠟1貫975匁、下々蠟2貫50匁、下々々々2貫200匁の値段で買い上げることを定めている。

漆については、寛永6（1629）年12月、加藤氏の郡代守岡主馬の名で漆木の高さが1丈（10尺）あれば、漆役一匁を課することとし、寛永10（1633）年からは、役木1本から1匁を納めることが定役となった。同13年には、当時の奉行実川又右衛門によって、漆の抓めない時は、金1分に1杯2合5匁の定めとして金納とし、納入後さらに余分の漆がある場合は買い上げることを約している。また蠟について「蠟漆日記」（『喜多方市史』5（下）335頁）によれば、寛永9（1632）年11月、蠟絞りは釜本に限ること、漆木の二番抓きはしないこと、毎年漆木の増殖をはかることとし、違反者は曲事とすることが申し付けられた。漆木実の歩積もりについても、畑で育成された漆木であれば、木実1斗の収量であれば1本役と定め、この木実から絞る蠟は150匁程度として、年による豊作・不作を勘案して納めさせた。

こうして年貢蠟、大・小買蠟、御用蠟、歩蠟の4つの蠟制度は、蒲生・上杉・加藤・再蒲生・加藤の4代にわたって次第に整備され、農民の訴訟による努力もむなしく、農民の手許に残った余蠟についても、藩の政策が強化され、収奪されてついには専売制を確立するにいたるのである。漆木は慶長4（1599）年19万8,624本であったが、寛永16（1639）年には、20万3,109本に増加したが、それ以上に収奪が厳しくなったことも見逃せない。

## 2 会津藩保科松平時代の漆蠟制度

寛永20（1643）年7月、加藤氏にかわって、出羽国（山形県）から保科正之が会津23

万石で入部し、同時に南山御蔵入領5万2,000石余を私領同様の取扱いで預かった。保科正之は、三代將軍家光の異母弟にあたり、御家門大名として三代正容のとき、松平の姓と葵の紋を許された。

保科正之は入部後、城下や領内各地を巡視し、矢継ぎ早に法令を発して領地・領民の掌握につとめた。寛永20年8月23日、早速、郷村に対して19カ条からなる郷村収納方の条目を発した。そのなかに漆蠟に関しても次のように定められていた。

「(前文略)

(七) 漆抓きは、木の大小により前から寸法がきまっている。まして、木の所有者(漆年貢の納入者)が、他人に請けさせてはいけない。

(八) 御年貢蠟・小貢蠟・相場蠟とも、蠟絞りは、今後続けられないものにはやらせず、前々通りにせよ。(以下略)」「(会津若松市史)2、195~196頁)

とあって加藤氏の時代にはほぼ確立した漆蠟の貢納制と藩専売制をより一層強化されることとなった。

寛永20年、加藤氏からひきついだ当時の「城付蠟漆帳」には、漆木26万1,248本、漆2,612盃余(漆木1本定納1勺1盃250目)、蠟方1万1,232貫余とあって、加藤時代の寛永16年の20万3,109本より役6万本増加したことになる(庄司吉之助「会津の漆と蠟」『日本産業史大系』東北地方篇164頁)。

その後、累年増加し、元禄15(1702)年には100万4,605本と100万本を突破し、寛保2(1742)年には、180万9,726本とピークに達した。この増加はいうまでもなく藩の財政確保の上からの増植の強制にほかならなかった。

藩は正保元(1644)年12月、会津蠟の商人による売払をやめ、蔵屋敷の性格をもつ蔵本を江戸に設け、蠟が領外に移出される最終段階まで見届けることになった。また正保4(1647)年3月には、漆木植栽を奨励強行した(『会津藩家世実紀』第1巻261頁)。藩は宝永4(1707)年10月、漆の販売を家臣給与、江戸御用、町中払下の3分割をおこない漆割付とした(『会津藩家世実紀』第5巻534頁)。これは、蠟の家中払下げによる武士による還元化、町の蠟燭屋の需要および江戸での藩販売の拡張のためにほかならなかった。すでに藩政の中核も三代松平正容のときに整備され、領内政治にあたる会所では財政・民政を担当したが、元禄2(1689)年編纂された「旧證類聚」(『会津若松市史』225頁)には、会所その他の職務内容について記されてそのなか「一、売蠟の指紙ならびに筵糸立の手形」・「一、塗師小屋より渡し候物手形」・「一、蠟燭ならびに蠟小払(藩よりの払出し)手形」などが会所に承認の印を押すべき物件や書類の書上げのなかにふくまれた。また御奉行衆の判形覚には、「一、大工・木挽・屋上葺・蠟燭掛帳・付師其外費用金勘定の上宛手形」として記されている。

また藩の厳しい統制にもかかわらず、その網をくぐって蠟売買はかなりみられた。承

応3(1654)年あるいは明暦年間、寛文5(1665)年、延宝6(1668)年など、「家世実紀」にも再々の禁止令にもかかわらず、蠟漆の脇売はなくなった。貞享2(1685)年には、密告奨励までおこなった。それでも元禄3(1690)には、南山御蔵入地から蠟を持ち運んで売っているものがあったという。正徳3(1713)年2月には、蠟漆上役有賀清兵衛が巡見した結果、街道筋の取締りを強化したといわれる(『会津藩家世実紀』第6巻35~36頁)。また大目付配下に組みこまれた抜蠟見張り役の「目明」には「かつて悪事を好み候者たちからえらんだ(前掲同書43頁)といわれ、「前歴の者の方が、悪事を見抜きやすいだろう」という判断からであったという。藩は、ほどほど抜蠟に手をやいていたことがうかがえる。こうして同年7月28日には、これまで吟味頭の支配下にあった「蠟漆木役人」は、「付人」の名を改め「蠟漆改之者」と呼ばれることとなり、蠟漆上役有賀清兵衛の直屬とした(前掲同書64頁)。

正徳2(1712)年7月6日、会津藩は、改めて蠟漆木に関する5カ条からなる定書を発し、役人が大勢で郷村へ出向いて地下(一般農民や庶民)に痛みをかけぬよう、郷頭・肝煎共はきをつけて郷村へ漆木を植えさせるよう、粕蠟までも取りちらさないようなどという定書であった(『会津藩家世実紀』第6巻112~113頁)。さらに8月4日には、14カ条からなる蠟釜本および漆の植立に関する詳細な定書がだされた(前掲同書116~117頁)。

享保年間に入ると、享保12(1727)年間1月には、11カ条からなる蠟漆木条目がだされた(『会津藩家世実紀』第7巻136~138頁)。また享保17年には、藩主松平容貞が8歳で襲封したため、幕府から国目付として御使番高木酒之丞正栄、小姓組赤井五郎作忠通が派遣され藩政を監察し、領内に巡見をもおこなった(菅田宏「江戸幕府の藩政監察について—国目付の派遣を中心として—」、『福島県歴史資料館研究紀要』第16号)。

このとき、会津藩から国目付に対する報告のなかに漆蠟紙納高について次のように記されている。

「(前文略) 漆蠟紙納高之義ハ三ヶ年之納取調、漆之儀享保十四年ハ五百九拾杯壹合五勺七才壹毛、同十五年七百四拾杯六合、同拾六年八百拾壹杯七合式勺三才、蠟は享保十四年九千九百貫九百三拾目、同十五年六万九千九百貫四百式拾目、此年故肥後守当地拝領以来之大生リニ有之候、同十六年八千六百五拾五貫五百三拾目、(以下略)」

(『会津藩家世実紀』第7巻472頁)

また藩は、この年領内の漆木調査したといわれ、別表「享保17年漆木改め郡別本数」のとおりである。漆木の会津領内での分布は、南会津郡の御蔵入領を除いては、耶麻郡の11万2,500本が最高で、次に河沼郡の7万8,700本、小川庄1,500本、大沼郡1万8,900本と続き、このほかに猪苗代・田代組などに分かれ、26万1,200本に達する。



(別表) 享保17年漆木改め郡別本数

| 郡名     | 漆木本数            | 組名                             |
|--------|-----------------|--------------------------------|
| 大沼郡    | 18,929本 7分 0厘   | 中荒井、高久、橋爪、高田、青木、滝沢の諸組          |
| 耶麻郡    | 112,502 3 0     | 熊倉、小田付、五目、吉田、小荒井、慶徳、塩川木曾、小沼の諸組 |
| 河沼郡    | 78,766 0 7      | 野沢、青津、牛沢、坂下の諸組                 |
| 河沼郡田代組 | 387 8 0         | 但し増木は河沼郡へ加わる                   |
| 猪苗代    | 2,405 0 0       | 但し増本分は耶麻郡へ加わる                  |
| 小川庄    | 51,582 0 0      | 外に180本増木あり                     |
| 計      | 261,288 6 1     |                                |
| 漆      | 2,612盃 4合 8勺 6才 | 但し1盃に付き 2.80匁宛 1本より1勺宛         |
| 蠟      | 11,233匁 690匁余   | 但し1本役 43匁 (三役にて)               |

注) 「御判帳集註」より『日本産業史大系』3 168頁

このように会津藩の蠟漆政策は、享保年間にいたって、慶長以来の諸規制を再編して専売制を強化したことが、享保11年の漆木152万本から元文3年の175万本増植の成果とみることができる。さらに寛保2(1742)年には180万本に達し、会津藩の漆木本数の頂点に達する。

このような蠟漆木の生産増強策は、藩財政における収益面では、享保20年から延享元年までの専売蠟収益金は1万9,825両、それは米の金納分1万4,840両と比較して約5,000両以上の増収益であった。藩財政にとっては大きな利益であった。しかし、明和8(1771)年から安永9(1780)年までの蠟収益金は3,965両であった。

しかし会津藩における慢性化した藩財政は、一向に回復のきざしがみえず、これに追い打ちをかけるように天明の飢饉に見舞われた。天明8(1788)年將軍代替りの諸国巡見がおこなわれ、奥羽松前の巡見使として御使番藤沢要人、小姓組川口久助、書院番三枝十兵衛らが派遣され、とくに許されて地理学者古川古松軒も加わった。古松軒は巡見の道中を『東遊雑記』という紀行文にまとめたが、そのなかで会津の蠟・漆木については、次のように記している。

「(前文略) 世に会津蠟と称して、この地に蠟を名産と聞きしに、年久しく櫃の木に運上をするようになりしゆえ、百姓畑を潰し植えても利薄きゆえに、自然に櫃に木も少なくなり、昔時ほどに出ず、蠟も名のみになりぬ、運上の利は眼前に益あるようなれども、後年にはその名産も失うようになり行くものなれば、その他役人これらのことにも心得あるべきものなり。」

また別の箇所では、次のように記されている。

「この辺下々国にして、諸品不自由いばかりなく、蠟燭・漆の外は産物もなく(以下略)」

(『東遊雑記』東洋文庫16~17頁・27頁)

会津藩の蠟・漆木に対する厳しい眼が向けられた。天明7(1787)年2月、会津藩家老田中二郎兵衛玄幸によって藩政改革の大綱が示された。その改革の目標は、疲弊した農村の復興と町方・村方の支配のしくみを五人組を基礎にきちんと定めること、藩財政をたてなおすことにあった。とくに殖産興業策では、歴代藩主が蠟・漆の必要から漆木の栽培をすすめてきた。漆器は、家老田中玄幸の藩政改革によっていっそうの発展がみられた。

天明元(1781)年・寛政元(1789)年両度にわたって塗職人の出稼ぎを禁じ、寛政4(1792)年京都より工人木村藤蔵を招き髹漆蒔絵・消金粉蒔絵を伝習、同様に京の工人によって金粉・金箔の製造を伝授、お召抱えの上方塗さび師へ入門を奨励、役場精勤の町方塗師を定塗師として雇用するなど、職人保護対策が周到に採られた。寛政11(1799)年に職人の人別改めや勤め方を令し、仲間の組織化をも強制した。享保以降支配の緩みに乗じて町方化した職人を領主の手にもどそうと試みた。しかし最終的には、職人たちを藩の間接的商業統制の仕組によって掌握していくことをねらったものであった。

会津藩は、寛政5(1793)年江戸中橋横町に産物会社を設けて領内の物産を一手に販売させるなどは、藩権力が流通機構を独占し、領主自らが問屋と化した例といえよう。

文政7(1810)年山奉行・漆木役主役などの廃止にかわって新たに産物役所が設置された。産物奉行は、農村の副業として商品作物を奨励した。諸木植立方主役、植立役を領内に派遣し、漆の山野空地への積極的な植林を命じた。

南山御藏入の大沼郡大谷村(現三島町)の記録(『歴史資料館収蔵資料目録』第25集、庄司家寄託文書II74~75頁)によると、寛保2(1742)年から文政5(1822)年の「大谷村漆木数相改書上帳」によると、別表「寛保2年~文政5年大谷村漆木改木数」のとおりである。

(別表) 寛保2年~文政5年大谷村漆木改木数

| 年代   | 総数     | 苗木     | 小木     | 盛木    | 片枯     | 男木   | 備考 |
|------|--------|--------|--------|-------|--------|------|----|
| 寛保2年 | 9,303本 | 1,222本 | 3,101本 | 3,287 | 1,329本 | 391本 |    |
| 寛延元  | 9,394  | 1,243  | 3,708  | 3,327 | 1,340  | 406  |    |
| 宝暦4  | 9,395  | 1,305  | 2,946  | 3,331 | —      | 405  |    |
| 寛政12 | 7,474  | 1,812  | 1,277  | 3,192 | 56     | 299  |    |
| 文化6  | 9,203  | 2,894  | 2,315  | 2,993 | 891    | 108  |    |
| 文化13 | 9,226  | 2,906  | 2,050  | 3,427 | 665    | 169  |    |
| 文政5  | 5,227  | 1,892  | 1,043  | 1,927 | 458    | 100  |    |

注) 「大谷村漆木数相改書上帳」より

大谷村では、寛保2（1742）年に総本数9,303本であったのが、宝暦4（1754）年に92本増加したが、文政5（1822）年には5,227本に減少した。減少の原因には風害もあったが、主たる原因は漆の乱抓と根回しによる農民の枯死策であったとみられ、漆木制度の厳しさがみられる。確かに藩政改革の殖産政策による漆木の増植奨励によって、文化6年、文化12年には、9,200本台に回復したが、すぐまた減少の一途をたどった。それは農民が漆木に対する負担加重からで、役木を「厄木」と呼んだことでもしられよう。農民は漆木の枯衰をはかる「根回し」や絞り貫数減少（抜蠟）など消極的な抵抗もおこった。また西南諸藩から櫛蠟が蠟市場に持ち込まれるようになって、会津藩の蠟の専売収益が失っていたことなどがあげられよう。寛政8（1796）年井深宅右衛門の定免と余蠟の自由販売の建白もあって、免外蠟の制の実施にふみきったのである。

（執筆 者 菅田 宏）

## 第2節 会津漆器の伝統

会津漆器は、16世紀の初頭、『松原軍物語』にみえる耶麻郡檜木の木地挽など70戸は、蘆名盛高の時代に椀・盆・火鉢などを製作したことにはじまるといわれる。本格的な漆器生産は、すでに述べたように天正18（1590）年8月、蒲生氏郷の入部以降からである。近江国愛智郡島村から日野椀の製法を移植するため、渋地首吉川和泉守ほか46人を若松及び小荒井村（現喜多方市）に移住させ、また文禄元（1592）年には、地方の子弟に製法を伝習せざるために、若松城下大町に、通称「塗大屋敷」といわれた総2階建ての伝習所を新築した。同時に木地挽も近江国慈教寺の勧めによって木地頭佐瀬和泉・同新助と木地挽5人を移住させたといわれている。

漆器は、その原材料である木地師の生産する木地に塗師の手が加わり、製品として商品化されることになる。

最初、若松城下などに移住した木地師たちは、それぞれに山に入り木地小屋に住んで専業となった。こうして東安積郡や猪苗代地方、あるいは南山御蔵入地方の木地は、若松塗師へ、北方（喜多方）の山東、西山の木地は小荒井村塗師に、それぞれ原料供給をおこなうことに定められていた。

その後、上杉景勝・加藤嘉明の時代は、蒲生氏の木地制度を踏襲し、漆器製造が漆木の栽培の保護奨励とあいまって普及し、業者も増加した。とくに加藤時代には、伝説の塗師といわれた海東五兵衛は、間口40間、奥行20間の大きな仕事場で塗物をつくり、江戸に向け荷駄が陸続と連なるといわれる。

寛永20（1643）年保科正之が山形から会津に入封すると、殖産政策の一環として会津漆器の改良がおこなわれた。

藩は、山田右膳を漆器奉行に任じ、彼の監督の下に篤実勤勉なる職人を養成し、粗製濫造を防止し、好成绩者に対しては、検断から町奉行に具申させ、その優劣を判定させている。さらに漆樹液の質を高めるため、検断のなかから検見役を選定し、その品質を検査させ粗悪品の除去に力を注ぎ漆器業の改良と発展に力を尽くした（『喜多方市史』2近世25～25頁）。

従来、会津漆器は、主として泥地塗であったため、木地と漆との付着力が軟弱のむきがあって、ややもすれば剥落するおそれがあったが、新たに渋地塗・塗地塗を創始することとなった。

こうして、正保4（1647）年には、塗職の成長を示す塗師仲間の成立をみた。また、「寛文六年町中之由来」（樂田家文書『会津若松史』3、192～193頁）によると若松城下内の塗師は、大町78軒、馬場町22軒、甲賀町3軒、新町4軒、後町72軒、天寧寺11軒、合わせて190軒を数える発展ぶりであった。延宝5（1677）年には堅地塗師徒弟の独立、貞享2（1685）年渋地塗師頭宅における徒弟職人の修業生活、元禄10（1697）年には、一之町に塗物問屋が開業されるなどの記録が残っている。

一方、北方（喜多方）地方における塗師は、元禄16（1703）年の「山之郡北方塗職家塗箒御改」（『喜多方市史』8（下）433頁）によると、小荒井村31名、清治袋村12名、高吉村8名、太郎丸村3名、塚原村17名、合計71名を数えた。

かくて江戸中期にはいり、享保年間には彩漆の使用法（朱・黒の他、黄・青・光の彩漆）が発見され、江戸方面への輸出が増加し、会津漆器の面目を一新することとなった。

また漆液は、領内産業の専売制をとったので、塗師の使用する漆の主なる部分は、藩から購入した。これを御蔵漆と称された。藩は5月・12月の年2回、公定価格（貞享2年には金1両に漆9盃）で貸与し、年末に返済する仕組みであった（『津軽塗と会津塗』松木佩・庄司吉之助『日本産業史大系』3東北地方篇290頁）。

しかし、御蔵漆だけでは不足するので、米沢・最上・仙台地方などから購入したが、他領漆は必ず口留番所において藩別の検印をうけることとした。因みに小荒井村と小田付組の享保・延享年間の他領への漆代金は2,552両にのぼった。このことから藩側では、生産者への高利貸付と領外への領内貨幣流出を防止するためであったことが知られる。また木地については、始めは地域的な生産地を定めていたが、漆器生産が盛んになるにつれて、木地問屋が生まれ、北方では享保年間に7人の問屋が活躍した。木地問屋を



漆器 蒔 絵（会津若松市）

通じて塗師が木地を購入するようになった。

会津藩では、家老田中玄宰を中心に寛政の藩政改革がおこなわれ、殖産政策の一つとして、京都より工人森藤蔵を招いて漆工技術の改良をはかり、髹漆蒔絵および消金粉蒔絵の方法を伝習させ、寛政4（1792）年には、金粉・金箔の製法を移入するにいたった。翌5年、藩は江戸に会津産物会所を設けて、江戸への商品の販売強化をはかった。享和2（1802）年2月には、田中玄宰らの努力によって、幕府の許可を得て、長崎で蒔絵の製品など会津漆器の中国・蘭など海外輸出の路を開いた。

文政年間にたって、塗師田中太郎によって黒目塗および金銀梨地塗の新法がみだされた。

このように会津の漆器は、藩権力の保護のもとに塗師仲間・商人仲間の生産販売組織を通じ、あるいは江戸における藩の産物会所を経て幕末期には会津塗として全国に知られた。

しかし戊辰戦争で大きな打撃を受けたが、新政府や若松県、福島県の殖産興業策で復興し、明治7（1874）年の「若松県物産種類寄比較表」によると、漆器が県外輸出総額の31%をしめていた。その後、幾多の技術改善と近代化が進められ、会津漆器は、会津の伝統的な工芸品の代表として今日にいたっている。

（執筆者 誉田 宏）

### 第3節 漆・蠟の採取

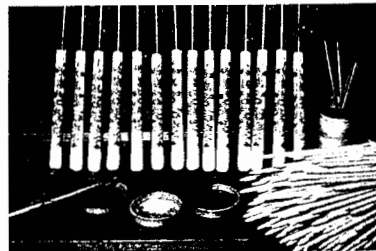
#### 1 漆

漆は、漆木の幹に漆掻鎌で傷をつけて採取する。これを漆掻きといい、根の方から2mm幅の長さ3cm位の傷を1.5cm間隔で、1日1本漆掻きつける。傷の付け方には「ころしとり」と「いかしとり」の2種類があり、前者は木が枯らすことを承知で傷を多く付ける方法である。傷からたれる樹液、つまり漆の液をヘラですくって採取し、竹の桶に集め、さらに樽につめて運搬した（『西会津町史』民俗）。

なお、漆掻鎌は1,484挺に制限され、組別に厳重に取り扱われ、新鎌製造を禁止して盗漆掻きを防止した。

#### 2 蠟

蠟は漆の実からつくられ、漆器とともに会津の特産であった。藩主蒲生氏郷が近江から技術者を招き、産業奨励政策をとり藩の専売とし



会津絵ろうそく

た。特に絵蠟燭は、文化4（1807）年の風俗帳にも記載されており、会津絵蠟燭として有名な特産品となった。

製蠟の工程は木の実といわれる漆の実を10月から11月の落葉してから採取する。刃物をつけた竿で実のついた房を下から突き上げる方法で落し、ザルなどで拾い集めた。房のついた実を落すため、むしろ上でイカダという簀を置き、房をおいて棒でたたき実を落とす。落とした実を粗通しにかけゴミと分ける。これを臼に入れてつき、蠟粉と種子と表皮に分解する。古くはこの作業をシチョウと呼ぶ紙の蚊帳の中でおこなった。

次に蠟絞りをする。白でつき終ると木の実の粉をいったん蒸し、麻の袋に入れて絞り機にかける。木の実蒸しから蠟絞りで一連の作業を釜屋と呼ばれる製蠟小屋でおこなう。蠟絞りは蠟しめといい、冬の仕事とした。蠟を蒸す方法は、蒸し桶にヨナカラ（房の部分）をつめ、そこに白い木の実の粉と皮のついた粉とを混ぜ合わせて蒸す。白い粉だけを蒸すと、蠟が流れてしまうからである。蒸しあがったら、熱いうちに麻製の袋に入れ、麻糸できつく縛る。この作業は熱いうちにおこなわないと蠟粉が冷めて固まってしまうので、手早くおこなう。麻袋に入れ終わるともう一度桶の上のせ温めてから絞る。絞り機はドウと呼ばれ、ドウは長さ約1間で山型になり中央部がくり貫かれている。ここに麻袋を入れ、カタと呼ばれる絞め木挟み、さらにしめ矢を両側に差し込みカケヤで両側のしめ矢を2人で交互に打って、挟んだ麻袋を少しずつしめ蠟を絞り出して、下に置いた蠟溜の箱に受ける。これを生蠟といい30分位で固まり、1日おいて箱から出す。

生産された蠟は、御蔵会所に運搬して保管し、蠟燭屋が申請購入して蠟燭を製造した（『西会津町史』民俗）。

蠟燭のつくり方は、生蠟を砕き水を入れた鍋に入れ火をかけ溶かす。これを篩いで漉しすり鉢を利用したゆがき鉢に入れる。これは生蠟の中の不純物を沈澱させるためである。上ずみを蠟舟という容器に入れる。これに予め棒に和紙を巻き灯芯草のい草を巻いた芯を蠟舟に浸し、蠟を付着させて乾燥させる。何回も浸し少しずつ太くする。ある程度の太さになったら、鉋をがけて表面を平らにする。次に水こぎといい蠟と水を交互に手のひらにつけ、蠟燭をこすりつけ形を整えていく。この水こぎをすると黄色みがかったものが白く一変する。次に小刀で先を削り落とし芯出しをし、最後に長さを揃えて切り落としできあがる（『西会津町史』民俗）。

（執筆者 村川 友彦）

## 第4章 森林の恵みと生活文化

人間の生活にとって、森林から受ける恵みは、数知れない程多くあることに気づき、その保護が近年ますます叫ばれるようになった。日本の場合森林つまり山からの恵み、特に山の幸は農耕文化浸透後も多くの恩恵を受けている。生命の根源となる水、季節の山菜や木の実、さらに葉草にいたるまで、里人は山に大きく依存してきた。

### 1 森林と食の文化

福島県は、阿武隈山系や奥羽山系、さらに那須連峰飯豊連峰等の高山を背景に、その山麓に住む人々は、その恵みを受けながら長い間に、その土地特有の郷土食を考えてきた。特に会津山間地方は広大な原生林からの恵みとして、多くの山菜に恵まれ、自家用の食物の他に販売し、換金のための採集が多くなっている。

山の幸の一例として、飯豊連峰の麓耶麻郡山都町には、春の山菜としてふき・しどき・わらび・山わさび・たらのめ・うるい・ごごみ・ぜんまい・せり・たかば・あさづき・ふきのとう・ひろご・よもぎ・ごまな・うこぎ・さんしょう等がある。秋の茸類には、まつたけ・すすたけ・かんだけ・きくらげ・わかい・むきたけ・しめじ・むらさきしめじ・もだし・おりみき・なめこ・まいたけ等がある。他の地方でも名前が違ってほぼ同様の山菜が採れる。

また、只見町、金山町など越後山脈から朝日山系にかけては、日本列島で最も良質のゼンマイが生産される地域である。その中で入叶津（只見町）、室谷（新潟県）、長者原（山形県）などは、ゼンマイ生産の卓越するわが国有数の集落と呼ばれている。

ゼンマイ生産は、採取、加工（乾燥）の2段階の作業で行われている。採取方法は1本1本手で折って歩く昔からの方法が現在でも続けられている。採取の場所は、ゼンマイの採取区の状況により、「通い採取区」と「宿泊採取区」に分かれている。通い採取区、宿泊採取区への参加は、生産量や労働力を考慮して部落会議で決められ2年に1回の割合で交替が行われる。採取地は、主に国有林内の共用林野である。1日当たり採取量は1人平均60kg（30歳代）とされ、普通、泊り山方式（宿泊採取）で30歳代の夫婦で全期間（概ね40日間）の生産量は約300kg（乾燥したもの）が基準とされている。泊り山は、原始的な重労働で40日間にも及ぶ深山での長期生活となるので慣れ



ゼンマイの乾燥

た者でなければ到底不可能な作業であり、近年は参加する人が年々少なくなっている。

乾燥方法には、天日で乾燥する“赤干し”と、火床を造り焚火でいぶして乾燥する“青干し”があり、県内では大部分が赤干しで行われているが、青干し製品は京都で高く評価されている。

山菜の食べ方としては、わらびのおひたし、ごごみのおよごし（ごまあえ）、しおでやいらこの醤油汁、うるいの味噌汁、みずなの油炒め、ぜんまいのくるみよごし等おひたしをはじめあえ物や炒め物、そして汁物など様々である。

山菜や木の実のは冬の間の貴重な食糧であった。乾燥や塩漬にし保存食として貯えた。ふきやわらびは塩漬が多いが、変わった保存法としては、ふきのぬか漬や干しわらびなどがある。ふきはたくさん採れたときには、たくあんの糠に漬ける。干しわらびはわらびを大鍋でゆで煮立直前にあげ、湯を切って天日に干す。1日4回くらい手で揉むとやわらかく仕上がる。ぜんまいと同じような方法で、乾燥させる。味もぜんまいに似ている。

木の実を利用した栃餅は、会津山間地方で作られた。その作り方は、栃の実を煮ながら鬼皮を「栃むき」で剥ぎ、中の実だけを袋に入れて何度も水に浸しアク（渋み）を出す。流れ水に10日程さらしておく。栃の実はアク（渋み）が強く、よくアク出しをしないと食べられない。それを桶に入れ熱い木灰をたっぷりかけ、それに熱湯をかけ一昼夜以上置く。その後水洗いして半日くらい、水に漬けてから蒸してやわらかくする。または大鍋で水をたっぷり入れて煮る。栃の実が煮くずれるとザルで漉して渋皮をとる。栃に水を入れて煮る。水が茶色になるので、7、8回水を取り替える。この時煮立てないようにする。濁りがなくなったら、布袋で漉し栃の粉をとる。これに餅を混ぜてつく。アク抜きが悪いと苦みがきつく食べられないため慎重にアク出しをする。栃餅はほろ苦い風味があり、黒砂糖入り的大豆あんや黄粉をつけて食べる。

また薬用として樹皮にはキハダの皮、実には栃の実、栗、山グミ・マタタビ・コクワ等数多い。

（執筆者 村川 友彦・大沢 章）

### 2 薬 草

薬用植物といい、人間の体を健康にする作用を持つ早根木皮である。本県では薬草が何時頃から採取されるようになったかは、不明であるが、中国の古代医学である漢方我が国に伝わりと同時に薬草採取が盛んになったと思われる。

本県の薬草栽培の最初は、寛文10（1670）年会津藩主松平正径公が、聖徳太子の施薬縁に因み、現在の御薬園内に薬草園を設け各種の薬草を栽培したことに始まっている。

その当代表的に奨励されたのが会津の薬用人参で、現在会津の特産物になっている。また明和3（1766）年須賀川の牡丹園が、牡丹の根を薬用にする目的で作られた。

文政年間には薬用人参を大阪商人に売り渡しており、他の薬草類の活用も次第に関心が高まった。本県は薬用植物が豊富に自生し種類が多く、近世になって会津地方の黄柏（キハダ）、白河の白川附子（トリカブト）など名高い生薬が生産されている。

昭和56（1981）年、薬用植物観察、教化施設として福島県総合緑化センター内に「薬用植物園」が設置された。ここには県内に自生する薬用植物や温帯性薬用植物約500種が植えられている。

また、各地に薬草園が作られている。特に梁川町のやなかわ希望の森公園の野草、薬草園は利用客が多い。

薬草については、時代的にブームがあって戦後は天精（クコ）ブームが続き、その後昭和40年代はオトギリソウブーム、50年代はアマチャヅルブームと続き、60年代からは現在までメグスリノキブームが続き乱獲され問題となっている。また、人工栽培も行われるようになっている。天然資源は年々減少しておりムラサキ、オニノヤガラなどは幻の薬草となっている。

### 3 つる細工

#### (1) つる細工の歴史的概観

本県は、地勢の変化に富み、山岳地帯や急峻な山岳があり、会津地方は全国的にも代表的な多雪地帯で内陸性の気象条件を呈している、そのためマタタビ、サルナシ、ヤマブドウなどのツル性植物の繁殖に適した宝庫である。このため豊富なツル資源を活用してつる細工が昔から盛んに行われていた。只見町では奥会津に金属の鎌が一般に普及した文化年間（1804～）には、乾燥ゼンマイなどと「つる細工」が出荷され、農家の現金収入源であった。特に冬期間の手仕事としてつる細工加工が発達していったものと思われる。このような細工ものは各地で行われ農家の生活用品として珍重されていた。

最近では観光地の民芸品として人気商品となっている。

#### (2) つる細工の生産状況

昔は、住民の生活用品を作る細工人が各地におり、竹細工とともに利用度が高く蚕の餌になる桑の葉を運び、腰に付けたハケゴに苗を入れ田植えをする、魚を捕ってはハケゴに入れたり、茹でたソバをすくうためのスイノウなど日常生活用品が多くあったので加工業者は有利な産業であった時代があった。昭和30年代からプラスチック製品が出回るようになると生活用品が一変していった。そのため後継者がいなくなり生産量は激減した。しかし最近ではマタタビ細工はプラスチック製品より水切りがよく、それに安全なため人気が高まっている。一方ブドウ細工やアケビ細工は、伝統工芸品として見直され観光物産展などでは高価に取引されるようになってきた。このため各

地に「つる細工」の保存会や民芸クラブが結成され、生産に取り組む人がでてきた。

（執筆者 大沢 章）

### 4 自然林と水

豊かな森林のある場所には、豊かな水があり人々の生活があった。5千年以上も前の縄文時代の生活の場所は、背後の豊かな森と河川との間のゆるやかな台地を住居とした。

水は山に貯えられ河川や湧水となって里へ運ばれる。各地にあるわき水は名水といわれ最近特に人気があり、珍重されている。特に天然水は、霊水の信仰と結びつき、産業にまで発展している。県内にも名水と言われている場所は数多くあるが、様々な理由による環境破壊が進み清流や湧水が汚染されつつある。

県は昭和51（1976）年「ふくしまの水30選」を定め、ふるさとの水30選とし、清流10か所、滝11か所、泉9か所を選定した。清流には、摺上川上流（福島市）、鳥川溪谷（二本松市）、阿武隈川の源流（西郷村）、聖ヶ岩の清流（大信村）、宮川（棚倉）、鶴沼川（下郷町）、鱒沢川（館岩村）、玉川溪谷（昭和村）、背戸蛾廊（いわき市）、千翁川（川内村）、そして泉には、御



摺上川上流（福島市）

滝神社の湧水（国見町）、岩井の清水（本宮町）、清水池（郡山市）、雲水峯清水（須賀川市）、大和田の清水（白河市）、小和清水（石川町）、代官清水（西会津町）、強清水（河東町）、赤井嶽弘法水（いわき市）、さらに滝には、幕滝（福島市）、湯川溪谷の滝群（二本松市）、銚子ヶ滝（郡山市）、行司ヶ滝（都路村）、夢想滝（矢祭町）、江竜田の滝（鮫川村）、滝沢不動滝（会津若松市）、雄国の滝（喜多方市）、不動滝（磐梯町）、達沢不動滝（猪苗代町）、不動滝（浪江町）があげられている。

また昭和60（1985）年、環境庁が定めた第2次全国名水百選に、全国69か所の内福島県から北塩原村の小野川湧水と磐梯町の磐梯西山麓湧水群の2か所が選ばれている。

名水百選の基準は、

- ① 水がきれいで、昔から水質保全が行われている。
- ② 湧水などで、ある程度水量があり地方公共団体が保全に力を入れている。
- ③ 「名水」として故事来歴がある。
- ④ 自然性が豊かで希少性、特異性があり、優良な水として後世に残したい。

などである。

名水百選の他にも、薬水や長寿水など昔から言われた場所が、私たち近辺にも数多くあり、その中には今は涸れてしまった場所も多い。

## 第5章 森林環境と信仰

湧水や井戸に関わる伝説には、弘法大師にまつわるものが非常に多く、弘法清水と呼ばれている。また独鈷清水など宗教に関連するものが多いのは、祖先の人々がいかに水に対する有り難さを実感していたかを物語るものである。霊水・薬水伝説は現在もおおききしている。

これらの名水は、豊かな自然が最大の条件であり、中でも森林が果たす役割は大きく、名水を後世へのそまま残すことが、私たちの責任である。

### 5 古代製鉄と森林

奈良・平安時代阿武隈山系一帯には、製鉄遺跡が多く分布している。相馬地方の開発にともなう遺跡の調査によると、製鉄遺跡は百数十基が確認された。その中の調査の一例では、製鉄炉20基と木炭窯60基、その他工房跡などが発見され、その年代は7世紀後半から10世紀のものともみられるまでの遺物が出土しており、その間製鉄が行われたと推測される。注目されるのは、木炭窯が併設されていることで、製鉄炉の燃料確保が重要であったと考えられる。大量の木炭を生産するには、豊かな森林が付近に存在しなければならぬ。それを示すとおり、精錬作業の遺跡は、原料の砂鉄と燃料を確保しやすい花崗岩を基盤とした森林資源の豊富な山間部である阿武隈高地と奥羽山系に多く分布している。

### 6 塩木山と製塩

古くから浜通り地方の海岸では、海水から塩をとる製塩が行われた。特に松川浦や旧新沼浦あるいは小高町井田川地区の旧浦では、塩田がつくられ海水の干満を利用する入浜式の塩田が江戸時代中頃からつくられた。塩づくりは、塩田で海水を干し塩水が付着した砂をかき集め、ツボといわれる箱に入れ上から海水を掛け、濃い鹹水を下の桶に溜める。この鹹水を釜で煮て水分を蒸発させて塩を作った。あるいは塩田をつくることのできない浜では、海水をそのまま煮る直煮法も行われたと考えられる。いずれにしても、鹹水を煮る燃料は多量に必要であった。燃料には松木、松葉、椴（トドマツ）などが使われた。

塩を焼く燃料を確保する山を塩木山と呼ばれるところがあり、豊かな森林に支えられてきたのである。

(執筆者 村川 友彦)

## 第1節 森林環境

### 1 街道並木

街道の植栽についての歴史は古く「孝謙帝の朝、並木の制を定め、道邊果樹をせしめ給ふ。是れ一には庇陰となりて旅客の炎苦を軽くし、秋は果実によりて飢者を救ふべきの旨趣」とありまた「秦の始皇帝、万里の長城を築くや、邊疆は長柵を以て之を補ひ、濠を穿ちて堤を起し、植ゆる榆及び……以て胡騎を防ぐの備へとせり」との記録があり、旧幕時代の並木もまたこの故知に倣ったかどうか不明であるが、事あるに際して交通遮断に備えたことは間違いなくおもわれる。

江戸時代県内には中通りを南から北に貫通した「奥州街道」（奥松前・江戸道中）、太平洋岸を南から北へ通った「浜街道」（奥州浜街道・浜通り）、中通り北部と相馬地方を結んだ幾筋かの「相馬街道」、中通り中部と磐城平地方を結んだ「磐城街道」「御寄所街道」があり、会津地方には、城下町若松を起点として主要な街道として「下野街道」「白河街道」「二本松街道」「米沢街道」「越後街道」等があり主な3街道について記した。

#### (1) 奥州街道（東山道）

中通り地方を通る古代の官道の成立の時期は、明らかでない。白河関は、承和2（835）年の太政官符によれば、すでに5世紀初頭に勿来関（菊田）と共に設置されていたことになるが関東東北の道路の状況は不明である。これらの街道の整備についてみると、慶長9（1604）年江戸幕府は諸国街道について奉行を任命し、一里ごとに一里塚を築き、街道の両側に松を植えさせた。かつて豊臣秀吉が諸国に築かせた一里塚を改め、江戸日本橋を起点として七道に塚を築かせたものという（『徳川実紀』）。この時、道路は広さ5間（約9m）として開設されたといわれる。街道名は一般に行先の名を冠しているのが道の呼称であった。

奥州街道は、蝦夷・奥羽の大名が参勤交代で往復する街道であった。文政5（1822）年の頃には奥州街道（白坂以北）を經由して参勤した諸大名は蝦夷松前家ほか28家と



奥州街道松並木（泉崎村）

なっている(大島延次郎「近世に於ける東北地方の交通」)。また物資の運送は江戸登せ米を代表として穀物・蠟・生糸・紅花などがあり、下り荷として衣料品・金肥などがあつた。

奥州街道は五街道の一つとされ、江戸幕府の直接支配下におかれた道中奉行が管轄した。白河宿の次の根田宿から三厩さらに松前までは勘定奉行の管理に属し、幕府の間接的な支配下におかれた。一般には根田宿以北も奥羽道中あるいは奥羽街道と呼ばれた。

現在街道並木の面影を残しているのは点々と数箇所になっている。

## (2) 白河街道

天正18(1590)年7月3日、小田原落城を目前にした豊臣秀吉は、馬廻衆から5人の道作奉行を選任して、小田原から会津までの道作りのことを命じた(『伊達家文書』)。伊達政宗もまたこれら奉行衆との連絡のもとに、白河から会津までの道橋と宿舎、黒川(若松)での宿舎などの工事に当たった。同8月9日、秀吉は整備された幅3間(5.4m)の街道を通り、背あぶり山を越えて会津黒川に入っている。その後寛永4(1627)年四国松山20万石から40万石に加増されて会津入りした加藤嘉明は入部のその年、これまでの標高800m以上の背あぶり山を經由して湖南に向かった道筋に代えて、若松城下の滝沢町から滝沢峠・沓掛(くつかけ)峠を經由して湖南に出る道路を開いた。また寛永20(1643)年家臣掘主水との争いを契機に会津40万石を返上した。加藤明成に代わって、保科正之が23万石(他に預かりち5万1,200石)を領して会津に入部した。正之は入部後まもなく、領内の街道並木の保護を司令している(『福島県山林沿革史』「会津若松史」3)。また白河藩では、文化の頃、賢主松平楽翁公領内の幹道に赤松を植え、一町毎に落葉松1本を交えて植えたとされている。

白河街道は江戸と会津ばかりでなく、さらに越後および幕領の佐渡への交通路でもあつた。奥羽街道と比較にならぬとはいえ、会津藩主松平家および越後新発田藩主溝口家の参勤交代での通行があり、また注目すべきものに会津から産する幕府御用の蠟荷物があつた。蠟荷物の輸送は元禄以前から幕末に及んだ。佐渡金山が盛んであつた頃には産金の輸送も重要であつたとおもわれる。

現在は街道並木は殆ど残っていない。

## (3) 浜街道

現在の浜通りの南北縦貫幹線道路である第6号国道は、明治5(1872)年に「陸前浜街道」と正式の呼称が決定している。その名称の一部をなす「陸前」は明治元年12月に旧陸奥国から分けて建てられた国名(現在の宮城県にあたる)であり、したがって陸前浜街道の名称が江戸時代に用いられることはありえなかつた。そこで、江戸時代にはどのように呼称されていたか。幕府道中奉行の直轄下にあつた東海道以下の五

街道と異なって、この街道には正規の名称はつけられなかつた(江戸-水戸間は「水戸街道」)。例えば磐城平藩が平以南を水戸路と呼び、以北を相馬路と呼んだように、その呼称は藩ごとに相違し、また通称としては郡部によって異なるのが通例であつた。

街道は奈良遷都から9年余にして、律令国家による官道が浜通りに成立したのである。

官道は律令国家の集権政治を地方に貫徹するための交通・運輸施設として重要な役割を担ったが、都と太宰府を結ぶ山陽道が大路とされたのに対して、東国・奥羽と連絡する東海・東山両道は中路であつた。道幅は馬の交通が可能な1m余りであつたと推定される。官道(駅路)には原則として30里(令制の1里は約540mで、約16km)ごとに駅が置かれ、公用の交通・輸送の任をはたした。近世の街道への発展をみせる大きな画期は、豊臣秀吉による「奥州仕置」が強行された天正18(1589)年であつた。

徳川家康は征夷大將軍に補任された翌慶長9(1604)年に街道の両側に松(海岸諸藩には黒松)を1間乃至3間(1.8~5.4m)に1本を植えさせた。このとき道路は広さ5間として関東・奥羽までその通りに開設されたともいう(『当代記』)。

相馬中村藩における道路に関する法令は、慶長17(1612)年に「公儀令達」として、大道・小道とも馬さくり候処には砂にても石にても堅まり候様」に、また道の脇に水路を設けることなどがしめされている。この他に幕府が道路以外の処の通行禁止、樹木等の保護などを令達している。なお寛永11(1634)年相馬中村領の浜街道に松並木が植えられたという(『宇多郡誌』「奥相誌」)。事実とすれば、磐城平領についてもこれが同じ頃に行われたと考えることができる。

現在相双地方に僅かに残されている。

## (4) 並木の保護

管理については前述のとおり厳重な制を設けてやにその他損傷を防止し、風枯損木があれば係官吏見分の上、用材に耐えるものは製材の上藩用に供し、然らざるものは地元人民に入札を以て払下げるのが例にして、堤防江堰、橋梁用材等に必要なる場合は各藩識悉く之を無代で交附したと記されている。

### 参考資料

「歴史の道」調査報告書 奥州道中 白坂境明神-貝田 福島県教育委員会

「歴史の道」調査報告書 白河街道 若松-白河 福島県教育委員会

「歴史の道」調査報告書 浜街道 勿来関-新地 福島県教育委員会



浜街道松並木(日立木)

江戸時代の流通路 福島県立博物館

福島県林政紀要 藩政編 福島県

(執筆者 編纂事務局)

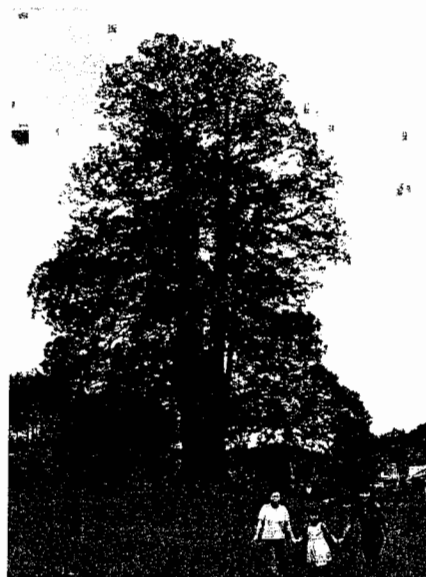
2 緑の文化財

福島県が昭和58年に刊行した『緑の文化財』には、482号の登録を掲載している(55年~58年指定分)。この緑の文化財の主旨は、長い間風雪に堪え人々に愛されてきた名木や森を、今後の大切に保護し、後世へ継承してゆくために、「緑の文化財」に登録して、現況調査や保護活動に役立つことを目的としている。

その主なものを掲載する。



高瀬の大ケヤキ (樹1,000年)  
(会津若松市)



杉沢の大スギ (東和町)

| 名称等                 | 所在地         | 登録No |
|---------------------|-------------|------|
| 吾妻山ヤエハクサンシャクナゲ自生地   | 福島市町庭坂字神ノ森  | 33   |
| 安達太良山ヤエハクサンシャクナゲ自生地 | 福島市土湯温泉町字猪倉 | 34   |
| 万正寺の大カヤ (樹齢800年)    | 伊達郡桑折町大字万正寺 | 25   |
| 馬場ザクラ (樹齢1,000年)    | 安達郡大玉村玉井字石橋 | 109  |
| 杉沢の大スギ (樹齢1,000年)   | 安達郡岩代町杉沢字平  | 127  |
| 木幡の大スギ (樹齢800年)     | 安達郡東和町木幡字治家 | 131  |
| 東禅寺のめおとスギ (樹齢500年)  | 安達郡岩代町小浜字新町 | 130  |

|   |                  |     |
|---|------------------|-----|
| 赤津のカツラ (樹齢450年)                           | 郡山市湖南町赤津字西岐      | 174 |
| 隠津島神社社叢スギ、トチノキ、カツラ、サワグルミ、ケヤキ (樹齢200~500年) | 郡山市湖南町福良字福良山     | 179 |
| 大仏のケヤキ (樹齢800年)                           | 郡山市湖南町中野堰内       | 181 |
| 古寺山の松並木 (樹齢120~300年)                      | 須賀川市大字上小山田字古寺    | 189 |
| 永泉寺のコウヨウザン (樹齢450年)                       | 岩瀬郡長沼町大字長沼字寺前    | 201 |
| 三春の滝ザクラ (樹齢500年)                          | 田村郡三春町大字滝字桜久保    | 16  |
| 諏訪神社の翁スギ・嬭スギ (樹齢800年)                     | 田村郡小野町大字夏井字町屋    | 140 |
| 石川の高田ザクラ (樹齢450年)                         | 石川郡石川町字高田        | 228 |
| 川辺八幡神社のさかさスギ (樹齢750年)                     | 石川郡玉川村大字川辺字宮の前   | 248 |
| 従二位のスギ (樹齢800年)                           | 白河市大字旗宿字関の森      | 274 |
| 剣カツラ (樹齢400年)                             | 西白河郡西郷村大字真船字赤面   | 280 |
| 陣屋の日本カヤ (樹齢年400~500)                      | 西白河郡矢吹町中畑        | 292 |
| 町屋の二本カヤ (樹齢1,000年)                        | 西白河郡大信村大字町屋字道目木  | 294 |
| 棚倉城址の大ケヤキ (樹齢600年)                        | 東白川郡棚倉町大字棚倉字城址   | 299 |
| 三柱神社のスギ (樹齢1,000年)                        | 東白川郡棚倉町大字寺山字守崎   | 301 |
| 西山のイチイ (樹齢400年)                           | 東白川郡鮫川村大字西山字宝木   | 321 |
| 高瀬の大ケヤキ (樹齢1,000年)                        | 会津若松市神指町大字高瀬字五百地 | 6   |
| 一箕の石部ザクラ                                  | 会津若松市一箕町大字八幡字石部  | 327 |
| 如法寺のコウヤマキ (樹齢1,170年)                      | 耶麻郡西会津町沢字如法寺     | 371 |
| 磐崎神社の大鹿桜 (樹齢1,100年)                       | 耶麻郡猪苗代町字西峰       | 1   |
| 天子のケヤキ (樹齢1,000年)                         | 耶麻郡猪苗代町字本町       | 347 |
| 天屋の東松 (樹齢350年)                            | 河沼郡会津坂下町大字東松字天屋  | 376 |
| 郷戸のコブシ (樹齢600年)                           | 河沼郡柳津町大字郷戸字居平    | 382 |
| 古町の大イチョウ (樹齢800年)                         | 南会津郡伊南村大字古町字居平   | 18  |
| 比良林のサラサドウダン (樹齢1,000年)                    | 南会津郡只見町大字大倉字名沢山  | 417 |
| 八幡のケヤキ (中山の大ケヤキ) (樹齢1,000年)               | 南会津郡下郷町大字中山字中平   | 406 |
| 初発神社のスダジイ (樹齢40~700年)                     | 原町市江井字西山         | 423 |
| 海老浜のマルバシャリンバイ                             | 相馬郡鹿島町南海老字北原     | 425 |
| 大悲山の大スギ (樹齢1,000年)                        | 相馬郡小高町泉沢字薬師前     | 433 |
| 毛戸のシダレモミ (樹齢200年)                         | 双葉町川内村大字下川内字田ノ入  | 13  |
| 林の大スギ (将軍杉) (樹齢1,200年)                    | 双葉郡川内村大字上川内字林    | 457 |
| 前田の大スギ (樹齢1,000年)                         | 双葉郡双葉町大字前田字稲荷前   | 462 |



|                          |                |     |
|--------------------------|----------------|-----|
| 大聖寺のアカガシ樹群 (樹齢250~400年)  | 双葉郡浪江町大字幾代橋字北原 | 32  |
| 石森のカリン (樹齢300年)          | いわき市四ツ波字石森     | 468 |
| 上平窪の椎木群 (樹齢200~500年)     | いわき市上平窪字横山     | 471 |
| 沢尻の大ヒノキ (サワラ) (樹齢1,200年) | いわき市川前町上桶売字上沢尻 | 477 |
| 中釜戸のシダレモミジ (樹齢400年)      | いわき市渡辺町中釜戸字猿田  | 479 |
| 八坂神社の二本スギ (樹齢600年)       | いわき市入遠野字天王     | 482 |

### 3 ふくしま緑の百景

ふくしま緑の百景は、郷土の歴史と伝統や文化をはぐくみ、地域の人々の心のよりどころとなっている森や林を、昭和60年の国際森林年を記念して、福島民報社の提唱により、県民の投票で選定されたものである。

その主なものを掲載する。



半田山自然公園 (桑折町)



達沢の不動滝 (猪苗代町)

半田山自然公園 (桑折町)；四季折々の美しさが半田沼に映える。

清水観音のスギ並木 (福島市)；杉の古木が並ぶ参道が美しい。

水林自然林 (福島市)；荒川の大氾濫に備えた水害防備林、森林浴で賑わう。

信夫山の緑 (福島市)；熊野・羽黒・羽山の三峰から成る。福島市のシンボル。

木幡山のスギとマツ (東和町)；県の名勝天然記念物、特に杉は県下でも有数の美林。

岩角山高松山の自然林 (白沢村)；林の中の巨岩に刻まれた仏群が有名。

麓山公園のマツ (郡山市)；樹齢200~300年の赤松林の緑がひととき美しい。

隠岐津島境内の原生林 (郡山市)；杉をはじめ200種に及ぶ原生林に覆われている。

翠ヶ丘公園 (須賀川市)；赤松が山肌を覆い、鬱蒼とした森をなしている。

南湖公園のアカマツ (白河市)；南湖の築造で京都から取り寄せた赤松、吉野桜、嵐山の楓などの遺産が随所に残されている。

甲子溪谷の緑と原生林 (西郷村)；深山幽谷と原生林、四季折々の風景が楽しめる。  
 山本不動尊の緑 (棚倉町)；樹齢100年を超えた延長200mに及ぶ杉並木。  
 安部文殊のスギ並木 (船引町)；樹齢数百年の杉の巨木が約300mにわたって続く。  
 東堂山のスギ (小野町)；樹齢数百年の老杉が全山を覆っている。  
 松平家御廟の森 (会津若松市)；石段の両側は松や杉などの老木が鬱蒼としげる。  
 達沢の不動滝と原生林 (猪苗代町)；橋を主とした樹齢100~300年の巨樹が密生。  
 大山祇神社のスギ並木 (西会津町)；参道の両側に400本近くの樹齢150~400年の杉の巨木が連なる。  
 日中大検沢のブナの原生林 (熱塩加納村)；約337haにわたる櫛の原生林。  
 川前鹿又溪谷と背戸蛾麻 (いわき市)；滝と櫛、桜などの老木が多くの自然美の宝庫。  
 新舞子・仁井田浦のマツ (いわき市)；風光明媚な白砂青松の地、樹齢200~300年の松林が海岸線に  
 並行して約8km続く。

資料 「ふくしま緑の百景」(福島民報社発行)

(執筆者 村川 友彦)

## 第2節 森と木の信仰

### 1 山の神信仰

山の森には神が宿り、木は神木であり、山の恵みは神の許可を得ずに採ることはできなかった。屋敷に山の神の小祠をたてて、正月に供えものをしてからでなければ、その年山に入ることができなかった。つまり山の神の許可を得るのである。

山の神の主神を大山祇命とし、もろもろの山の神を主宰し給うと古事記にあり、神社の祭神としては、大山祇命や木花開耶媛がまつられている。しかし山の神はさまざまな伝えがあり、女神・男神また夫婦神である信ずるところもある。なかでも山の神は醜い女の神であるといわれるが、一方美人だともいわれている。山の神は海の魚おこぜを好み、これを供えるのは、各地にみられる。山の神は小祠にまつられるが、木にも宿るとされ特にY字の又木や三又の木が依代とされ、伐るのを禁じている所がある。

人々の信仰する山の神は、祖霊神であったり、山の地主神、豊作を授ける作神あるいは産神であったり、漁神、獵神等でもある。

山の神の信仰は、生活の年中行事にも見ることができる。作神としての山の神は、毎年春には山の神が田の神となっておりるのである。『長沼町史』民俗によると、旧暦2月10日と旧暦10月10日が山の神の祭を行う。山の神は春に山からおり田の神となり、秋の収穫が終ると里から山へ帰り山の神になるといい、祭りが春と秋の2回行われる。2月10

日には「田の神おろし」といい煙をあげて目印にするところもある。

## 2 ハヤマ信仰

ハヤマは地名としては葉山、羽山、端山、麓山などがあり、県内にもハヤマと称される山がいくつかある。ハヤマと呼ばれる信仰は、山にすむ祖霊信仰、つまり人は死ぬとその霊が高い山へすみ、いつも里の人々を守り、お盆や正月には家々に帰り、再び山へ帰るといふ。また祖霊としての山の神は、田植え時期になると田の神となり、つまり稲作信仰とも結びついている。

ハヤマ信仰についての第一人者岩崎敏夫氏は、『東北民間信仰の研究』<sup>(註)</sup>の中で、「山にすむ祖霊」として次のように述べている。

霊魂の不滅を信じた古代人は、死後肉体から遊離した魂は次第に浄化して、祖霊神となつてわが住む郷村の近くの端山・繁山に鎮まり、山上から子孫の生活を守ってくれと信じた。6月大祓の祝詞に見える「国つ神は、高山の末、短山の末に上りまして、高山のいほり短山のいほりをかきわけて聞こしめさむ」の国つ神である。

ただ、けがれの多い身から聖なる霊になるためにはかなり長い年月を要すると考えた。それにはいろいろな形で行われる潔斎、みそぎの類の必要があった。それも神自身によって行われる場合と、周囲の者が神に代って行う場合とがあった。

こうした霊は徐々に浄くなって山の高きに移って行き、ついには高山の頂に達し、まったく俗的人間性から脱して清浄な祖霊神となる。それがハヤマの場合は神道的・修験道的というよりは古来のままの日本人の習慣にしたがって行われてきたハヤマの信仰でありそして夜籠りであり、祭りであったと思われる。なお、ハヤマは葉山・端山・羽山・麓山・早馬などいろいろに字を宛てるが、要するに奥山に対して里近い端山の謂である。

また「子孫を守ってくれる年神ともなる」には次のようにある。

祖霊として山上から子孫を守ってくれるゆえに、ハヤマもモリノヤマも里近い山でなければならず、ともに山上から麓に民家や田圃の一望される山が多い。そして祖霊は時々山からおりきて子孫の家族と飲食を共にし、楽しみあって再び山へ帰り去る。その代表的なのは正月と盆であった。わが国の年中行事の、ことに春秋の繰り返しの基礎は、祖霊の時を定めての来訪にあるとみてよい。

さらに「田の神としての信仰」には次のようにある。

これはモリノヤマには見られないが、ハヤマによく出ていて特色づけているものである。子孫の生活の中心は農耕であったが、寒冷な東北地方は終始凶作に苦しめられ、五穀豊穡を神仏ことに身近な祖霊神に守ってもらうことが最大の関心事であった。それをハヤマの神がひきうけてくれて、春は田の神として田において田植えから秋の収穫までを見てくれ、収穫が済んで新嘗の餐応を受けて再び山に戻る。これを田の神と山の神の交替というところもあ

るが、実は別々の神でなくて、祖霊としてのハヤマ神の機能の両面に過ぎないのである。

阿武隈山系に属する村々にはことにハヤマが多く、春4月8日、秋10月8日に祭りが行われるのが、この春秋祖霊神来臨の両日が正月と盆のように、年中行事の繰り返しの基礎の一つになっているのである。そして山の神としての信仰よりは、作神としての信仰が強い。岩手県の豊間根の羽山のある部落では、3月16日にはお農神様が作物を仕付けに天からおりてくる。6月15日には馬に乗って田圃を見てまわる。9月15日には天に帰る、といい、この田の神のために「馬こつなぎ」といって2匹の藁の馬をつくる。これに似た風習は遠野でも見た。福島市金沢の麓山や福島県相馬郡飯館大倉の羽山の祭りには、ハヤマの「神つけ」があつて直接にハヤマの神の口から神託によって翌年の作柄を占う古い神事が残っている。また金沢には「田遊び」も古い形で残っている。

福島市金沢の羽山ごもりは、毎年旧暦11月12日から18日まで行われ、初日から祭りに参加する人達が行屋に集まり、ここに籠もり世俗から離れ精進潔斎をし、神に近づくための準備をする。ここでは使う食器やご飯、水など別の言葉でいい、衣服も限定され厳しい修業が14日まで行われる。15日朝暁を拝み、水ごりをとり黒沼神社に参拝し、食事になり作法が厳しく、食べ物を少しも残してはならない。16日は稲の豊作を願う田植えの神事が行われる。18日にはノリワラの神事といつて、神がかりをした人をノリワラといひ羽山の神前で、先達の祈禱と介添えで神が付き、聞き役の人が天候、五穀の作柄、災難の有無などを聞いて記録する。この御神託が終ると一切の行事が終る。

## 3 山岳信仰

高い山や島、巨石や深い森は神が住む場所として、日本人はそこを神聖な場所とされ、信仰の対象とされてきた。また前述したように山に精霊がすみ里の人々を見守り、そして時には里へおり作物の神となつて、豊作に力を与える作神、あるいは里人へわざわいを及ぼす悪霊のすむ山というような民間信仰的観念と、仏教の浄土信仰、地獄・極楽の他界観や、修験道に見られる修行の場など、山はさまざまな宗教の重要な対象とされた。

山岳信仰の原初的形態は、

- 一 秀麗な山谷や火山の爆発などが人々に与える神秘観や畏敬・畏怖の念
- 二 山岳が農耕生活に必要な水源にあたることから水神・水分の神を祀るところ
- 三 山岳が死霊や祖霊の棲む他界とする観念

の3つに大別することができる(桜井徳太郎編『民間信仰辞典』)。

福島県の著名な山、磐梯山、吾妻山、飯豊山いずれも山岳信仰の山である。

磐梯山は、その山麓に徳一の創建といわれる磐梯山慧日寺があり、また磐梯神社がある。磐梯神社は、<sup>いわし</sup>大山祇尊と<sup>おん</sup>埴土命を<sup>はつちの</sup>ご神体としている。『新編会津風土記』の奥州会津慧日寺縁起には、「磐梯山もと病脳山(やまうさん)とて魔魅住み常に祟をなし稼穡を害す。しか

のみならず山麓に民居あまたありしに、大同元年大爆發し、月輪、更科の2莊一夜にして湖となり、溺死する者数知れず、斯かる災異朝に聞こえしに、同2年空海勅を奉じてこの地に来たり、「やがて空海は山麓に慧日寺を創建し、また山号を磐梯山とした。」とある。

しかし慧日寺の創建は空海ではなく、徳一とされている。また修験の由緒によると、白鳳年間<sup>くわん</sup>の行者がこの山に入り、山頂に社を建てたが深山幽谷のため、容易に登ることができず、天平年間に社を山麓に移し、これが慧日寺のもととなったとある。慧日寺は仏教の布教の拠点となった。

磐梯山信仰は作神信仰、つまり山の神が春田の神となって里へおりの信仰もあり、磐梯神社では年古の行事舟引祭りが行われ、米俵を乗せた木舟に縄をつけ両側から引き合い東が勝れば米の値が上がり、西が勝れば豊作という。

吾妻山は、福島県と山形県にまたがる連峰で、西吾妻が最も高く2,024m、東吾妻1,975m、一切経山1,949m等である。中でも一切経山は火山岩が露出して噴煙が立ち登る場所で、霊場としての聖域と考えられた。吾妻山全体が、神の山で『信達一統誌』には、「東屋嶽」の項には「信達両郡第一の山なり。東屋嶽神社。東屋国神社。東屋沼神社。三柱神鎮座すなり」とあり、



吾妻連峰一切経山

吾妻嶽や吾妻山の沼が神となり、いわゆる自然そのものが神として崇拜された。吾妻山の東側は神として崇拜された。吾妻山の東側は信達平野が広がり、秀麗にそびえる姿と農耕の恵みをもたらす水は、神と崇めるのに最もな姿である。信達地方側からの信仰の他に、吾妻山はまた修験道の山でもある。縁起によると天武14(685)年、役小角が吾妻山を開き、天安3(858)年藤原義円という人が唐松沢に吾妻山遙拝所を設けて成就院と号したという。以後月山、飯豊山と並んで奥州の三大霊場と言われるようになったという。

また『新編会津風土記』成就院の項に、吾妻山のふもと寺沢というところに吾妻山白鳳寺という寺があり、この寺が「田舎峰入」つまり山岳修行社者の峰入の宿泊所となっていたが、天仁年中(1108~10)に義円という者が苦行の末、成就院と改めたと記す(『福島の文化』「福島市史別巻7」)。

飯豊山は会津地方と山形県、新潟県にまたがる飯豊連峰の主峰で、2,105mの高さで、山頂に飯豊山神社がまつられ、5社がまつられ五社権現という。ふもとの一の木には飯豊山遙拝所があり本地仏の銅像五大虚空蔵菩薩像が安置されている。飯豊山は会津地方では、「一六お山はかけるな」といい男子15歳まで飯豊参りをするという。飯豊参りはお山かけといい、参詣前に7日間行屋に籠もり水ごりをし潔斎をして、白装束で先達に導かれ

て入峰する。いわゆる成人の儀礼である。白装束は死の装束でお山をかけることにより成人として生まれ変わる意味である。

飯豊山信仰は会津一円、山形県側に広がり飯豊神ともいわれるが五大虚空像である。大同年間(806~09)役行者が開いたと伝えられ、修験者の山として修行の山とされた。

飯豊山は万年雪をたたえ連峰の裾野は、夏でも豊富な水の恵みを得ることができ、五穀豊稔をもたらしてくれる作神であり、霊峰でもある。



飯豊山

安達太良山は吾妻連峰と連なり、鉄山、箕輪山、船明神山などが連なっている。主峰安達太良山は標高1,699m、頂上には小祠と安達太良神社の石碑がある。安達太良山は甑岳といわれ、甑明神がまつられていた。本宮町に安達太良神社がまつられており、もと安達太良明神と呼ばれた。『相生集』の本宮の項に「安達太良明神 祭神甑明神往古あたたら山に垂跡久安年中ここにうつして安達一部を鎮守す」とある。つまり安達太良山を神としてまつられている。甑は山の形が米を蒸す器の甑に似ていることから、その名が付いたといい、米に係わる名前は作神につながると考えられる。船明神山はその名のとおり船明神がまつられ、船の形に似ていることから名付けられたという。山名安達太良にまつわる伝承はいろいろあるが、太郎(太良)の意味は長男あるいは、最もすぐれたもの、最も大きいものを表す場合に使い、利根川を坂東太郎というように、安達一円の最も高いすぐれた山として人々の崇敬の念から生まれた名前であろう。安達太良は東側に泥流地形が広がるその優美な姿と、湯川、烏川、杉田川等へ豊かな水の源地は、里人が神として崇めるに充分である。

(執筆 村川 友彦)

## 第6章 狩猟文化

### はじめに

山を舞台に暮らしを立ててきた人々の中には、狩猟を生業（なりわい）として住みついた人、山にある草や木を生活用具として利用した人、金銀銅鉄などの鉱物資源を採掘して歩いた人たちなどいろいろいた。

そうした仲間のうちでは、狩猟をする人々の山住まい生活が、一番歴史が古いかとおもわれる。自給自足的な生活を営んでいた頃は、狩猟あるいは川猟も大変盛んに、しかし当たり前に行われた。確かにこれだけで生計を立てるといふ純猟師やその人たちが住む猟師集落がいくつもあった。

「山に生きる人びと」（宮本常一著『日本民衆史』2）の中に、東北地方のそうした村を北からあげている。「青森県下北半島恐山の西にある川内畑、津軽の黒岩市大川原・黒森・二庄内・沖浦・板留・中津軽郡西目屋村・西津軽郡鰺ヶ沢町赤石川の谷、秋田県北秋田郡の阿仁町露熊・打当・根子、上小阿仁村八木沢・萩形、仙北郡檜木内村戸沢、新潟県岩船郡朝日村三面、北魚沼郡湯之谷村、それに本県の南会津郡檜枝岐村などがあげられている。

とくに本県での狩猟については、会津地方が中心で南会津郡では、只見町・館岩村・南郷村あるいは、飯豊山麓の西会津町・山都町・磐梯・吾妻山麓の猪苗代町などに、今なお伝統的な狩猟法、大狩猟と小狩猟の技術、獲物の処理と分配、捕獲儀礼と狩猟信仰などについて見てみたい。

### 第1節 狩猟の変遷と狩猟法

狩猟を昔は「カユウド（狩人）」と呼び、今は「鉄砲ブチ」と称されている。また東北地方の山間に集団で住んだ猟師やその集団を「マタギ」と称した。

秋田県北秋田郡阿仁町の秋田マタギが、かつて奥只見の山々を狩場として狩猟をしていたという伝承、それを裏書きするように、只見町塩ノ岐の奥山には「秋田小屋場」と称する小屋場跡があり、間丸貝の目黒俊衛家は、秋田マタギの美青年竹松と八塩田小町のオサテが夫婦となって一家を構えたのはじまると伝えられている。また旧田子倉でもシシヤマの時節になると秋田方面のマタギがやって来て、地元の猟師に仁義をとおして共同狩猟を行ったといわれる。「赤儀物語」によると明治23、4年ごろまで秋田マタギが3月に石伏

にやって来ては20日間ほど滞在して土地の人々をセコに駆り出してクマ狩りをした（『会津只見町石伏民俗誌』山口弥一郎著『福島県史』23民俗1）。奥会津は全般的に狩猟が盛んであったが、巻き狩りなどの狩猟技術や伝承には秋田マタギの影響が及んでいるようだ（『只見町史』第3巻民俗編）。また昭和のはじめ頃、吾妻山でアオ（カモシカ）がよく捕れ、秋田・山形の2人の猟師が秋田犬2匹を連れて猟をしていた。2頭の犬とコーシキベラを使用しての猟であった。11月に山に入り翌年5月頃までの猟で何枚かの皮を持って帰ってきたが、この猟師らがいつのまにか姿を見せなくなり、雪崩で死んだという噂があった。その沢を「秋田コケ」と今も呼ばれている（『猪苗代町史』民俗編160頁）。ここにも秋田マタギの進出がうかがえる。

奥会津における代表的な狩猟集落には、檜枝岐村・只見町旧田子倉・旧石伏、金山町旧三衆、館岩村旧水引・旧川衣・旧木賊、南郷村旧入木屋東などがある。しかし、これらの集落もマタギのような狩猟を専業とする集団ではなく、木地業・農業の副業として冬期間行われ、動物性蛋白質の補給として、あるいは毛皮を取るなど狩猟を楽しむ人たちが主体となっていた。

狩猟にあたっては、猟師（狩人）個人が単独で猟をするのもと、何人かで組をつくって行うものがある。個人的な小狩猟には、山鳥・鴨などの鳥類をはじめ、狸・狐・むじな・<sup>ズン</sup>貂・マミ（穴熊）・いたち・むささびなどが獲物となった。大型獣狩りは巻狩りと呼ばれる集団狩猟で行われ、獲物の第一は熊であった。その他、<sup>カモシカ</sup>羚羊（あを・くらしし）、時には兎狩りも巻狩りをする。また阿武隈高地中でも巻狩りで兎狩りや猪狩りが行われた。

#### 1 熊 狩 り

熊の捕獲は、シシヤマと呼ばれる組織による巻狩りと、1人もしくは2人の個人戦くらいで行われるアナミ（穴見）の方法があるが、巻狩りによる方法が主である。

このシシヤマの組織は、耶麻郡西会津町の弥平四郎、山都町藤巻地区、南会津郡只見町旧田子倉（本流組・白戸組）、只見町旧朝日村（倉谷組・白沢組）、旧朝日村福井（留造組・竹千代組）などがあり、只見町の場合アオシン（羚羊）・熊など大型獣を捕獲する集団が集落ごとにあったことが知られる。かつて田子倉の世帯数は、45、6世帯で、そのうち24、5人ほどが狩猟をしていたという。また旧朝日村の各組の狩猟たちは、黒谷川・白沢・檜戸川上流の会津朝日岳・大幽山を取り巻く山々で狩猟を行った（『只見町史』第3巻民俗編）。

巻狩りに必要な人数は6人から8人ほどで人が多すぎても少なすぎても支障をきたすといわれる。春彼岸前後に熊は冬ごもりの穴から出るので、この時期が最盛期となる。

熊の巻狩りについては、只見町・館岩村・下郷町・山都町・西会津町の町村史（民俗編）に詳述されている。ここでは西会津町弥平四郎の場合について見てみよう。

「巻狩りは、10人前後で組織される。熊は冬至の頃冬眠に入り、春の土用の10日頃、穴から出

始める。この頃になると自然と声がかかり、シシヤマが組織される。

出発にあたっては、親方（経験のある人）がヒトワリ（人割）といって、それぞれの役割を分担する。役割は、参加する人の経験に応じて決められるが、かつては若い人は、熊の穴見といって、どこで冬眠しているか調べさせられたものである。

ヒトワリは、その日の獲物の量を左右する大事な仕事である。出発にあたっては、豊猟を祈願して山の神に酒1升をお供えしてお参りする。これは若い人が代表して行い、すぐ酒をさげてきてお神酒として全員がいただく。

熊は尾根に多い場合が多い。尾根は雪が浅いためである。熊のいる場所がわかると、どの道に追い上げ、どこの沢に登らせて捕獲するかという筋が長年の経験でできる。それぞれの場所ごとに役割に応じて人が就く。

役割は、セコ（勢子）と呼ばれる熊を追い上げる役が3人くらい、これは経験の浅い若い人たちである。「ウォー」などと声をあげて尾根から沢の上へと追う。その指図をするのがメアテ（見当）と呼ばれ経験のある人である。メアテが「ナレー」と言うと、セコは「ウォー」と大声をあげて熊を追う。熊はその声に驚いて進む。

熊の進路を一定の方向に調整する役割をタチキリといい、上・下に2人立つ。熊はセコに追い上げられ、尾根に登り始める。メアテは、熊の進みぐあいを見て各自に伝令する。「ブッパのやろう、シシが登るぞー」と合図する。ブッパは、鉄砲で撃ちとめる役で、最も腕のいい人が就く。ブッパは、熊が確実に仕留められる距離にくるまで待ち、ブッパから7、8間の距離で撃つ。その撃つ合図もメアテがする。

「ブッパのやろう、ブチメンになるぞー」と合図する。熊は、ブッパが撃つまで追い込んでくる距離が長い。メアテの合図で初めてブッパは、鉄砲の用意をする。一発で仕留めたときは、メアテが「シッシャー当たったぞう」と合図する。山の状況によってメアテのなりこみが聞こえない場合もある。最初に撃ったものをイチヤリ（一槍）という。熊は耳が早いので、ブッパは、音も姿もみせられないといい、じっと撃つ一瞬を待つ。撃つ場所が一番よいのは、木の上で見通しがよく足場のよい所である。この山であれば、ブッパはどこで、メアテはどこにいるかという配置は長年の経験で決まってくる。

ブッパの持つ鉄砲は、明治末頃までは火縄銃を使っていたといい、その後、村田銃を使うようになった。鉄砲が使用される以前は、槍を使用した。最初に撃った人をイチヤリと呼ぶのもそのためである。狩猟に出る前に弾丸・火薬の詰め方などの準備を整えておかねばならなかった。火縄銃の弾丸は鉛を溶かし自分で作ったヒトツダマ（一つ玉）であった。ナマリトカシという片口の小さな鍋に柄を付けたもので、炉の火を鉛で溶かす。大根を切って玉の大きさに穴を明け、溶かした鉛を流し込んで玉を作る。それを1個ずつ削って丸くした。玉はどんな時でも一発だけは残しておいて、いざという時のトメブチ用として持っていた」

〔西会津町史〕第6巻(上)民俗139～142頁。

このようにかもしか（アオシシ）・熊など大動物の狩猟方法については大山祇神社を中心とする命令系統の整った一つの狩猟団「立」が形成されていた。山立というのは、山で生活する人達という意味で、正しくは「山達」であったとおもわれる。この山立を古くからマタギと呼んでいた。しかし田子倉（只見町）にしても弥平四郎（西会津町）でも、この山立を古くからマタギと呼んでいたという確認はなく、しかも古い伝承や古文書にはマタギという言葉はなく山立とある。『会津田子倉の歴史』の著者渡部政吉氏も、「明治以後マタギという言葉が移入され、物珍しさに使われて、今日に至ったものではなかろうか」と述べられている（同書上巻317頁）。この山立を統率する者が山先（やまさき）であった。山先とは山先案内の意味で、この山先に伝わったのが「山立文書」で、旧田子倉で山先を務めた皆川政一郎家（現郡山市）や宮淵の目黒啓一家に伝存する「山立根子巻」などがある。この「山立根元巻」には、「日光権現と赤城明神とが神戦をした折に、弓矢の名人・万三郎が日光権現に請われて加勢し、勝利に導いた勲功により、権現の計らいでか内裏から日本国中山々岳々の山立御免の勅許があった旨の獵人祖神縁起と穢れ払いの修法が書いてある。また宮淵のヤマサキ家目黒家に伝わる巻物には、山神祓や山神祭文に続けて、神事の作法や水祭文、雪崩除け・穢れ除けの祭文（呪い歌）が記されている（〔只見町史〕第3巻民俗編275～276頁）。

射止めた獲物の解体や分配についても定められ、解体された獲物は、内臓と肉に一部は後の祝宴のために残して、他を切り混ぜて参加した獵師の人数に合わせて、平等に分配し、くじ引きをして、銘々の取り分を決めた。

射止められた熊は、食用としてあるいは身体各部が薬用として有効であった。熊のイ（胆嚢）は打ち身・雪眼・熱さまし・腹痛み（胃痛）などの特効薬として珍重され、熊の脂はやけどに効果があった。熊の皮も敷物としても珍重された。

## 2 カモシカ（アオシシ）狩り

カモシカ（アオシシ）も熊と同じように巻狩りで捕獲された。ケラシシ・クラッポー・アオシシ・カモシカなどいくつもの異名を持っていた。クラシシの名は、ガンクラ（岩山）を好んで、そこに立ち周辺を警戒していたことから名付けられた。猟期は、毎年11月頃からで、カモシカは熊とは反対に寒い風を好み、春になると毛が抜けてしまうので、猟も寒中がよい。アオシシヤマは、4～5人程の少人数と、10人程の多人数で行う場合がある。ヨツドメやトリモチなどの木の葉やササ・山菜のゼンマイなどを食する。寒明け頃に盛って5月頃に子を産む。樹木の幹に擦り付けて角磨ぎをする習性がある。現在は禁猟になっているため、人間を恐れなくなり、出会っても逃げない。

造林地の下刈りをした場所に棲息していて、新しいモエ（木の芽）を食している。

## 3 兎 狩 り

野兎の捕獲の方法には、熊やカモシカと同じよう集団による巻狩りの方法と個人で行うベイと呼ばれる木の枝を投げて捕る方法、鷹狩りによる方法、それに罾をかけて捕る方法などがあつた。とくに兎狩りに行くとき忘れてならないものとして、ヤツガリという背負い袋がある。捕った兎を入れて背負う網状の袋である。ヤツガリは<sup>たづ</sup>管とか縄をなつて作るが、モワダか麻で編んだ袋もある。兎は肉を食べ、毛皮は売つた。

- ① 兎の巻狩りは、ウサギマキと呼ばれ、11月頃、丁度雪の降り始める頃から行われた。ウサギマキは、あまり雪が浅くてもだめで、山の柴が埋まるくらいの積雪がよいといわれる。猟をするのは、雪が降り止んだ穏やかな日がよく、セコが2人、鉄砲ブチが3～4人など最低でも7人くらいで行われる。セコが追つて沢に登らせ、上手に居るブツパのところまで追上げて撃つて捕る。
- ② 鷹狩りは、鷹を飼育し、猟は春先の日中、雪の上で寝ている兎の上に鷹を飛ばし、鷹の羽撃きに驚いて逃げ回る兎を鷹につかませるものであつた。西会津町掘越地区では近年まで鷹を飼つて鷹狩りを行つた(『西会津町史』第6巻(上)民俗146～147頁)。
- ③ ベイブチは、兎が空から飛んで襲いかかってくる鷹を恐がつて身を隠す習性を持っている。この習性を利用して兎を捕る方法がある。ベイは、木皮を剥ぎ先の方には皮を付けたままにしておいた2尺から2尺5寸(0.6～0.75m)の木の枝である。これを投げつけるとバサバサという音がするもので、寝ていた兎は、この音を聞いて鷹が飛んできたものと驚いて、根柴の雪の中に頭を突っ込んで姿を隠そうとする。こうして身動きできなくなっている兎をコウシキベラで雪を掘り起こして捕り押さえるもので、猟に出るとき猟師は必ず3尺くらいの長さのコウシキをいつも持つて歩く。ベイブチは、2～3日雪が降り続いた後、天候が落ち着いた日がよく、季節としては、2月頃が最もよいといわれている。
- ④ 兎わなは、兎がいつも通る道(ウサギ道)がほぼ決まっているので、そこに直径6～7寸の針金の輪を吊しておく。この輪をウサギワナと呼ぶ。これを利用して兎を捕る方法である(『西会津町史』第6巻(上)民俗146～147頁)。

このほかバンドリ狩り・テンボ狩り・ヤマドリ狩りなどが行われた。

また、猿は各地にたくさん生息していた。今日でもかなり群れをつくり活動し、ときには人里に現われ被害を及ぼすが、猟師が近付くと水を引いたよう逃げってしまう。以前は薬用としても捕獲されたが、今日では顔つきや仕草が人間に似ているところから猟師たちも撃つのをなるべく避けた。

## 4 猪 狩 り

阿武隈高地のほぼ全域に生息するイノシシ(猪)は、農耕地付近の山林に住み、夏は

涼しい森林、冬は日当たりのよい場所を好んだ。日中は休息し、夕方から早朝にかけて活動した。木の実・木の根・山イモ・ユリ根・昆虫・カエル・ヘビ・ミミズ・サワガニなどなんでも食べる。稲・サツマイモ・マメ類など農作物も荒らす。毎年5月頃に5～6頭の子を産む。阿武隈高地の市町村から刊行された市史・町村史の民俗編(狩猟)でもイノシシ狩りについての記述は、ほとんどみあたらないが、磐城平藩内藤家の「延享4年村明細帳」(内藤家文書)では、合戸村(現いわき市三和町)では、「鉄砲18挺・猟師18人」とあり、また現いわき市小川町の旧上平村(猟師筒4挺)・旧柴原村(猟師筒2挺)・旧福岡村(猟師鉄砲3挺・猟師役課される)・旧上小川村(猟師筒28挺)、また双葉郡川内村では、上川内(猟師鉄砲51挺・小物成狩人猟師役有)、下川内(猟師鉄砲52挺・小物成狩人猟師役有)、これらのことから阿武隈高地での狩猟では、猪が第一で兎・狐・狸・きじ・ヤマドリ類であつたとおもわれる。

## 第2節 捕獲の儀礼と狩猟信仰

捕獲儀礼が厳しく実修されていたのは、昭和の初期までで、その後はあまり遵守されなくなつたといわれる。捕獲儀礼のうち熊を射止めた際の儀礼、クママツリなどは、今も行われている。南会津郡館岩村・檜枝岐村などにおいても同様であるといわれる。

ケマツリ(ケ祭り)について館岩村木賊では、クマを捕獲したとき、すぐにその場所においてクマの耳の毛、足の中指の爪際の毛を抜き取つて、棒の先の割れ目に挟み、「サルマン太夫と日光権現さまにあげます」と唱えて、小高い積雪の上に差し立てた。また同村水引では、耳と爪先と顎の下の毛を抜き取つて、1本の木の枝に挟み、それを猟師が南に向かい、その前に捕らえた獲物の頭の所に差し立て、ほかに黒木の枝をサカキ(榊)と称して3本立てて、塩を撒いて清めてからオガミをあげたといわれる(『館岩村史』第4巻民俗編276頁)。

カモシカ(アオシシ・クラシシ・クラッポー)を捕獲したとき、水引では獲物のキモ(肝臓または内臓の汎称)に十文字の裂目を入れ、前には槍の穂先に刺し、のちには串に刺し、それに耳の毛を少し添えて、年長の猟師が雪の上に突きさして拝んだ。終わつてから、この供え物のキモを生のまま一切れずつ小刀の先に刺してオゴフ(お御供)と称して猟師たちがいただいた。只見町福井・同倉谷でも山神さまに神酒とともに供えて祀り、その後、お御供としてみんなで一切れずついただいたといわれる(『只見町史』第3巻民俗編304頁)。

クマを仕留めたときの捕獲儀礼として、只見町倉谷では、剥ぎ取つた毛皮を頭尾逆さまに裸のクマにかぶせて、山神に感謝の祈りを捧げた。同様に只見町福井では、サカッサカワ(坂さ皮)と称して、剥いだ皮を逆さまにかぶせた頭の方に立つて3回あおつて唱え言

をいう。古老の伝承では、「また生まれ来るように山神さまに唱え言をして頼むのだ」という。また猟のさかんであった旧田子倉の猟師たちは、獲物を囲んで円陣をつくり、スクマ（丈夫・クマヤマの頭領）が、熊の前肢を持ち上げて掌（たなごころ）を打ち合せながら「オトミロ・オトミロ」を唱えて祈る。そこで猟師たちは鉄砲を三脚のように立て掛け、両手を上げて「ショーブ」と3回叫んでトナゴエ（勝鬨）を上げた（『只見町史』第3巻民俗編304頁）。

また熊の捕獲の祝いで、山の神を祀る祭り、神に感謝し、獲物の肝や肉・デンチューなどを肴に酒宴をひらく。村には家ごとに神棚があり、祠などはないが通常そこを「山の神のおわします所」として祀る。神棚には神酒を1升瓶のまま供え、あとからみんなでいただいた。

心臓はじめ内臓をマツリギモと称して、これにネギ・ダイコン・豆腐などを添えてクマ汁を作り、これを先に記したデンチューを肴に酒を酌み交わし、狩猟談義に花を咲かせる。

狩猟信仰では、熊とりをはじめ狩猟にかかわる俗信が各地に残っている。

熊とりに特によい日として、「儀式の日はのがすな」の諺がある。この日は必ず捕れるとのいい伝えによるが、反対に悪い日には、身内でお産のあった者は加わってはいけなさとされている。熊が死なないからだといわれる（『猪苗代町史』民俗編158頁）。

山神さまが忌避して、猟師が気にかけてのは、前述したようにお産と死とがあった。一般に妻の腹が大きいときは、猟が効くといわれている。また同じように「妻の妊娠中、猟が効くのは効くが、なかなかきまんねえ」といわれ、かつて只見町福井であった出来事で、獲物の皮を剥いでも、まだ動きが止まらなかった。

当の猟師を「あっちへ行っている」と言って追い払ったところ、すぐさまきまったそうである（『只見町史』第3巻民俗編305頁）。

産火は、当事者だけが嫌い、他はむしろ歓迎する傾向があった。妻なり家族のなかにお産があるとその家の者は、「血の穢れだから」と言ってヒトオボヤ（分娩から初めの7日間を指す。オボヤは産屋のこと）を謹慎するが、その一方、他の猟師はわざわざお産のあった家に立ち寄って猟に出掛けたといわれる。こうすると猟の効果があって、親子熊が捕れるといわれた。また反対に猟師と死火については、家族や親子兄弟中に不幸があれば、必ず7日間は猟を慎む。人によっては、35日ないし49日間謹慎する。一方、他の猟師は、「儀式に出ると10日は魔がさす」と言って喪葬にかかわった者は、少なくとも7日間は出猟せず、喪家にも10日間は訪れないのが習わしであった。また留守居の家族らも同様で、夫なり家族の誰かが出猟中は、たとえ実家の親が亡くなったとしても、また隣家に不幸があっても、出猟中の人に戻るまでは絶対に顔出しをしない。このように猟師とその家族は、生き死にかかわることに関しては、とくに厳しかったとがしられる（『只見町史』第3巻民俗編305頁）。

（執筆者 菅田 宏）

## 付 属 資 料

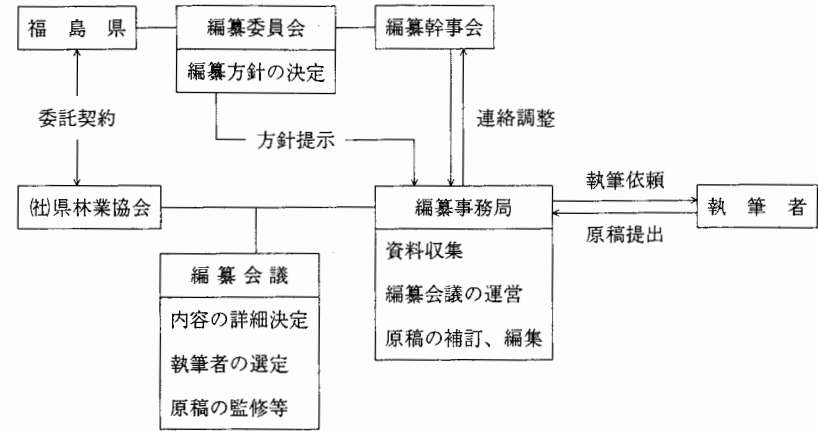
- I 福島県林業主要統計
- II 福島県林務行政組織の変遷
- III 福島県林務関係職員数
- IV 福島県林業関係歳出決算額
- V 歴代知事・林務関係部課長
- VI 林業功労者・各種林業コンクール等受賞者

## 編纂の概要

- I 編纂体制及び役割
- II 福島県林政史編纂委員会の設置
- III 福島県林政史編纂会議の設置
- IV 執筆者等一覧 (付) 資料等提供者
- V 編纂の経過



## I 編纂体制及び役割



## II 福島県林政史編纂委員会の設置

### ○福島県林政史編纂委員会設置要領

福島県農林水産部

第1条 「福島県林政史（仮称）」（以下「林政史」という。）の編纂に向けて編纂事業を円滑に進めるため、「福島県林政史編纂委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- 1 林政史編纂に関すること。
  - (1) 基本方針に関すること。
  - (2) 監修に関すること。
- 2 その他前条の目的を達成するために必要と認めること。

第3条 委員会は根福島県農林水産部長が依頼する委員で構成する。

- (1) 会長には福島県農林水産部長を充てる。
- (2) 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- (3) 委員会の構成は必要に応じて委員会で協議し、新たに委員を依頼することができる。

第4条 委員の任期は、林政史編纂完了までとする。

第5条 委員会は、会長が招集する。

第6条 委員会の庶務は、農林水産部林業振興課で行う。

第7条 この要領で定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は別に定める。

（附則） この要領は、平成7年4月1日から施行する。

## ○福島県林政史編纂委員会の構成

|    |                        |                       |
|----|------------------------|-----------------------|
| 会長 | 県農林水産部長                | 黒沢 清 (平成7年4月～8年3月)    |
|    |                        | 斉藤 信一 (平成8年4月～)       |
| 委員 | 宇都宮大学農学部名誉教授           | 笠井 恭悦                 |
| 委員 | 宇都宮大学農学部教授             | 笠原 義人                 |
| 委員 | 県史学会会長、前県文化センター歴史資料館参事 | 菅田 宏                  |
| 委員 | 国有林野事業福島連絡室長           | 斉藤 光熙 (平成7年4月～8年3月)   |
|    |                        | 上原 信亥 (平成8年4月～10年10月) |
|    |                        | 林 睦男 (平成10年10月～)      |
| 委員 | 県林業会議事務局長              | 太田 昭彦                 |
| 委員 | 県農林水産部長次長(総務)          | 岡本 光正 (平成7年4月～8年3月)   |
|    |                        | 服部 敏明 (平成8年4月～9年3月)   |
|    |                        | 渡辺 毅 (平成9年4月～)        |
| 委員 | 県農林水産部次長(業務)           | 佐藤 正直 (平成7年4月～8年3月)   |
|    |                        | 萬城 哲夫 (平成8年4月～9年3月)   |
|    |                        | 大平 直水 (平成9年4月～)       |
| 委員 | 農林総務課長                 | 小山 紀夫 (平成7年4月～9年3月)   |
|    |                        | 佐藤 正尚 (平成9年4月～)       |
| 委員 | 森林整備課長                 | 吉田 協一 (平成7年4月～10年3月)  |
|    |                        | 紺野 剛保 (平成10年4月～)      |
| 委員 | 林業振興課長                 | 大平 直水 (平成7年4月～9年3月)   |
|    |                        | 五十嵐保雄 (平成9年4月～)       |
| 委員 | 森林土木課長                 | 関 厚 (平成7年4月～8年3月)     |
|    |                        | 松本 芳樹 (平成8年4月～10年3月)  |
|    |                        | 中村 多伸 (平成10年4月～)      |
| 委員 | 県北林業事務所長               | 大金 秀美 (平成7年4月～8年3月)   |
|    |                        | 杉山 紀元 (平成8年4月～10年3月)  |
| 委員 | 県北農林事務所森林林業部長          | 菅野 光雄 (平成10年4月～)      |
| 委員 | 林業試験場長                 | 大金 秀美 (平成8年4月～)       |

## 【編纂幹事会】

|       |   |
|-------|---|
| 森林整備課 | 主幹・課長補佐 (熊田悦久→矢吹良美→鈴木伸司、矢吹良美→鈴木伸司→橋本哲夫) |
| 林業振興課 | 主幹・課長補佐 (鈴木省三→宗形芳明、大関昌平→大平晃正)           |
| 森林土木課 | 主幹・課長補佐 (中村多伸→渡辺卓治)                     |
| 林業試験場 | 副 場 長 (斉藤勝男→荒井 賛)                       |

## Ⅲ 福島県林政史編纂会議の設置

## ○福島県林政史編纂会議設置要領

(社)福島県林業協会

- 第1条 福島県林政史編纂の受託事業を円滑に遂行するため、(社)福島県林業協会(以下「協会」という。)内に福島県林政史編纂会議(以下「会議」という。)を設置する。
- 第2条 この会議は、必要に応じ開催し、福島県林政史編纂委員会の編纂方針に基づき編纂の詳細内容、資料収集方針並びに原稿執筆者の選定等について協議する。
- 第3条 この会議は、編纂委員、編纂幹事及び編纂事務局長で構成する。
- 編纂委員は、学識経験者、福島県職員、その他協会の会長が適当と認める者のうちから協会の会長が委嘱する。
  - 編纂幹事は、福島県林政史編纂幹事を充てる。
  - この会議に座長を置く。
  - この会議の事務は、福島県林政史編纂事務局が行う。
- 第4条 この要領で定めるもののほか必要な事項は、会議で協議して定める。
- (附則) この要領は、平成7年8月17日から施行する。

## ○福島県林政史編纂会議の構成

|         |            |                        |
|---------|------------|------------------------|
| 座 長     | 県農林水産部次長   | 佐藤 正直 (平成7年4月～8年3月)    |
|         |            | 萬城 哲夫 (平成8年4月～9年3月)    |
|         |            | 大平 直水 (平成9年4月～)        |
| 編 纂 委 員 | 笠井 恭悦      | 宇都宮大学農学部名誉教授           |
| 編 纂 委 員 | 笠原 義人      | 宇都宮大学農学部教授             |
| 編 纂 委 員 | 菅田 宏       | 県史学会会長、前県文化センター歴史資料館参事 |
| 編 纂 委 員 | 村川 友彦      | 県文化センター歴史資料課課長補佐       |
| 編 纂 委 員 | 木村 完三      | 県史学会会員、元林業指導課長         |
| 編 纂 委 員 | 草野 幸男      | 元参事兼林業指導課長、元県森連専務理事    |
| 編 纂 委 員 | 太田 昭彦      | 県林業会議事務局長、元農地林務部次長     |
| 編 纂 委 員 | 林業振興課長     | 大平 直水 (平成7年4月～9年3月)    |
|         |            | 五十嵐保雄 (平成9年4月～)        |
| 編 纂 幹 事 | 編纂幹事会のメンバー |                        |
| 編纂事務局長  | 小林礼三郎      |                        |

Ⅳ 執筆者一覧

第Ⅰ編 総論

|                    |  |
|--------------------|--|
| 第1章 原始・古墳時代        | 木村 完三 (編纂委員、県史学会会員、元林業指導課長)                          |
| 第2章 古代・中世          | 〃  |
| 第3章 近 世            | 〃  |
| 第4章 近代Ⅰ (明治・大正期)   | 笠井 恭悦 (編纂委員、宇都宮大学農学部名誉教授)<br>笠原 義人 (編纂委員、宇都宮大学農学部教授) |
| 第5章 近代Ⅱ (昭和戦前・戦中期) | 〃  |
| 第6章 現代 (昭和戦後・平成期)  | 〃  |
| 第7章 林務行政組織の変遷      | 編纂事務局  |

第Ⅱ編 各論

|                 |   |
|-----------------|---|
| 第1章 森林資源と森林計画制度 | 鈴木善二郎 (森林整備課主任主査兼森林計画係長)  |
| 第2章 公有林野        | 笠原 義人 (前出)  |
| 第3章 入会林野        | 〃   |
| 第4章 森林の造成       | 堀江 隼人 (森林整備課主任主査兼造林係長)<br>飯東 昭三 (森林整備課主任主査兼森林総合利用係長)<br>穴戸 裕幸 (林業振興課主任主査兼木材振興係長)                  |
| 第5章 林道の整備       | 渡辺 裕樹 (森林土木課主任主査兼林道開設係長)<br>大西 真一、馬場 勝美 (森林土木課主任主査兼林道維持係長)  |
| 第6章 林業構造の改善     | 前沢 芳樹、大竹 清美 (林業振興課主任主査兼林業構造改善係長)  |
| 第7章 木材生産と木材産業   | 円谷 孝吉 (元県林務職員、元県木連検査部長)<br>穴戸 裕幸 (林業振興課主任主査兼木材振興係長)   |
| 第8章 特用林産物       | 庄司 當 (元県林業試験場長、県きのこ振興センター専務理事)<br>青砥 一郎 (元県林務職員)<br>大沢 章 (元県林務職員、野草研究者)<br>松本 信夫 (県きのこ振興センター指導課長) |
| 第9章 木炭と薪        | 佐藤 幸男 (元県林務職員、元県木連検査部長)   |
| 第10章 森林組合       | 笠原 義人 (前出)  |
| 第11章 林業金融       | 橋本 幸洋 (林業振興課主任主査兼森林組合係長)  |
| 第12章 林業労働       | 〃   |
| 第13章 林業技術開発     | 斉藤 勝男 (林業試験場副場長)  |

|                    |  |
|--------------------|--|
| 第14章 林業の普及指導       | 鈴木 省三 (林業振興課主幹)  |
| 第15章 緑化と森林空間の総合的利用 | 小松崎 宏 (元県林務職員、前県緑化推進委員会専務理事)<br>宮川 信行 (森林整備課主任主査兼緑化推進係長)<br>飯東 昭三 (前出) |
| 第16章 治山治水事業        | 相馬 雅俊 (森林土木課主任主査兼治山係長)   |
| 第17章 保安林の整備        | 八代 雄二 (森林土木課主任主査兼保安林係長)  |
| 第18章 森林の保安と保障      | 矢澤 倉一 (森林土木課主任主査兼林地開発調整係長)<br>斉藤 潤一 (森林整備課主任主査兼森林保護係長)                 |
| 第19章 鳥獣の保護と狩猟行政の沿革 | 松本 孝正 (森林整備課主任主査兼鳥獣保護係長)   |
| 第20章 優良林業地         | 宗形 芳明 (林業振興課主幹)<br>五十嵐文明 (林業振興課普及班主任主査)                                |
| 第21章 林業団体          | 各林業団体  |
| 第22章 国有林           | 笠原 義人 (前出) 編纂事務局   |

第Ⅲ編 森林と木の文化

|                |  |
|----------------|--|
| 第1章 民家と木造建築    | 村川 友彦 (編纂委員、県文化センター歴史資料館主任主査兼学芸員)                |
| 第2章 木と生活工芸     | 誉田 宏 (編纂委員、県史学会会長、前県文化センター歴史資料館参事)<br>村川 友彦 (前出) |
| 第3章 漆・蠟と会津漆器   | 誉田 宏 (前出)<br>村川 友彦 (前出)                          |
| 第4章 森林の恵みと生活文化 | 村川 友彦 (前出)<br>大沢 章 (元県林務職員、野草研究者)                |
| 第5章 森林環境と信仰    | 村川 友彦 (前出)                                       |
| 第6章 狩猟文化       | 誉田 宏 (前出)  |
| 付属資料           | 編纂事務局  |
| 森林・林業・木材産業年表   | 編纂事務局  |
| 編纂の概要          | 編纂事務局  |

注 ( ) 内は、執筆当時の職名等を掲載した。

【資料等提供者】

|         |  |
|---------|--|
| 福島県立図書館 | 福島県文化センター・林野図書館資料館・市町村・財産区                                   |
| 営 林 局 署 | 各林業関係団体  |
| 元県林務職員  | 芳賀 武・中野 五郎・渡辺 丹二・斉藤 一助・伊藤 忠男<br>木村 完三・草野 幸男・吉野 洪・伊関 治郎・大河原豊治 |

新村 末男・佐藤 健次・菊池 宏次・野中 邦典・須藤 一郎  
 浜須 篤義・大桃 敏・板橋 徯助・片岡 脩・佐藤 源策  
 湯田 伊左衛門(下郷町) 谷口 晃男(梁川町)  
 武山 健一(原町市) 小林 仁(猪苗代町)  
 安藤 紫香(会津若松市) 初瀬川ウメ記念館  
 (敬称略)

## V 編纂の経過

平成7年4月3日 福島県林政史編纂委員会設置要領施行  
 6月12日 第1回編纂委員会；編纂基本方針の決定  
 7月21日 福島県林政史編纂事業委託契約締結  
 委託者 福島県知事 佐藤栄佐久  
 受託者 社団法人福島県林業協会会長 池田 善治  
 8月1日 (社)福島県林業協会内に「福島県林政史編纂事務局」設置  
 8月17日 福島県林政史編纂会議設置要領施行、編纂委員の委嘱  
 9月27日 第1回編纂会議；編纂フレーム、資料の収集方針、執筆者要領等の協議  
 7～9年度 資料収集、年表作成(編纂事務局)  
 8年3月6日 第2回編纂会議；編纂フレーム、執筆計画、執筆者の選定、資料収集、その他について協議  
 5月31日 第2回編纂委員会；編纂経過、編纂スケジュール等について協議  
 6月10日 執筆予定者との執筆打合せ  
 6月11日 執筆依頼(学識経験者、元県職員、各林業団体等、森林整備課、林業振興課、森林土木課、林業試験課)  
 12月9日 第3回編纂会議；執筆状況、資料収集、その他について協議  
 9年7月7日 第3回編纂委員会；編纂経過、編纂スケジュール等について協議  
 10年3月3日 第4回編纂会議；執筆状況、その他について協議  
 9～10年度 編纂委員会・編纂会議の委員に原稿を送付し、内容の検討を依頼  
 8～10年度 原稿の補訂・編集(編纂事務局)  
 10年12月1日 第4回編纂委員会・第4回編纂会議；編纂スキームについて協議  
 11年1月 印刷製本発注  
 11年1月～3月 校正・製本

### 福島県林政史編纂事務局

局長 小林礼三郎 元農地林務部次長、前県林業公社専務理事  
 渡辺 純雄 県林業協会総務課長  
 星 英寿 元県林務職員、前県総合緑化センター指導部長  
 (平成8年4月～10年9月)

# 福島県林政史

— 森林・林業のあゆみ —

平成11年3月31日 発行

編 集 福島県林政史編纂委員会  
福島県林政史編纂会議

発 行 福 島 県

印 刷 陽光社印刷株式会社

福島市南矢野目字萩ノ目裏1-1